

諏方（諏訪）上社・下社大祝氏族の素性来歴の再検討

―神・金刺・大中臣姓諏方家の出自系譜と信濃武士の御内人化―

桃崎 有一郎

緒言―諏方家系譜問題を構成する諸問題

諏方上社大祝・下社祝を世襲した諏方家の出自・系譜は、系図史料・関連史料の少なさと信賴性の問題、さらには同名異人の多さに起因して、不明瞭の極みにある（本稿では、引用の場合を除き、スワ〔スハ〕は中世前期の一般的記法に従い「諏訪」ではなく「諏方」と記す）。学説ごとに根本の出自も系譜の細部も著しく見解を異にし、その相違点や論点、各推論の根拠を把握・検証することさえ容易でない（恐らくそれを重大な理由の一つとして、それらの議論をすべて捨象して古典的理解に留まる論者もある〔津田02・38頁等〕）。

先学の蓄積を鳥瞰するに、論点は三つに大別できる。第一には、上社大祝家を中心（嫡流）とし、広く信濃の諸豪族を庶子として、すべて神姓一族として記述する前田家本『神氏系図』（以下『神氏系図¹』）の真偽、というよりも古代信濃に純粹な意味での姓として神姓が存在したか否かの問題（以下「神姓真偽問題」と呼ぶ）。第二には、

これと関連して、上社大祝家が何姓かという問題（候補は神姓や金刺姓。以下「上社氏姓問題」）。第三には、鎌倉幕府に仕えた諏方家の系譜の混乱（以下「系譜混乱問題」）である。第一・第三の問題は第二の問題と直結しており、相互に不可分なので、すべて一つの大問題（以下「諏方家系譜問題」）として解決を図らねばならない。

右諸問題の一部は、議論の末に一応の有力な学説へと収斂つつあった。しかし、子細に検討すると、その現状最良の説においてさえ、史料の収集漏れ等に起因して、立論の根幹に重大な弱点を見出し得る。筆者の見るところ、諏方家系譜問題は未だ定説を得るに至っていない。その克服には〈問題が解決しない理由〉の特定、すなわち複雑を極める学説史上の論点を整理し、論証済み事項と未証明事項・誤謬を慎重に選り分けて、到達点と問題の所在を明らかにする準備作業を要する。

さらに、周知の通り、諏方家は御内人（鎌倉期全般を射程とする本稿では、便宜上、鎌倉後期に限らず、北条時政以下の鎌倉北条家嫡流の一家に私的に従属する者を「御内人」と呼ぶ）の筆頭格であったが、彼ら個々人の御内人としての態様は、各人の系譜上の位置を大前提として、〈諏方家の誰が、いつ、なぜ、いかなる形で御内人化したか〉という問題（以下「諏方家御内人化過程問題」）の解明なくして解き得ない。

以上から、本稿は、上述の準備作業により旧説の到達点と問題点（誤謬・未解明点）を腑分けした上で、新史料の補足等に基づき、現状で最も合理的で矛盾の少ない、旧説と異なる鎌倉期諏方家の新たな系譜と来歴（特に上下社大祝の姓とその変遷）を提示したい。また、その作業に必須の一部として、諏方家が御内人化した具体的経緯を探り、もって鎌倉期諏方家の歴史像全体の解明を前進させたい。なお、主要な先行学説は参考文献一覧に示し、本文中では略号（著者名＋出版年下二桁）で示した。

第一章 諏方家系譜問題の学説史整理と再検討

I 〈神姓は姓に非ず〉説と『神氏系図』への疑義

諏方上社大祝に関する主な系図は二種類ある。一つは前田家本『神氏系図』で、建御名方神の子孫にして大祝の元祖とされる平安後期の神有員を起点として、分流した庶家まで広く含めて室町時代までの系譜を収める。いま一つは、大祝信重を起点として鎌倉末～南北朝初期まで、信濃国伴野莊の相伝過程を簡略に記録した「信濃伴野莊諏訪上社神田相伝系図」^②（以下「伴野莊相伝系図」）である。これは「大祝家と直接関係を有しない伴野莊々官」、すなわち大祝家の利害に由来する改竄を施す動機がない人の手に成るゆえに「何等作意の跡を認め難い素朴な記述として、史料的价值に於ては、前田家本神氏系図を遙かに凌ぐものがあると云わなければならないであろう」と宝月圭吾によって評され『宝月54-14頁』、その評価は以後も揺らいでいないと認められる。

『神氏系図』の内容は信濃の神氏について網羅的に見え、翻刻紹介した宮地直一「宮地31」をはじめとする諸先学によって、信憑の程度に差はあれど、大いに活用されてきた。『神氏系図』の信憑性をめぐる論争の起点となった宝月圭吾の『諏訪史』は、「正確とは云い難いが」と留保する慎重さを保ちつつも、当該系図が概ね「神氏一族の分散蕃衍の状態」をよく伝えた「やや信用をおくに足る系図」と認めた。そして、一次史料を援用しながら四宮・三塚・保科・笠原・祢津・千野・藤沢・中沢・知久・望月・白田の諸家が「諏訪神社上社大祝諏訪氏すなわち神氏の系統に属する諸氏」を構成し、嫡流大祝家を中心に「神氏一族は、広く信濃一円に亘つて、その氏族を分派せしめていた」ばかりでなく、「上社大祝家を中心として、整然たる統制と、鞏固なる団結のもとに活動し来つた」として、大祝家の統制力に牽引される「強固な同族觀念」を強調した『宝月54-5・6・24・28・55頁』。

この宝月説に対して、伊藤富雄が次のように批判した（批判論説の執筆は『諏訪史』公刊からあまり時を経ない時期と見受けられるが、一九八七年公刊の著作集収録まで未発表）。宝月説では、『神氏系図』が「神氏族全体の系譜では無く大祝家の系図である」に過ぎないことが看過されたまま系図に沿って神氏一族の蕃衍が説かれた結果、系図に漏れた神使御頭勤仕の諸氏族が多数見落とされ、神氏一族の全体像には迫れていない、と「伊藤87 270～271頁」。

ただし伊藤説は、『神氏系図』が文字通り血族の系譜であること自体は疑わなかった。

これに対し、石井進の講演録によって初めて活字媒体で紹介された一九七八年の講演にて、一志茂樹は、中世の「神氏」が血族を意味せず、諏方社神前における盟約によって人為的に同族意識を形成した擬制的氏族である、と述べた「石井97 309～310頁」。議論はここで、「神」氏を純然たる血族と信じた旧説に根底から疑義を呈する段階に入る。

その疑義を具体的論拠に基づいて活字で初めて表明したのは、小林計一郎であった。小林は信賴性の高い史料における「神党」（神姓の信濃武士）の所見を網羅的に調査し、神姓を明記した事例を抽出した結果、その初例は文永八年に笠原信親が「神信親」と署判した事例であり、以降に神姓を称する者が増加してゆくことを指摘した。その上で、鎌倉期の確実な神姓武士の九例のうち、諏方家一族と考えられるのは『雪村大和尚行道記』に現れた神為頼のみであること、特に藤原姓を称してきたはずの市河家が神姓を称した事実を指摘して、血族を装う神氏の虚構性を明らかにした「小林67 157～158頁」。

かかる擬制的な神氏への参加をなぜ、いかにして他姓の信濃武士が指向したかについて、小林は、『諏訪史』の宝月説に付け加えることはない、という「小林67 158頁」。小林はその宝月説の具体的内容やそれを含む『諏訪史』（宝月執筆）の記述を指し示さなかったが、宝月が称津氏について述べた、「一國の大社諏方社を中心に信濃全般に著しい勢力を有した神氏一族との連携が称津氏の信濃南方進出に有利であり、神氏一族にとっても東信濃一帯の雄族

滋野氏の最有力家たる称津氏の取り込みは有益であった」という趣旨の論述や、〈地理的・経済的に因縁浅からぬ神氏と滋野氏の一致協力が互いの繁栄に必要であった〉という趣旨の論述「35頁、54頁」が該当すると思われる。

これに加えて小林は、諏方祝が「神党」なる武士団の統率者となってゆく主たる理由として、鎌倉で得宗被官となった諏方家の勢力隆盛を挙げ、さらに地頭たる武士に課された諏方社神役の奉仕を通じて諏方社と密接な関係が形成され、諸武士に諏方社「氏人」の觀念が植えつけられていった、と見通した「小林67-166頁、173頁」。

その後、郷道哲章は独自の諏方家系譜論を展開する中で、右の小林の見解を踏襲したが「郷道95-891頁」、さらに進んで、従来漠然と一定の信憑性が認められてきた『神氏系図』が、実は著しく信憑性を欠くという見解を発表した。

その根拠は、明治一二年の伊那郡分割で初めて成立した地名「上伊那郡」が書かれていること、また系図に見える神氏一族の名字の地の分布が信濃にとどまらず甲斐に及ぶ事実、信濃と甲斐の交流が多くなる室町後期の状況の反映が疑われること等であった「郷道95-895-898頁」。

以上により、『神氏系図』が純粹な血族の系図でなく擬制的同族意識を強引に一本の樹形にまとめあげた系図であること、すなわち局所的記載の真偽はともかく全体としては真実性に欠けることが明白になり、そこに系線として描かれた同族意識は中世後期の産物である疑いが濃厚になった。そして、そもそも信濃における神姓の存在さえ疑問視され、神姓が鎌倉後期の一二七〇年代を遡るといえる確かな根拠の欠如が指摘されたのであった。

この議論は、単に〈鎌倉後期以後の神姓自称には虚構が含まれる〉とか、〈信濃の神姓が鎌倉後期以前に発見できない〉という次元を超え始めた。小林が、「神」はそもそも姓ではなく、「神五」「神左衛門尉」等のように「通称の一部に加えてその神党であることを示す通称のようなものであったか」と推測したからである「小林67-157頁」。

さらに、小林説を踏まえつつ細部に修正を迫った郷道は、祝を含めた上社系諏方一族が神姓を称した文献的初見

が南北朝初期の『諏方大明神絵詞』まで下るものの、それは彼らの神姓が鎌倉期まで遡れない証明にならず、むしろ鎌倉期に醸成された実態が『絵詞』製作期に文献上に現れたと見るべき、とした「郷道03」17頁。郷道は神姓を鎌倉期まで遡らせることを是としたのだが、逆にその所論は、鎌倉期より前に遡らせ得ないことを前提としている。

郷道説の特色は、これらの諏方家系譜問題を、諏方社領問題から演繹して解決する手法を提唱した点にある。すなわち、もと一体であった諏方上下社が、「上社」「下社」として別個の権門に分離する鎌倉期の趨勢を、系譜問題と関連づけたのである。郷道は、元来一つの諏方社を金刺姓の一人の祝が掌握していたと主張した上で、その祝が武士化し、惣領家（下社系）と庶子家（上社系）に分かれ、庶子家が惣領家を凌いで独立を図った結果、下社系の惣領家の金刺姓を凌ぐ姓として上社系の神姓が創出された、と推論した「郷道03」17頁。

かくして、〈信濃武士が姓として扱った「神」は、古代以来の姓が遺存したものではない〉と、神姓の存在自体が否定される論調が強まった。これは、上社系諏方家が元来神姓でなかった可能性を意味する。これにより、上社系諏方家を下社系金刺姓諏方家とは別の氏族とする通説的旧説「宝月⁵⁴」55頁」の大前提が崩れ、上社氏姓問題が表面化した。上社系が本来的に神姓でなかったのなら、〈上社大祝が神氏嫡流として多数の庶流を派出・統制して信濃支配を進めてきた〉という（前述の宝月説に代表される）通説的歴史像も崩壊し、中世に至るまでの信濃の歴史を描き直さねばならなくなる。

Ⅱ 上社氏姓問題の到達点と課題

〈神姓を称する上社系諏方家が神姓を称する各氏族を率いる「神党」〉という態様が遅くとも南北朝期までに顕現した事実、上社系諏方家を神姓嫡流と見なす（『神氏系図』と合致する）最古の主張であり、近代までの通説となっ

た。宝月もこれを踏襲して、「大祝家諏訪氏を嫡流とする神氏一族は、古くより信濃に於ける地方豪族の尤なるもの」〔宝月54-12頁〕であるのに対して、家伝文書・関係史料の湮滅により下社祝の金刺氏の事績の大部分が（古さも古代における実態も）評価不能としながらも〔宝月54-12頁、55頁〕、両系統が姓を異にするという前提を疑っていない。

確かに、後述（第五章・第六章）の通り、下社系諏方家は金刺姓と推定するほかない。しかし、下社系内部の系譜はもちろん、上社系内部の系譜も、そして両者の関係も、関係史料における混乱が著しい。宝月説の弱点は、その系譜問題の混乱を扱わず、解決しなかった点にあり、その原因は畢竟、鎌倉時代に諏方名字または金刺姓を名乗る「盛重」が三人以上いた、という後述（第三章）の事実を見落としたことに由来する。

それより前、信濃の詳細な地誌・氏族誌を著した太田亮も、盛重が三人存在した事実には気づかず、問題を一人の盛重が上社神氏・下社金刺氏のいずれに属するかが、史料上混乱している」と捉えるに留まった。ただ、太田はその混乱の原因として、金刺氏の血が早くに上社大祝に入った可能性を想定した。この点で太田は、半世紀以上先に議論される上社氏姓問題を先取りしていた。

そして太田は、『吾妻鏡』^(三三) 承久三年六月二一日条の「諏訪大祝盛重」が、『尊卑分脈』において手塚（又）太郎信綱の子「諏方太郎／右兵衛尉／盛重」として見えること、その手塚（又）太郎一家は『源平盛衰記』⁽³⁾ に「信濃国諏訪郡住人手塚太郎金刺光盛」、長門本『平家物語』（二四）に「諏訪郡住人手塚別当金刺光盛」と見えることから、諏方盛重（実は三人の盛重のうち一人。C盛重）が金刺姓に疑いないと指摘した〔太田24-159頁〕。

その後、小林は同様の材料を用いて、次の論法をもって、まず御内人諏方家を上社系でなく下社系と推定した（考証A）〔小林67-163頁〕。

- ①『尊卑分脈』は、諏方盛重とその子盛高・盛頼を、手塚太郎の子・孫とする。

②その手塚太郎は、『源平盛衰記』に「諏訪上宮には諏方次郎・千野太郎、下宮には手塚別当・同太郎」と見え、上社と明確に区別する形で下社所属と記されている。

③また、この一家の盛高は、確実な一次史料たる正慶二年三月の「大川道通般若經由緒書」に「金刺金吾盛高」として現れる。

④よって、下社所属の手塚家と同じ一家の諏方盛重・盛高・盛頼親子は下社系金刺氏である。

⑤この盛重一家は御内人であるから、御内人諏方家は通説の説く上社系ではなく、下社系金刺氏である。

さらに小林は、右に見える盛高に再度着目して、上社氏姓問題へと踏み込んだ(考証B)「小林82-189-191頁」。

⑥『太平記』によれば、「諏方左馬助入道ガ子息諏訪三郎盛高」が、鎌倉幕府滅亡時に北条時行を逃がした。

⑦その時行を奉じて中先代の乱を起こした諏方頼重は上社祝なので、⑥で時行を逃した盛高も上社系と見るべきである。

⑧確実な一次史料(右の③)に「金刺金吾盛高」と見える人物が、⑥・⑦の諏方盛高の同名異人とは考えられない。

⑨よって、時行を逃がした得宗被官の諏方三郎盛高は上社系であり、かつ金刺氏である。

⑩よって、上社系諏方家(盛高も、その)は通説の説く神姓ではなく、金刺氏である。

右の考証A・Bは別々の論文で示され、個別に見れば、一定の信憑性ある史料に依拠した精緻な考証に見える。

実際、金井典美は③・⑥・⑧を重視して小林説を是とした「金井79-106頁」。

ただ、小林説は右結論を重視するあまり、行論の不整合を抱えている。考証Bの論考で「上社系＝金刺姓」と結論しながら、上社大祝が大中臣姓であった可能性に言及しているのである。その矛盾を小林は、「古大社の神官家

には大中臣氏を姓とするもの少なからず、従って単に神官の家と言う意味で大中臣氏という姓を引いているのではないかとも思われる」と、苦しい論理で回避しようとした「小林82 191頁」。前後の学説（史）を根底から覆してしまつたにもかかわらず、小林自身が重視せず、上社大祝家が大中臣姓であつた可能性は小林以後の研究でも言及されず、黙殺されてしまつた。それが不当であることは第四章Ⅱで述べたい。

右二つの考証それ自体にも、看過し難い矛盾がある。まず、同じ諏方（金刺）盛高を、考証Aでは下社系とし、考証Bでは上社系としている。上社系・下社系が同一氏族だという論証がない限り、両考証は矛盾してしまふ。

さらに、小林は金刺金吾盛高と『太平記』の諏方三郎盛高⑥を同一人と見なし、石井もその理解を踏襲した
 が「石井97 327 328頁」、これは慎重な検討を要する。『太平記』で、元弘三年五月の鎌倉幕府滅亡段階で「諏訪三郎盛高」であつた人物が、その二ヶ月前の「大川道通般若經由緒書」では「金刺金吾盛高」すなわち衛門尉であつた⑦こととの矛盾を、軽視すべきでない。衛門尉在任者が二ヶ月後に「諏訪三郎」と名乗ることは通常ないからであり、この問題を解決せねば二人の盛高を同一人とする前提で行論できない（第八章Ⅰで私見を示す）。

まず、前者の矛盾について述べよう。考証Aの盛高は、『尊卑分脈』によつて太郎左衛門尉の通称が知られ、盛重の子であり、盛頼の兄である。この一家三人は、北条得宗家被官として鎌倉中後期に活動した（第五章Ⅰで後述）。ここでいう盛重は出家して法名を蓮仏といい、『外記日記（新抄）』文永四年四月二七日条の「関東諏方兵衛入道去比死去云々」という記事を根拠に、京都の記録に死去が記録されるほどの幕府の要人であることから彼に該当する、と石井進が指摘したように「石井97 325 326頁」、生前のかなり長い期間を経て死没時まで一貫して「兵衛入道」と称した。ところが、考証Bの『太平記』に現れる盛高は「諏訪三郎」で、通称が右の太郎左衛門尉盛高と食い違ふ。しか

157

も諏方三郎盛高の父は「諏方左馬助入道」とされ、明らかに兵衛入道蓮仏とは同一人物でない。実は、この箇所でも該人物を「諏方左馬助入道」とするのは『太平記』の流布本であり、細川重男が考証したように古態本では「諏方左衛門入道」とされていて、流布本成立の過程で「左衛門」が「左馬助」に改変されたことが判明している〔細川96―188―189頁〕。小林の考証Bは、この問題を見落とした。

時行を逃した諏方三郎盛高の父は「諏方左衛門入道」であり、彼の法名は直性であり（第八章Iで後述）、「兵衛入道」蓮仏と明らかに別人であり、したがって三郎盛高と、兵衛入道蓮仏の子の太郎左衛門尉盛高は別人である。

このように、小林は「盛高」が少なくとも二人の同名異人（蓮仏の子の太郎左衛門尉盛高、直性の子の三郎盛高）であることを見落として、考証A・Bを立論した。そのため、同一人物と見なした盛高が、考証Aでは下社系、考証Bでは上社系と見なされる、という矛盾が生じた。さらに、考証Aの①↓②の論法には瑕疵がないが、①↓③において、①の盛高を③の金刺盛高と無条件に同一人物視した点に飛躍があり、二人が別人でないと証明せねば③を④の材料にできない。

もっとも、③を却けても考証Aは①↓②↓④↓⑤の流れで成立する。そして手塚別当・同太郎が金刺姓であることを加味すれば、小林説は、少なくとも〈御内人諏方家で記録上最も目立つ主流派は下社系金刺氏〉と論証したことになる。ただ、考証Bは右の通り⑦に飛躍（連携する二人を無条件に同一氏族と見なす）があつて論証が不成立に陥るので、考証Bの結論⑩（上社系諏方家は金刺姓）は採れない。

Ⅲ 〈鎌倉期に単一の諏方社が上下社へ分離〉説の是非

以上を踏まえた上で、小林説を発展的に修正した郷道説を検証しよう。郷道は、小林やそれ以前の学説が漠然と

信じてきた、〈諏方社は古代以来、上社・下社が別々の長のもとに別個に運営されてきた〉というテーゼを疑うという着眼から、上社氏族問題を論じた。その所論は、以下のように概括できる。

そもそも、上社系諏方家を神姓とし、下社系諏方家を金刺姓とする通説は、上社・下社が別個の長に率いられ別々に活動する組織であったという前提に立っている。しかし、上社・下社の分離は鎌倉時代に入ってからのもので、それ以前は両者一体であった。ならば、下社系諏方家が明白に金刺姓である以上、上社系を神姓とする通説は怪しくなる〔郷道95―892―895頁〕。その点で、小林説には首肯の余地がある。ただ、小林は、下社系金刺氏が上社の実権をも獲得して上社大祝にも就任し、ために上社・下社とも金刺姓になったと説いた〔小林82―201頁〕。その点に、郷道は疑義を呈した。この筋書きでは、上社大祝の地位を乗っ取った金刺氏が姓を「神」に改める必然性が説明されず、上社大祝が神姓を自称し始めた事実を説明できない、と〔郷道03―16頁〕。

郷道は、小林説の不備が、上社大祝と下社祝を別個の地位とし、上社・下社を完全に独立した組織と見なす大前提に起因すると予想し、この大前提の是非を考証した結果、非と結論した。

上社・下社を区別する最初の史料は、『吾妻鏡』では極めて早く、冒頭付近の治承四年九月一〇日条に現れる。同条によれば、大祝篤光の妻が夫の使者として一条忠頼の陣を訪ね、源氏の戦勝を祈願する夫の得た夢想を告げ、それに後押しされて忠頼らが平家方人の菅冠者を討った。忠頼らは報賽として諏方社への所領寄進を決め、「上宮分」として甲斐平出・宮所両郷を、「下宮分」として竜市一郷を寄進すると決めたが、何度書き直しても「下宮分」に岡仁谷郷を書き加えてしまう。これは、下社が上社と同数の二郷をもって表謝されるべき、上社と同等の扱いを要することの表れだ、という話である。

この記事の信憑性を、郷道は疑った。まず、討たれたという「菅冠者」はこの記事（と関連記事）以外に所見が

なく、菅冠者が討たれたという大田切周辺に「菅」地名がないので、彼の実在性に疑問がある。この話は、上社諏訪神の神威が及ぶ境界（諏訪郡と伊那郡の境界）が大田切であるという『諏方大明神絵詞』所載の話に依拠して創作されて『吾妻鏡』に挿入された可能性があると、より強力な証拠は、寄進された四ヶ所が、右の記事で寄進された時には郷であったのが、六年後の文治二年三月一二日条所引の、より信頼性が高い「関東知行国々内乃貢未済庄々注文」では郷でなくなっている、という矛盾であり、最も決定的なのは同注文にて諏方社領が「諏方上下社領」と表記されて、未だ諏方社が上下に分離していなかった事実である、とした「郷道03-18-20頁」。

上下社の一体性を意味する上下社の所領（領有者を上社や下社に特定しない所領）の終見は『吾妻鏡』承久三年八月七日程の「諏方宮御料」越前宇津目保であり、かつ信憑性に問題のある文書を除くと上下社領の分離を示す確実な史料は寛元四年十一月七日將軍家下文に「諏方上社領」と明記された信濃国筑摩郡白河郷であることから、郷道は、承久・寛元頃に上社と下社が分裂し、一体性を失ったと結論した「郷道03-20-24頁」。

その分裂以前、上下社が一体であったなら、その時期の祝も上下社を一身に統轄する一人であったと見るのが自然であろう、と郷道は行論する。郷道はその傍証として、源平合戦期の諏方家の動向を挙げた。すなわち、「諏方祝盛澄」と記される諏方盛澄が平家に従っている時期^⑨に含まれる治承四年に、「当宮（諏方）大祝篤光」が源氏の戦勝を祈願したという前述の話は、上社・下社それぞれが別行動を取り得る分離後の鎌倉中期以降ならば成立するが、前述の通り当時は上下社が未だ一体であったから辻褄が合わない。どちらかが虚構であり、ならば前述の通り治承四年の篤光の源氏戦勝祈願の話が虚構であり、盛澄関係の記事を信ずるべきで、盛澄の肩書き「諏方祝」は、諏方社が上下一体であった以上は上下社双方を管轄する祝であった可能性が高い、と推測した「郷道03-20頁」。

以上の所論の上に、郷道は上下社の祝家に何が起こったかを、次のように推定した。郷道は、鎌倉期に現れる三

人の「盛重」のうち、得宗家の泰時（時頼）に仕えた諏方兵衛尉盛重（連仏）をC盛重と呼ぶ（本稿も混乱を避けるべく、これを踏襲する）。そのC盛重の活動時期は、上述の上下社分裂の時期と重なるので、C盛重は上下社分裂に関与する政治的動向を取った可能性がある。その動向とは、分裂期の承久（寛元頃）に、唯一の祝を世襲した諏方家において有力庶子家が出現し、惣領家から独立を図り、一体であった上下社領から一方の神社領を分離して掌握して独立運動の足場とし、支持勢力とすべく信濃武士を「神党」として組織したものと推測され、その「神党」を称したのは上社系であるから、分離独立した庶子家は上社系であり、彼らが一体の上下社領から上社領を分離した。その独立運動を可能にした最大の政治的支持母体は、C盛重が被官として奉仕する得宗家であった（郷道03・24・25頁）。そして、上社大祝の成立とはすなわち庶子家の惣領家に対する訣別・克服指向であるから、惣領家の（特筆すべき尊貴性のない）金刺姓を圧倒的に凌駕できる新たな姓が必要とされ、文字通り最も端的に神性を表現した「神」姓を創出した、と『郷道03・17頁、26頁』。

郷道の所説は、畢竟、二つの命題に収斂する。まず、神社分裂Ⅱ（諏方上下社は元来一体だが、鎌倉期に分裂した）という命題①。次に、祝分裂Ⅱ（諏方上下社は元来一人の祝を擁したが、鎌倉期に上社祝・下社祝に分裂した）という命題②である。

しかし改めて検証すると、郷道が証明したのは、所領分裂Ⅱ（諏方上下社の所領は元来一体だが、鎌倉期に上社領・下社領に分裂した）という命題（以下、命題③）であり、それは厳密には命題①神社分裂と同義ではない。これを同義と見なすには、〈所領の分裂は組織の分裂を意味する〉という別の命題（以下、命題④）を援用せねばならないはずだが、この命題④の証明が郷道説にはない。その証明がない場合、次のような可能性を否定しきれない。（上社・下社は元来別個だが、何らかの理由で所領を共有するに至り、何らかの理由で共有の解消に至っただけ）とい

う可能性である。そもそも「上社」「下社」(ただし当該期の史料では専ら「上宮」「下宮」と名づけられた以上、統合的に運営されていた(時期があつた)としても、上社・下社はそう名づけられた最初から厳密には組織として別個であると判断せねばなるまい。

その可能性に筆者がこだわるのは、祭祀の問題を軽視すべきでないと考ええるからである。ここに、命題②が関わる。所領を共有したとしても、上社・下社は別個の神社である以上、祭祀が異なるはずで(現にそうである)、その祭祀(祭祀)は上社・下社それぞれに独立して存在したはずであろう。両社の祭神は中世以降に夫婦だと主張されたが、その真偽は重要でない。重要なのは、別々に祀るべきだから別々の神社が設けられたと考えるべきことであり、たとえ統合的に把握されていたとしても、祭祀は相互に独立していたと考えないわけにはいかない。ならば、双方に別個の独立した司祭がいた可能性は十分に高い。神社である以上、組織としての態様は所領領有の態様よりも祭礼の態様にこそ根幹があるはずで、神社が別個ならば祭礼は別個であつた可能性を最初から否定すべきでなく、ならば司祭も別個であつた可能性を排除すべきでない。

その上で両者が統合的に運営されていた可能性を認めるならば、次の二つの問題が生ずる。一つは、(その統合的運営が両者のいかなる関係のもとに行われたか)という問題。考え得るパターンは、一方の司祭が他方の司祭に支配的立場で臨んだか、もしくは双方の司祭が真に対等な関係で協調したか、である。もう一つの問題は、右のいずれのパターンであれ、(双方の司祭が「祝」であつたのか、それとも一方の司祭だけが「祝」で他方の司祭は別の名であつたか)という問題である。両者の司祭が対等でなかった場合、支配的な一方だけが「祝」であつた、といった可能性が考えられよう。『吾妻鏡』前半部で上下社の区別を有さない「諏方祝」の肩書きが見える事実は、必ずしも上下社を統合的に支配する一人の祝の存在ではなく、この可能性の表れであつた可能性が捨てきれない。

さらに、『光明寺残篇』^①によると鎌倉最末期、すなわち上社・下社が明瞭に別組織であり、上社大祝と下社大祝が別個に活動していた時期に、楠木城攻略のため動員された鎌倉幕府軍に「諏方祝」が見える。すなわち、郷道説のように、盛澄の「諏方祝」という肩書きをもって、当時の諏方社祝が上下社に別個に存在しなかったと説くことはできない。

また郷道説は、前述の通り、〈源氏方として行動する上社大祝篤光〉の話と、〈平家方として行動する諏方祝盛澄〉の話は両立しないとした。そして、前者を虚構と推定し、その根拠として「菅冠者」の名字の地「菅」が信濃に見えないことを挙げた。

しかし、「菅」を地名と断ずる必要はない。賀茂姓の賀茂社権祢宜が「権祢宜加（賀）冠者」、安倍姓（あるいは安曇姓等）らしき人物が「安冠者」と呼ばれたように、菅原姓や菅野姓の成人男性が「菅冠者」のアザナを称したと見ればよく、「菅（すが／すげ）」地名の不在をもって彼の非實在性を証することはできない。

郷道は、命題③所領分裂の論証をもって、命題①神社分裂へと敷衍し、命題②祝分裂へと敷衍した。その推定に基づき、「諏訪上宮には諏方次郎・千野太郎、下宮には手塚別当・同太郎」と上社所属・下社所属の武士を書き分ける『源平盛衰記』の記述を誤伝（後世の認識の遡及）と見なした。しかし、神社が別個であり祭礼が別個である以上、祭礼に奉仕する豪族が上社・下社で別個に編成されるのは十分あり得ることで、右所伝を祝の血統問題だけに引きつけて誤りと見なすことは躊躇される。〈金刺氏内部で惣領家から庶子家が分立し対抗した〉という郷道説の成否は、その大前提となる〈上下社を統べる唯一の祝家たる金刺氏〉を認め得るか、という点にかかっている。

筆者がこの点を問題視するのは、鎌倉前期の上社大祝（とされる）諏方信重の系譜問題が未解決だからである。信重の父は、『神氏系図』等では敦光とされる。その敦光は、『吾妻鏡』では篤光として登場するが、信重の父と明

記されないばかりか、信重の父は盛重だと『吾妻鏡』に明記されていた。郷道は敦光と盛重を同一人の別名と見なしたが〔郷道95―885頁〕、論証されてはいない。

信重の出自は明らかに混乱しており、説得力ある解決案は提示されていない。信重の父に二説あることは、上社大祝家の血統が二説あることを意味し、上社内部においてさえ祝の血統が一つに固定されていなかった可能性を示唆する。ならば、まして下社も含めた諏方社全体で司祭の血統が一つであったことは、少しも保証の限りでなくなる。そして、複数の司祭家が上社内部や上下社全体で並立していたならば、司祭の地位もまた複数乱立していた可能性が否めないものであり、したがって少なくとも〈信重の父は誰か〉問題を解決せねば、論理的に祝の唯一性は保証できず、郷道説の正しさを確信できない。

第二章 神姓自称武士の新出実例と神姓真偽問題の再検討

I 神姓自称虚構説を覆す新出事例群

小林説は〈上社・下社ともに金刺姓〉と結論し、郷道説はそれに加えて〈上社大祝・下社祝は元来一つ〉と結論した。いずれも上社大祝が神姓であることの否定と一体であり、その論拠は「鎌倉時代及び南北朝時代初期の史料に神なる姓の使用された主な例」の上限が文永八年であった〔小林67―157頁〕^(二七)という、小林の調査成果であった。

しかし、実は小林の調査に漏れた事例を補足可能であり、それによって結論が変わってくる。筆者の調査で得られた実例を、出典ごとに時系列を遡る形で紹介しよう。まず、小林指摘の初例を遡るものではないが、『勘仲記』に下記の一例を見出せる。

㉗ 弘安九年三月二七日条 （二八六）

〔右馬〕 少允神成頼 物部彦二郎

次に、『後嵯峨院北面歴名』に下記一例を見出せる。この歴名は文永六年のものである、この事例は小林指摘の初例より二年遡る。

① 「〔後嵯峨院北面・左衛門尉〕 神為光」

次に、『経俊卿記』に下記の九例を検出可能で、すべて小林指摘の初例より古い。

㉘ 建長六年七月二日条 （二五四）

〔左衛門尉〕 神時広

㉙ 建長六年七月二日条 （除目）

〔左馬允〕 神為 〔氏カ〕

㉚ 建長六年八月五日条 （除目）

〔刑部少允神家政 伝法院造管功、〕

㉛ 建長六年八月五日条 （除目）

〔左衛門少尉〕 神宗光 同（東大寺石段功、）

㉜ 正嘉元年八月一日条 （除目）

〔左衛門尉〕 神為員 去四月御更衣功、

㉝ 正嘉元年九月八日条 （除目）

〔玄蕃允神敦幸 金銅大仏功、〕

㉞ 正嘉元年九月八日条 （除目）

〔玄蕃允〕 同（神） 義宗 同（金銅大仏） 功、

㉟ 正嘉元年九月二二日条 （除目）

〔左衛門尉〕 神敦幸 同（金銅大仏） 功、

㊱ 正元元年四月一七日条 （除目）

〔左兵衛尉〕 神宗時

次に、筆者が作成した『平戸記』の人名索引「桃崎14」により検索すると、下記の一八例を検出できる。すべて『経俊卿記』より古く、したがって小林指摘の初例より古い。

㊲ 仁治元年 （二四〇）

㊳ 仁治元年（四月六日条） （除目）

〔右兵衛尉〕 神行実

㊴ 仁治元年（二月五日条） （除目）

〔刑部丞〕 神高能

- ⑤ 仁治元年二月五日条 (除目) 「左衛門尉 神親具」
- ⑥ 仁治元年二月五日条 (除目) 「右衛門尉 神原重」
- ⑦ 仁治元年二月五日条 (除目) 「右衛門尉 神忠秀」
- ⑧ 仁治元年二月一日条 (除目) 「右衛門尉 神為光已上可転〔左脱カ〕」
- ⑨ 仁治三年三月八日条 (除目下名) 「右衛門 少尉神正家」
- ⑩ 仁治三年一〇月一日条 (除目) 「左京進 神朝清」
- ⑪ 仁治三年一月六日条 (除目) 「兵部 丞神宗兼」
- ⑫ 仁治三年二月二五日条 (除目) 「左衛門尉 神宗光舞姫法配当子二合息子」
- ⑬ 仁治三年二月二五日条 (除目) 「右衛門尉 神朝清」
- ⑭ 仁治三年二月二六日条 (除目下名) 「右衛門尉 神明清」
- ⑮ 寛元三年正月一三日条 (除目) 「右兵衛尉 神時助」
- ⑯ 寛元三年四月八日条 (除目) 「右馬允 神光重」
- ⑰ 寛元三年五月八日条 (除目) 「右馬允 神友家」
- ⑱ 寛元三年八月二九日条 (除目) 「刑部丞 神敦重」
- ⑲ 寛元三年十一月三日条 (除目) 「左兵衛尉 神重家」
- ⑳ 寛元三年二月八日条 (除目) 「左近将監 神重助同〔春日行幸〕頼宮坊」
- ㉑ 貞永元年閏九月二七日条 (除目) 「右馬允 神助光〔東宮魚味〕御祈功」

次に、『民経記』に下記一例を検出できる。『平戸記』より古く、したがって小林指摘の初例より古い。

以上により、神姓自称者の一次史料における所見は、小林指摘の最古の事例より遡る二九例（と一五年下る一例）を追加可能で、神姓自称者の初見は貞永元年まで遡及でき、小林が指摘した文永八年より三九年も古くなる。

そればかりでない。右のうち二例を除く⑨⑩は小除目における除目聞書・除目下名に見える、大量の任官者の一部である。頻繁な小除目によって衛門尉・兵衛尉・馬允・近衛将監・八省丞・諸寮允に大量に任官するのは、鎌倉幕府御家人の成功任官の典型的態様であるから、これら神氏の大部分は御家人たる武士と推定して大過あるまい。しかも、鎌倉の金銅大仏造営の功で任官した⑪⑫の神敦幸・神義宗は、御家人であつた可能性が極めて高い。すなわち、御家人の信濃武士による神姓自称は、遅くとも貞永元年には始まっていたと見てよい。

さらに、右の諸事例を、『神氏系図』や、幕末一九世紀半ばの大祝諏方頼武までの記事を持つ『神氏系図系称一族』（以下「幕末系図」と対照したところ、系図に同名の者を延べ一二人（実数九人）見出し得た。右にゴシックで示した事例がそれにあたり、系図における注記を補って再度示せば次のようになる。

- ④⑤玄蕃允（正嘉元年）／左衛門尉（同年）神敦幸 ↓ 和久四郎左衛門尉敦幸／神野次郎敦幸
- ⑥⑦右衛門尉（仁治元年）／後嵯峨院北面・左衛門尉（文永六年）神為光 ↓ 千野弥太郎太夫為光？
- ⑧左馬允（建長六年）神為□_氏 ↓ 神為氏
- ⑨左兵衛尉（寛元三年）神重家 ↓ 若尾神四郎重家
- ⑩刑部丞（寛元三年）神敦重 ↓ 原七郎次郎敦重／神敦重／和久孫四郎敦重
- ⑪兵部丞（仁治三年）神宗兼 ↓ 神宗兼
- ⑫左京進（仁治三年）／右衛門尉（同年）神朝清 ↓ 藤沢又太郎左衛門尉朝清
- ⑬右馬允（寛元三年）神光重 ↓ 千野四郎（七郎）光重

(幸)左衛門尉(正嘉元年) 神為員 ↓ 神五郎為員
 阿系図に拠つて彼らを系図に落とし込むと、図1の如くである。

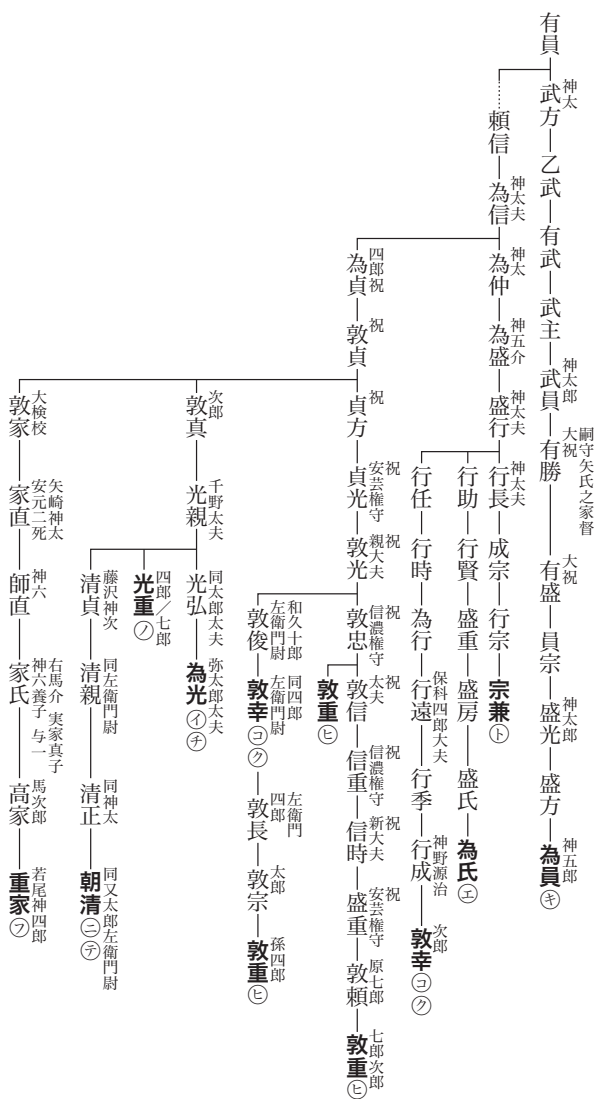


图 1

これにより、『神氏系図』や幕末系図に見える九人の人物が、鎌倉幕府御家人として実在した可能性が極めて高いことを示せる。これだけでも信濃神党研究の拠り所は大いに増えたわけだが、本稿の関心から最も重要なのは貞

永元年に右馬允に任官した神助光の存在^(㊥)であり、これにより遅くとも貞永元年まで神姓自称者の存在を避れる。仮に、彼を信濃武士たる保証がないとして除外するとしても、系図に該当者を得られる仁治三年の左京進・右衛門尉神朝清^(三三)や兵部丞神宗兼^(㊦)、仁治元年の右衛門尉神為光らは信濃武士である可能性が極めて高く、遅くとも仁治元年までには信濃武士の神姓自称を認めてよい。すなわち、仮に〈鎌倉期の信濃武士の神姓自称が虚構〉という小林・郷道の想定が正しいとしても、その開始期は二人が想定した時期よりも三〇〜四〇年ほど遡る。

神姓自称が遅くとも貞永元年までになされていたならば、そもそも当該想定自体を再検討せねばならなくなる。明らかに神姓でない（藤原姓の）市河家が神姓を称する等、鎌倉幕府滅亡前後の神姓自称者に虚構が含まれたのは事実であり、その点において当該想定は正しい。しかし、そうした虚構を、神姓信濃武士の出現期の最初から、神姓自称者全部に及んだ出来事と見なしてよいかといえば、疑義が残る。なぜなら、当該想定を支える政治的背景として小林は御内人諏方家の権勢肥大化を挙げたが、その原動力となる得宗家の権勢強大化は、貞永〜仁治年間すなわち泰時執権期には未だ果たされていなかったからである。

この疑義は、^(三三)嘉禎四年の年紀を持つ「嘉禎神事書」⁽¹⁴⁾に見える次の記載によって決定的となる。

神家者七月一日ヨリ八月一日マテハ重服者ニアハアイ事モスヘカラス、……本神家者他社ノ前ニテ不可下馬勤仕社役者也、

神姓自称者が確認され始めるのとちょうど时期的に重なる嘉禎四年段階で、既に「神家」の語が諏方社で用いられており、これは司祭や神事奉仕者一般を指す名辞ではなく神姓一族を指す可能性が高い。

右の記述の後段は、「神家の者が諏方社の社役を勤める時は、他社の神前でも下馬しないものだ」と解釈できる。その冒頭の「本神家者」の意味は、「本来なら、神氏の者は……」とも解せるし、「本来の神氏の者は……」とも解

せる。前者なら、本来の状態から逸脱した状態が生じるまでの時間の長さを感じさせ、後者なら、「本来の神氏の者」でない者、すなわち他姓から神姓に改姓した者の存在を意味する。いずれにせよ、それ以前に相応の長さの期間、神氏が確実に存在したことが明らかである。後に他姓の者が神姓を自称する現象が起こるとしても、小林説・郷道説の如く信濃神氏の存在自体を虚構と見なすことは難しい。

Ⅱ 信濃神氏の実在性と諏訪郡美和郷

前述の通り、小林は信濃神氏の実在自体を否定した結果、神姓自称武士のアザナに現れる「神」字を姓ではなく、単に「神党」の一員たることを示す通称（ラベル）と見なした。しかし、当時のアザナの実例を通覧するに、そのような通称のあり方は認められない。逆に、武蔵七党の「丹党」が丹治姓、下野の「紀清両党」が紀姓・清原姓（がベースの党）であるという実例に照らせば、「神党」は神姓集団というアピールと見るほかない。「三浦荒次郎（義澄）」「鎌倉悪源太義平」等の姓でない文字もアザナに散見するが、個々人の性質の自称であって、同姓以外の集団を示すラベルとして機能した実例は管見に触れない。

実際、『絵詞』に「神氏」と明記され、「称津神平貞直は大祝貞光の猶子となって姓を神に改めた」という趣旨の記述がある以上、「神」が姓と認識されたことは疑いを容れない。特に、郷道が指摘した通り、『絵詞』は下社関係の記述には下社関係であることを明記するので、そう明記されない右記事は明らかに上社の話であり「郷道03-16頁」、すなわち「神」が姓であることは上社系の神党自身の認識として間違いない。アザナの「神」字を姓でないと見なす無理を冒さざるを得ないことは、それに帰結する小林の信濃神氏非実在説の誤りを強く示唆する。

『新撰姓氏録』には、二つの神直氏が現れる。オホタタネコ（大国主命の五世孫の大田田根子命）の後裔と、生

玉兄日子命（神魂命の五世孫）の後裔である。このうち前者の成立伝承が『古事記』（中）に見え、ミワ山の神である大物主（または事代主）の子のオホタタネコ（意富多泥古命）がミワ氏・カモ氏の祖となった、と伝える。そこではミワ山は「美和山」と書かれ、その地を「美和」といい、その神の子孫の氏族は「神君・鴨君」と書かれた（仁明朝の神直虎主を初見として、神君氏は平安初期までにカバネを「君」から「直」に改めたいらしい）。

それと全く同じ用字の「美和」に住む「神」氏が信濃にもいた事実を、諏方家系譜問題の先学は見落としてきた。太田亮が早くに指摘したように「太田²⁴154頁」、諏方社のある信濃国諏訪郡には美和郷があった（『和名抄』）。これが信濃神氏と無関係とは、到底考えられない。美和郷は信濃国諏訪郡のほかに尾張国中島郡・三河国八名郡・駿河国安倍郡・常陸国久慈郡・美濃国席田郡・美濃国賀茂郡・丹波国水上郡・因幡国邑美郡・美作国苦東郡・美作国大庭郡・周防国熊毛郡・備中国窪屋郡等に存在し、すべて「美和」と表記した。

山城国愛宕郡出雲郷に出雲出身の出雲臣氏が集住し、三河国賀茂郡に山城国賀茂郡出身の賀茂主氏が集住したように、古い氏族名・地名を冠する郷は、その名の地に古くから住むその名の氏族の集団移住によって成立したと見なしてよい。事実、右に列挙したうちの備中窪屋郡の美和郷の住人を奈良時代に構成した主な氏族は、美和首・神首・神人部の各氏であった。¹⁹首をカバネとする神氏は『新撰姓氏録』や六国史に見えず、美和首・神首・神人部と神直の關係は詳かにし得ないが、さしあたりカバネは重要ではない。備中窪屋郡の「美和郷」が、明らかに大和の三輪地域出身のミワ氏の移住によって成立したと見なすべきこと、したがって信濃国諏訪郡の「美和郷」でも同じことが起こり、郷の成立時まで遡ってミワ姓の漢字表記に「神」字を用いる人々が住み始めていたことが、ほぼ疑いないことが重要である。諏訪郡の事例ではないが、貞観八年に信濃国水内郡の三和神・神部神（訓はミワベの神であろう）²⁰が怒っていると神祇官が奏上しており、大和から信濃にミワの神が勧請されていたことは間違いない。

なお、従来、信濃の「神」姓の訓は「ミワ」か「カミ」か不明確とされることがあったが〔宮地31・113頁、小林67・155頁等〕、美和郷の存在を踏まえれば信濃の「神」姓の訓みは「ミワ」であろう、という太田亮の推測〔太田24・51頁〕を疑う理由はない（太田は、神氏の本姓が「美和」で本姓は「大神」かと推測し、『万葉集』二〇巻の埴科郡の神人部はこの氏の部曲の裔と察せられる、とした）。特に、信濃国諏訪郡美和郷と事情を同じくすると推断される備中国窪屋郡美和郷に神首姓と並んで美和首姓が見えることから、大田の推測通りで確定してよい（なお、『異本阿蘇氏系図』に神氏の祖の乙類の別名を「神子」「熊古」と記すことから「神」の訓を「クマ」とする田中卓の説があるが〔田中60・448頁〕、これは乙類の別名に関する伝承の内部で発生した音通転訛の問題と見るべきで、神姓の訓の問題へと拡張する必要はなからう）。天曆元年の「天満宮託宣記」^{（九四七）}にも「近江国比良仁天祢宣神良種加男太郎丸」という振り仮名が見える。

諏方社祭神の建御名方は大国主の子とされ（『古事記』『先代旧事本紀』）、その大国主の和魂の大物主が大和大神神社の祭神とされ、その大物主の子オホタタネコの子孫が神氏とされるのだから、〈諏訪郡に美和郷を成立させた神氏が諏方社祭神建御名方を祀る〉という構図の蓋然性は高い。諏方社祠官の主力が元来神氏であったことや、仮に中世初期までの他氏の勢力伸長に晒されたとしても主力祠官に神氏が残存したことは、認めざるを得ない。

諏方社の祝とされてきた神氏や金刺氏のうち、金刺氏は科野国造の後裔で諏訪評督（大宝令制以前）・諏訪郡大領（令制以後）を世襲し〔太田24・54・57頁〕、奈良・平安前期にかけて正史・文書類に伊那郡大領金刺舎人八麻呂・埴科郡大領金刺舎人正長・諏訪郡人右近衛将監金刺舎人貞長らが比較的確著な存在の痕跡を残すが〔太田24・160頁、宮地31・193・194頁〕、神氏には同等の痕跡がない。それでも、諏訪郡に美和郷があった事実は、信濃神氏の古代における実在性を十分に示す。むしろ、右の如き記録上での現れ方は、宮地直一が想定したように〔宮地31・198・199頁〕、遅れて大

勢力を形成した金刺氏が古い神氏を上回る支配的地位に上り、神氏が郡領も出せない（あるいは出さずに祭祀に専念する）地位に沈潜した結果に過ぎまい。

Ⅲ 根津神平貞直の実在と祠官神姓原則

筆者が新たに気づいた史料では、長徳三年（九九七）や長保二年の相撲召合・相撲御覧に参加した相撲人に「神時正」の名が見える。⁽²²⁾彼の居住国は明記されないが、当該期に武士を輩出可能な階級（少なからぬ相撲人が武士であった）の地方居住者として神氏が実在したことは、疑い得ない。

武士を輩出する平安期信濃神氏の痕跡としては、根津（祢津）貞直の存在も無視できない。彼の名は、『保元物語』金刀比羅本上巻で「根津神平」、半井本上巻・中巻で「根津新平」、『源平盛衰記』⁽²³⁾で「根津泰平」に作る。最後の「泰」は「秦」の誤写に違いなく、傍点部はすべて「シン」の音通であり、正しくは「根津神平」であって、「神平」は神姓を示している「宮地31-298頁」。

通常、アザナに姓を含む場合は父方の一字のみを含むが、実は「峰源藤二持」「紀藤五守景」「藤平大夫依真」「紀平国友」のように、⁽²⁴⁾父母と思われる二つの姓を含む事例が、鎌倉期を通じて散見される（詳しくは拙著「桃崎25」第三章を参照）。「根津神平」もその一例、特に右の三・四例目の「藤平大夫」「紀平」のように輩行の数字を含まない類型の一例と解され、「神平」のアザナによって父を神氏、母を平氏とする出自を表現していると推断できる（『絵詞』や『神氏系図』によれば、根津貞直の本姓は滋野氏で、胎中にある時に母が夢想した神託に基づいて、諏方上社の大祝神貞光の猶子となって神姓となり「根津神平」と名乗ったという）。

根津貞直の実在も「根津神平」というアザナも、一次史料や『吾妻鏡』等で確認できず、彼の存在・名乗りは軍

記物にしか見えない。ただ、軍記物やそれを生み出した鎌倉期社会には、「根津神平貞直」という人物やアザナを白紙から捏造する理由がない。また、建武政権期の元弘三年に「信濃国望月神平、六重直女子神氏」が信濃国司に提出した申状が残る。⁽²⁵⁾「神平」に類する「神平六」というアザナが確かに存在し、それが「神氏」という出自を確かに含意した明証である。また、「望月神平、六重直」という名乗りが同族根津家（望月家は滋野姓、『絵詞』等によれば根津家の本姓も滋野姓）の「根津神平貞直」を強く意識し、その再来を印象づける自称であったことは、ほとんど疑いない。それは「根津神平貞直」の实在を前提とした命名法であり、貞直の实在を傍証する。

これらの徴証から、「根津神平貞直」という名乗りとそれが指す人物の实在は、認めてよい。ならば、これは平安末期信濃の武士輩出階級に神氏が存在した証左となる。したがって、そうした神氏の实在自体を認めず、鎌倉中期頃から他姓の人々が神姓を捏造した上で假冒し始めた、という小林説には従えなくなる。

無論、平安末期信濃の武士輩出階級に神氏が実在したことは、古代を通じて神氏が諏方社司祭の地位を有した点と同義ではない。むしろ、ここで重要なのは、祭神の建御名方と神氏の関係が前述の通りである以上、〈諏方社の主力祠官は神氏でなければならない〉という必然性（以下、祠官神姓原則）を想定すべきことである。それはすなわち、後の他氏族による神姓自称の必然性にほかならない。政治力学によって他氏族が元来の氏族に代わって主力祠官となることは平安期の大社に珍しくなく（尾張熱田社における尾張氏→大宮司家藤原氏、安芸厳島社における佐伯氏→厳島神主藤原氏等）、諏方社で同じ現象が起きた可能性は十分に考えられる。その時、祠官神姓原則という制約があったならば、それは神氏に取って代わった他氏族が神姓を自称（假冒）する不可避的な動機となり、それが中世に顕著化した他氏の神姓自称の根本的発端ではないかと推察可能なのである。

右想定を裏づける痕跡かもしれない記録が『江家次第』⁽²⁶⁾にある。承暦二年をあまり過ぎない時期の諸国掾任官の

実例として、「伊豆国／掾正六位上金刺宿祢為頼（停尚侍藤原朝臣真子承暦元年給二合所任筑前掾上毛野高平所任）」と見えるのである。この「金刺宿祢為頼」は、院政期における金刺姓の新しい所見として重要だが、「為頼」という名も着目に値する。『神氏系図』に、白河院政期に上社大祝であったという「神太」為仲の末弟に、「五郎」と名乗る「為頼」の名があるからである。この神為頼の活動時期でもあるに違いない白河の治世は、右の金刺為頼の活動時期と重なる（承暦は白河朝）。すると、金刺為頼が上社祠官となつて神氏に組み込まれて神為頼になったのではないか、という推測が導かれ、これが祠官神姓原則の痕跡ではないかと推察されるのである。確証を得ないが、後考を俟ちたい。

第三章 系譜混乱問題の論点整理と五人の「盛重」

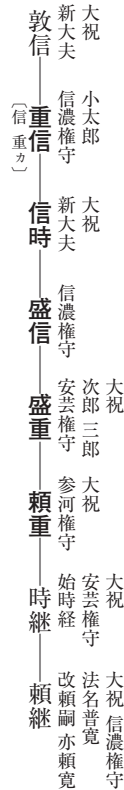
I 四人の「盛重」の同一性と実在性

如上の古代信濃神氏の実在性とそれが生み出したであろう祠官神姓原則を踏まえて初めて、中世諏方上下社の系譜混乱問題の解決を目指す。

前述の通り、当該問題で基礎となるのは系図として最も信頼性が高い、次掲の「伴野莊相伝系図」である。

信濃権守 信重 — 信時 — 盛信 — 盛重 — 頼重 — 忠重 — 当祝

石井が指摘した通り「石井97-321頁」、この系譜は世代・官途も含めて『神氏系図』の一部とよく合致する（ゴシツク部）。『神氏系図』の該当部分も示そう。



右二系図に見える盛重（以下、混乱を避けるべく、郷道説に従って、D盛重と呼び、便宜、頼重父D盛重と呼ぶ）が、先学の混乱の主要因となった。『吾妻鏡』に、承久の乱で子息信重を幕府軍に従軍させた上社大祝盛重が見え（石井説でいう第一の盛重。以下、郷道説に拠り、A盛重と呼び、便宜、承久大祝A盛重と呼ぶ）、さらに北条泰時・時頼らの被官として鎌倉で活躍した諫方盛重（出家して蓮仏。石井説でいう第二の盛重。以下、郷道説に拠り、C盛重と呼び、便宜、御内人）蓮仏C盛重と呼ぶ）、が頻出し、これらの盛重たちの同一性が問題になったのである（以下、盛重弁別問題）。

この論争の起点となった宝月説は、得宗家に仕えた蓮仏C盛重と承久大祝A盛重を同一人と見て疑わずに諫方家の歴史を叙述し「宝月54・16頁」、さらに「伴野莊相伝系図」や『神氏系図』に見える頼重父D盛重をも承久大祝A盛重と同一人と見た「同15頁」。すなわち、三人の盛重をすべて同一人と判断した。そして、『神氏系図』の神敦信に承久大祝A盛重と同じ事績が注記されていることから、両者が同一人でなければならないとした上で「同14頁」、事績を敦信のものとする『神氏系図』の注記は南北朝期の『絵詞』にある同趣旨の記述の無批判な遡及と見て、承久大祝A盛重のものであるべき注記が誤って敦信の注記となった、とした「同15頁」。

これに厳しい批判を加えたのが伊藤富雄で、諏訪「頼満」が戦国時代に三人いた実例を引き合いに出して同名異

人の可能性に注意を促し、また「上社本物忌令」に「信時ノ御子息盛信ニ御舍弟盛重ノ御時……文保元年丁巳三月十五日ニ……」云々と見える事実をも援用して、活動所見が一〇〇年近く隔たる承久大祝A盛重と頼重父D盛重を同一人とする宝月説を「暴論」とした〔伊藤87-267頁〕。

石井進も、「伴野莊相伝系図」で頼重父D盛重の子とされる頼重が息子時継とともに、建武二年の中先代の乱當時の軍忠状⁽²⁸⁾に「信州諏方三河入道照雲・同子息安芸權守時継」、『梅松論』に同じ中先代の乱當時の彼ら親子が「信濃国諏方の上の宮の祝安芸守時継が父三河入道照雲」と見えること（すなわち息子頼重の活動期が鎌倉幕府滅亡前後まで下ること）を補強材料として、この伊藤説を是認した〔石井97-319-321頁〕。

石井はその上で、さらに御内人蓮仏C盛重と承久大祝A盛重を別人であるとも主張した。泰時ノ時頼期に得宗の股肱「諏方兵衛入道」として顕著な活躍を見せた蓮仏C盛重は、京都の中原師種の日記『外記日記（新抄）』の文永四年四月二十七日条に「関東諏方兵衛入道去比死去云々」と伝えられた人物に該当すると指摘した上で〔石井97-325-326頁〕、承久三年に長男信重を幕府軍に派遣した承久大祝A盛重が乱当時⁽²⁹⁾に三五歳を下回ったとは考えられず、その彼が御内人蓮仏C盛重だとすると、C盛重が得宗の意を承けて反逆者追捕等の武力発動をも担ったような活動が年齢的に違和感を与える（高齢に過ぎる）こと、そして「大祝は在任中に諏訪郡を出られない」という規則（以下、郡外不可原則）があるにもかかわらず、承久大祝A盛重の大祝在任中から御内人蓮仏C盛重が鎌倉で居住・活動していることを決定的理由として、二人を別人と推定した〔石井97-319-320頁〕。

かくして伊藤説により、承久大祝A盛重と頼重父D盛重の別人なることは明白という事実が固まり、石井説により、承久大祝A盛重は御内人蓮仏C盛重とも別人という推定が出されて、鎌倉期に盛重が少なくとも二人確実に存在し、三人目がいた可能性が提示された。

観点を變えて述べれば、頼重父D盛重は右の通り「上社本物忌令」によって實在がほぼ確實であり、御内人蓮仏C盛重は『吾妻鏡』と同時代古記録の対照によって確實な實在を証し得るが、承久大祝A盛重の實在は確實でない。伊藤・石井説は、同名異人の盛重が記録上に三人いた可能性を示し、頼重父D盛重・御内人蓮仏C盛重の實在を明らかにすると同時に、承久大祝A盛重の實在性に疑問を残したのだった。

前述の通り、承久大祝A盛重の實在性の問題は、彼と同じ事績を持つ神敦信が『神氏系図』や『絵詞』に現れる事実との整合的解釈の問題と一体である。宝月は承久大祝A盛重の實在を無条件に信じ、敦信に同じ事績ありとする『神氏系図』等を非としたが、その根拠が三人の盛重を同一視することに立脚しているため、成立しない。

これに対して伊藤は、室町期の信濃守護小笠原家の一人が、中央の幕府では小笠原「政秀」として活動し、信州では小笠原「政貞」として活動したという異名同人の実例（しかも幕府と信濃での使い分け）を指摘し、また『絵詞』を製作するにあたっての諏方円忠の慎重な考証態度から演繹して、円忠が承久大祝A盛重の存在を知らなかったとは考えられず、知りながら『絵詞』に敦信の名で登場させた、すなわち鎌倉幕府と「盛重」の名で対話した承久大祝A盛重が地元諏方では「敦信」の名で通っていた、と推定した〔伊藤87²⁶⁶頁〕。この異名同人説は、伊藤の推論によって証明されたわけではないが、可能性として初めて提示されたことに意義があり、なおかつ名前表記で食い違う『吾妻鏡』と『神氏系図』『絵詞』の一方を誤伝として切り捨てずに済む点でも価値がある。

ところが、小林説やそれを踏襲した石井説は、「伴野莊相伝系図」との一致度の高さを理由として、少なくとも鎌倉期部分の『神氏系図』に信憑性を認め、それを根拠に、同系図が信重（重信）と書かれているが、子孫の名が「伴野莊相伝系図」の信重子孫と一致するので、明らかに文字の顛倒であり信重と同一人物）の父を「敦信」（『吾妻鏡』では「篤信」）としている記述が正しい、と推論した〔小林82¹⁹⁷198頁、石井97³²⁰322頁〕。換言すれば、同じ信

重の父について〈敦信―信重〉の系譜を主張する『神氏系図』『絵詞』と、〈承久大祝A盛重―信重〉の系譜を主張する『吾妻鏡』のうち、前者にのみ信憑性を認め、後者の信憑性を認めず、したがって『吾妻鏡』にのみ出現する承久大祝A盛重は実在しない、と結論したのである。

さらに小林は、承久大祝A盛重の実在を認めない理由として、「盛重」という同名異人の大祝が存在したと想定することは異常である、すなわち史実性に乏しいという。そして、それにもかかわらず『吾妻鏡』に承久大祝A盛重が登場する理由を、次のように推測した。頼重父D盛重が得宗被官として権勢を極め、その子孫が大祝を継承してゆく趨勢が決まった段階で、一族における「盛重」の重要性が高まり、『吾妻鏡』が誤って、あるいは故意に信重の父の名を「盛重」と書いたのではないか、と推測した〔小林82―200頁〕。

このあたりから、議論が怪しくなる。小林・石井が承久大祝A盛重の非実在を説く根拠は、『神氏系図』の信憑性と、同名異人の祝がいたことへの違和感であった。しかし、『神氏系図』に個別局所的な信憑性が認められることは明らかだが、そのことと、全員を神有員の子孫とする一本の樹形図に収斂させた構成の史実性とは原理的に無関係であり、現にその構成の史実性の乏しさは一志によって指摘され、小林自身が挙げた神姓自称者のリスト（藤原姓市河家等を含む）によって明らかである。個別局所的に信憑性があることをもって全体に信憑性ありと信ずるのは飛躍であり、『神氏系図』においてそれをしてしまうと厳密な考証は不可能になる。まして、頼重父D盛重が御内人として権勢を誇った事実があったとしても、それがなぜ『吾妻鏡』編者をして諏方家の祖先の名を誤って（あるいは故意に）「盛重」と書かせてしまうのか、理解に苦しむ（例えるなら、今の平頼綱が権勢を極めたから、その過去の祖先の名も「頼綱」だったということにしよう、というのと同じで、かかる発想は当時一般に認められない。錯誤としても起こり得るとは考え難い）。そしてそもそも、小林が想定した（頼重父D盛重が御内人として権勢を誇っ

た」という事実は、いかなる史料にも確認されない（蓮仏C盛重と混同しない限り）。

要するに、承久大祝A盛重の存在を否定する小林・石井説は根拠薄弱であり、承久大祝A盛重と敦信を異名同人として双方に実在性を認める伊藤説は未だ生命を失っていない。恐らくそれに気づいたため、郷道も二人を同一人物と見なすにとどまり、承久大祝A盛重の非実在説に加担しなかったものと推察される「郷道95―885頁」。

以上、郷道説までに出された材料・説を総合する限り、〈承久大祝A盛重の存在は不透明で、頼重父D盛重と御内人蓮仏C盛重の存在は確実〉と結論するのが合理的である。

この問題は、実はもう一人の「盛重」が議論に持ち込まれたことで、さらに複雑化した。小林が、『平戸記』寛元三年九月一二日条に除目で任官した左衛門尉金刺盛重（石井のいう第三の盛重。本稿では郷道説に従いB盛重と呼び、便宜上左衛門尉B金刺盛重と呼ぶ）の存在を指摘し、まさにその年を挟んで活躍期が確認される御内人蓮仏C盛重と同一人と推断したのである。当時、既に御内人蓮仏C盛重は出家していたことが『吾妻鏡』によって確実だが、小林は、家格を高めるために出家の事実を隠して左衛門尉に任官したと見なした「小林82―188頁」。

これに対しては、出家後に任官するとは考えられないとして、兩人を別人とする郷道説やそれを踏襲した石井説があり「郷道89。石井97も賛同（323、324頁）」、筆者も全く賛同する。既に尼であった北条政子に朝廷が強引に二位を授ける等、朝廷側の都合で出家後の幕府要人に官位を与えた事例はあるが、御家人側の都合で出家事実を隠して官位を得た事例は（鎌倉期には）確認できないし、出家直前に兵衛尉だった人が左衛門尉になったとて、出家事実の隠蔽（すなわち経歴詐称）が発覚した場合のリスクに相応しいほど家格を高める出世を果たしたとは到底いえない。この問題において小林説は史実から遊離しており、成立しないと断じてよい。

以上より、左衛門尉B金刺盛重は、御内人蓮仏C盛重と別人に違いない。では、頼重父D盛重とは同一人か。郷

道は、左衛門尉B金刺盛重が、三系図（『神氏系図』「伴野莊相伝系図」『尊卑分脈』）に現れる「盛重」と同一人のはずがない、とした。なぜなら、〈上社大祝は神姓である〉というプロバガンダが確立した後に書かれた三系図の「盛重」は神氏の人であるはずで、金刺姓のB盛重であるはずがないから、という「郷道03・25」26頁」。

郷道は、〈三系図のうち二系図（『神氏系図』「伴野莊相伝系図」）に現れる頼重父D盛重は誰か〉という観点から、次のように消去法で論じた。まず、右の通りの理由で、左衛門尉B金刺盛重は該当しない。次に、伊藤説を踏襲して、即ち活動時期が隔たりすぎることを理由として、承久大祝A盛重も該当しないとした。すると、残るは御内人蓮仏C盛重だけであり、A盛重・B盛重の場合のような矛盾点もないので、御内人蓮仏C盛重が頼重父D盛重と同一人であろう、と。そして、御内人蓮仏C盛重は「諏方兵衛尉」と名乗っていたが、幕府での功績により最終的に「安芸（権）守（頼重父D盛重の官途）」に昇進したのであろう、と「郷道03・25」26頁」。

しかし、この郷道説には、頼重父D盛重が、A・C盛重の誰かと必ず同一人物として重なるはず、という大前提があり、それは証明されていない。何より、御内人蓮仏C盛重が最後に安芸（権）守に昇ったなら、彼の死没記事は「諏方安芸入道」の死として書かれねばならないはずだが、現実には書かれたのは「諏方兵衛入道」の死去であった。したがって、頼重父D盛重と御内人蓮仏C盛重を同一人とする郷道説は採れない。

むしろ、伊藤が指摘しながら、その後の議論に活用された形跡がない「上社本物忌令」に「信時ノ御子息盛信ニ御舎弟盛重ノ御時……文保元年丁巳三月十五日ニ……」とある記事を、重視せねばなるまい。この記事に現れる信時・盛信・盛重は、『尊卑分脈』を除く二系図に直系の父・子・孫三代として現れる三人と一致する。ところがこの記事は、三人の関係を、父信時と息子たち（盛信・盛重兄弟）として叙述する。これら双方に整合性を持たせる唯一の説明は、〈嗣子に恵まれなかった盛信が、弟盛重を養子として後を継がせた〉であろう。

その養子手続きを二系図は黙殺して記さないが、信時・盛信と並んで右記事に見える盛重が、二系図で信時孫・盛信子として現れる盛重、すなわち頼重父D盛重であることは、疑いない。即ち「上社本物忌令」により、頼重父D盛重が文保元年当時に上社大祝であったことが判明する。これに対して、蓮仏C盛重はそれより五〇年も前の文永四年に没していた。このことからやはり、頼重父D盛重と蓮仏C盛重を同一人とする郷道説は採れない。^(二六七)

さらに、左衛門尉B金刺盛重が左衛門尉に任官したのは寛元三年で、頼重父D盛重が大祝であった文保元年より七二年も前であるから、この二人が同一人である可能性も限りなく低い。すなわち、頼重父D盛重は、蓮仏C盛重とも左衛門尉B金刺盛重とも別人であり、なおかつ、蓮仏C盛重と左衛門尉B金刺盛重も前述の通り別人である。

このようにB・C・D盛重は全員別人であり、残る問題は、(明白にDと別人の)承久大祝A盛重が、B・Cと同一人か否か」という形に整理される。その同一性問題が解決するまで、我々はさしあたり承久大祝A盛重も含めて四人の盛重の存在を認めねばならない。

この盛重弁別問題の鍵は、承久大祝A盛重の実在性にある。前述の通り、小林・石井説が承久大祝A盛重の実在を認めない根拠は薄弱であった。『吾妻鏡』に対する一般的な史料批判手順を尊重する限り、我々は、承久大祝A盛重の存在と家族構成が『吾妻鏡』に明記されているという事実、相応に重い信憑性を仮に認めた後で、そこに虚偽性を認めざるを得ない強い証拠が見つかるならば認める、という順で立論せねばならない。

Ⅱ 五人目の「盛重」伊具馬太郎——神姓上社祝家から金刺姓下社祝家へ養子に

では、『吾妻鏡』にのみ出現する承久大祝A盛重の実在性は、いかに吟味すべきか。実は、それを含む盛重弁別問題を、さらに複雑化する要素がある。先学が一度も指摘しなかったが、実はもう一人「盛重」がおり、しかも承

久大祝A盛重の登場時期と全く重なる時期に、諏方社の勢力圏で現れるのである。その人物を「伊具馬太郎盛重（伊具右馬太郎盛重）」といい、承久の乱を挟んで登場する。

初見は乱前の『吾妻鏡』建暦三年五月三日条で、和田合戦で和田義直を討ち取った功労者として現れる。二例目は乱翌年の『吾妻鏡』貞応元年七月三日条で、一条実雅（一条能保の末子。実朝の拝賀に供奉するため鎌倉へ下向したが、承久元年^(二一九)に伊賀氏腹の北条義時女を娶ったのを機に鎌倉に居住⁽²⁰⁾）が「百日小笠懸」を企画した時、その射手として参加する約諾を実雅と交わした御家人らの中に「伊具右馬太郎盛重」の名が見える。

伊具盛重はこれを契機としてか、実雅と極めて深い縁故を形成したらしい。三例目は二年後の貞応三年閏七月二三日条で、伊賀氏の乱の余波でその実雅が幕府（執権義時の死去直後で、実質的に政子の支配下）の制止を振り切つて上洛した時、幕府の命令なくして源親行と伊具盛重が「私」に随行した記事である。四例目は四ヶ月後の同年十一月一日条で、この無許可上洛を咎められて親行・伊具盛重が出仕停止・所領没収の処罰を受けた記事となる。

右四例の間の承久の乱で、北条泰時が一八騎で鎌倉を進発した様子を伝える承久三年五月二二日条に、従った子息時氏・弟有時・叔父時房ら一家や、尾藤・南条・安東ら御内人らに混じって、「伊具太郎」の名が見える。彼は「伊具馬太郎」盛重と同一人の可能性が極めて高い。すなわち、伊具盛重は御内人であつたと推断してよい。

その承久の乱では、『承久記』（古活字本）によれば、東海道大將軍（時房・泰時・足利義氏・三浦義村・千葉胤綱）に随行する「軍ノケン（検）見」すなわち軍奉行として二〇人近い御家人が副えられ、その中に「諏方小太郎・伊具右馬允入道」がいた。伊具盛重は承久の乱後にもなお「伊具（右）馬太郎」と名乗っているから、この軍奉行の伊具右馬允入道は、伊具盛重の父と見てまず大過なからう。

息子の名が「盛重」ならば、父も「盛」の字を名に有した可能性が高い。この条件を持ち、なおかつ承久の乱か

らあまり隔たらぬ昔に右馬允に任官した人物を探すと、承久の乱の一五年前の『三長記』^(一七六)元久三年四月三日条に、同日の除目で右馬允に任官した「金刺盛忠」を検出できる。彼の存在自体は早くに宝月が指摘しており『宝月』54-59頁、宝月は「この盛忠と、大祝金刺氏との関係は未だ詳かではない」としたが、この右馬允金刺盛忠は、伊具右馬允入道である可能性が、極めて高い。

さらに、『神氏系図』には、「祝」敦貞（信重の父敦信の五代前）の孫、「大検校」敦家の子で「矢崎神太」と号した家直が見え、彼の没年が安元二年と注記される（「矢崎」の名字の地は、承久元年に「諏方十郷」の一つ矢崎郷として見える⁽³⁰⁾）。その家直の末子に盛忠という人が見え、その注記に「金」の一字だけが書かれている。これは彼が金刺氏であつたことを意味すると解釈可能で、父家直の没年と自然な整合性を持つことを併せ考えても、元久三年に右馬允になった金刺盛忠と同一人物と見なせる。父家直は「神太」と号した以上神姓（少なくともその自称者）であるから、その末子金刺盛忠は、金刺氏から養子に入つたか、金刺氏へ養子に出されたか、いずれかであろう。

この伊具親子には、諏方家との強い関係を示唆する徴証が複数ある。

第一に、金刺姓と推定され「盛」字を持つ名乗りが、下社祝金刺姓諏方家（諏方盛澄）の同族であつた、高い可能性を示すこと。

第二に、承久の乱の軍奉行として、諏方小太郎すなわち信重が伊具右馬允入道と連記されたこと。

第三に、承久の乱で伊具盛重とともに泰時に従軍した尾藤景綱に、平出弥三郎・綿貫次郎三郎という二人が付き従つた。⁽³¹⁾このうち「平出^{ひらいで}」（訓の根拠は第七章Ⅱ）名字は『神氏系図』に、信重の祖父（父の大祝・新大夫敦信の父）大祝信濃権守敦忠の弟「平出^{ひらいで}三郎大夫」敦経として見え、その名字の地は、治承四年に一条忠頼が大祝篤光の夢想に従つて菅冠者を討つた時に諏方社に寄進した四ヶ所のうち「上宮（上社）分」の「平出^{ひらいで}・宮所両郷」として見える。^(一八〇)

すなわち、伊具盛重とともに出陣し、盛重の父盛忠の生家か養家と同じ神姓の諏方上社系武士の平出家が、乱当時に既に、伊具家と同じく御内人であったこと。

第四に、正嘉元年に、自分の旧領が伊具四郎入道に与えられたことを恨んで諏方刑部左衛門入道（盛高。第五章

Iで後述）が鎌倉の路頭で伊具を射殺し、逮捕される事件があった（動機に関して、宝月は「嘉暦四年上社頭役結番帳には、伊具氏が、伊那郡伴野庄内に地頭職を有した事実が知られる」と述べたが『宝月54頁註1』、筆者は当該文書にその事実を確認できなかった⁽³²⁾）。彼は尋問に抵抗したが、従者が自白し、従者の勧めで彼も自白した。処刑

直前、得宗（前執権）時頼が彼を密室に呼び、「何とか助けたいので真相・動機を述べよ」と促したところ、彼は「宿意（長年の恨み）があった」と動機を述べ、「自分を助けては示しがつかない」として処刑を望み、刑死した⁽³³⁾。

時頼が強引な助命を願った事実や、御内人諏方家から所領を没収して伊具家に与え直す行為が得宗の私恩没収・私恩給与としか考えられない点から見て、諏方盛高・伊具四郎入道はともに御内人に違いない。ならば、この伊具四郎入道は、承久段階で御内人だった伊具右馬允入道（金刺盛忠カ）・伊具馬太郎盛重親子の子孫と見てよく、金刺姓かと推定できる。その伊具四郎入道と諏方盛高の相剋、特に一つの所領を奪い合う関係は、両家が諏方社関係者であった可能性を、したがって承久段階の伊具右馬允入道親子も諏方社関係者であった可能性を強く示唆する。

承久の伊具盛重は、父の伊具右馬允入道とともに実在が間違いない、なおかつ鎌倉から出陣したので、信濃にあった承久大祝A盛重とは別人である。この伊具盛重は五人目の「盛重」であり、金刺姓と推定され、諏方社関係者と推定され、実在が疑問視されてきた承久大祝A盛重と同じ戦に同じ側として参戦した結果、盛重弁別問題を極限まで難しくする（寛元三年に左衛門尉となった左衛門尉B金刺盛重は、御内人蓮仏C盛重や頼重父D盛重とは別人だ^(二四五)）が、承久大祝A盛重と同一人だった可能性を皆無とは断定できず、さらに『吾妻鏡』での終見が二一年前の貞応三

年である伊具盛重と同一人であった可能性も否定しきれない。

以上を踏まえ、なおかつ『吾妻鏡』の承久大祝A盛重の唯一の記事、すなわち承久三年六月一日条の「諏訪大祝盛重去八日状、今日到来鎌倉、廻世上無為懇祈之由献卷数、又子息太郎信重、相具小笠原上洛云々」という記事を踏まえると、事態は次のように解される。承久の乱において、鎌倉では、北条家被官化していた諏訪社関係の武士平出家や伊具盛重が泰時に従って出陣し、伊具右馬允入道（金刺盛忠カ）も軍奉行として出陣する一方、信濃では「諏方大祝盛重」が息子の太郎信重を信濃で東山道大將軍の一人小笠原長清に合流させて軍奉行を務めさせた。同じ諏方社関係の承久大祝A盛重、と伊具馬太郎盛重、がともに北条家と直結する形で乱に貢献したのである。

承久の乱関係の記録では、諏方社の祝としては上社大祝盛重・信重親子のみが現れ、下社祝が現れない。上下社を未だ一つと見なす郷道説に従うならば問題にならないが、古来より別個の組織と見なす本稿の推定に従う場合、下社祝が参戦した事実が見えないのは不審である。乱以前に盛澄が下社祝であり、なおかつ御家人であった事実を踏まえれば、盛澄かその後継者が参加していなければおかしい。

この不審点は、伊具親子の参戦によって解消し得る。上述の通り伊具親子が諏方社関係者である可能性が極めて高く、特に金刺姓で名に「盛」字を有し、軍奉行として上社の信重と連記された事実（しかも信重の直後に連記された事実）は、伊具親子が下社祝の御家人たる責務（軍役）の遂行として参戦したことを強く示唆するからである。してみると、伊具親子は下社祝諏方盛澄のごく近い一族で、活動時期・世代から見て、父の伊具右馬允入道（金刺盛忠）は盛澄の弟か子・甥であった可能性が高い。そして上社大祝盛重が嫡子を参陣させた事実と対比すれば、下社祝を代理して参陣した伊具盛忠は信重と同等の立場、すなわち下社祝の子として参陣した可能性が高い。

前述の通り、その盛忠らしき人物が『神氏系図』で神姓の矢崎神太家直の子とされ、家直の没年から三〇年後

に金刺姓で記録に現れることを総合するに、盛忠は神姓から金刺姓へ転じたと考えられ、上社大祝神氏の庶流から下社祝金刺姓諏方盛澄一家へ養子入りし、下社祝家を代表して承久の乱に参陣したと推定できる。盛澄は乱前に没したと考えられ、後継の下社祝就任者として最も可能性が高いのがその子盛次（祝四郎大夫）と考えられるので（第五章Ⅰで後述）、伊具（金刺）盛忠は盛次の養子として下社祝家を代表し参戦したと推測できよう。

第四章 上社氏姓問題と大祝神氏・大中臣氏・千野家の融合

Ⅰ 「守矢本大祝歴名」の紹介と承久大祝A盛重の実在性

以上を踏まえる時、盛重弁別問題をいかにして解決へと導けるであろうか。当該問題の焦点は複数あるが、一つは、実在・活動時期が確かな左衛門尉B金刺盛重・御内人蓮仏C盛重・頼重父D盛重のうち、活動時期から明白に別人であるD盛重を除く二人、わけても『吾妻鏡』に頻出して実在・活動実績が（死去日まで）確実な御内人蓮仏C盛重が、承久大祝A盛重と同一人か判定困難だという点にある。

承久大祝A盛重が出現した承久の乱後、しばらく「盛重」の名は現れない。しかし、九年後の寛喜二年、鎌倉のある騒動で、北条泰時の命令で尾藤景綱・平盛綱とともに「諏方兵衛尉」すなわち蓮仏C盛重が出動した記事が『吾妻鏡』に見える。⁽³⁴⁾ 尾藤家や平盛綱一家はこの頃から一貫して御内人として活動しており、この記事をはじめとして、蓮仏C盛重には尾藤景綱・平盛綱とトリオで活動した記事が目立つ。⁽³⁵⁾ 特にこのトリオは、天福二年に北条泰時の孫経時の元服儀において泰時の命令で動いていることから、三人とも間違いなく御内人である。⁽³⁶⁾

諏方兵衛尉（蓮仏C盛重）は、文暦二年に亡き源頼朝を祀る法華堂付近の火災時に、一人で駆けつけて法華堂へ

の延焼を防いだ功績を泰時から賞されて恩賞地を獲得し、その記事で彼の名が初めて「諏方兵衛尉盛重」とフルネームで明記される⁽⁴⁷⁾。以後、『吾妻鏡』に登場する諏方家の大多数は盛重であり、そのほか盛重の家族らしき者ばかりになる。特に、盛重の活動は必ず得宗の命令を受けており、完全に御内人のそれであった。彼は、右の防火措置を賞された文暦二年まで「諏方兵衛尉（盛重）」として現れ、翌年の嘉禎二年からは「諏方兵衛入道」として現れるので、この間に出家したことが知られる（法名は蓮仏）⁽³⁸⁾。

彼は寛元四年の寛元の政変で執権北条時頼（泰時の孫）⁽¹²⁴⁶⁾のもと重要な役割を果たし、後に「寄合」の名で制度化される「深秘沙汰（秘密会議）」⁽¹²⁴⁶⁾が初めて寛元の政変対策として時頼邸で開かれた時、北条一門の北条政村・金沢実時や得宗家外戚の安達義景とともに参加した。これに参加した得宗被官は尾藤景氏と諏方盛重のみという事実が、盛重を絶大に信頼する時頼の意向を物語る。盛重は、翌宝治元年に北条氏が三浦泰村一家を滅ぼした宝治合戦でも、「諏訪兵衛入道蓮仏抽無双之勲功」と激賞される力闘を示し、三ヶ月後には「東方使スワノ兵衛入道」として上洛して朝廷と折衝する等、知略・勇猛・交渉力を兼ね備えた時頼の腹心・右腕として、生涯忠義を尽くし続けた。

彼は弘長元年を最後に「吾妻鏡」から姿を消し、前述の通り文永四年に京都で「関東諏方兵衛入道去比死去云々」とその死去が報じられた。石井が想定した通り、承久の乱で成人の息子信重を幕府軍に派遣した承久大祝A盛重が、乱の当時に三五歳を下回った可能性はまず考えられない。ならば、もしその承久大祝A盛重が御内人蓮仏C盛重なら、文永四年に死去した時に少なくとも八一歳だったはずだ。これは相当の高齢だが、あり得ないほどの高齢でないため、AとCの別人説の決め手にならない。

蓮仏C盛重は、宝治二年の宝治合戦で「諏訪兵衛入道蓮仏抽無双之勲功」といわれた戦働きをし、弘長元年に謀反嫌疑の被疑者を生け捕りにした⁽⁴⁸⁾。右の年齢想定ではそれぞれ六二歳と七五歳でのことで、石井は特に後者の出来

事と年齢に違和感があるとして、その時に蓮仏C盛重はそれよりかなり若かったはず、すなわち承久大祝A盛重とは別人と結論した。しかし、後者の出来事では単に部隊を指揮したに過ぎない可能性が高く、現に戦闘も起こった形跡がなく、ならば年齢は問題にならない。前者の宝治合戦では一戦士として自ら戦った可能性が否めないが、それとても弓馬術ならば老齢での奮戦にも決定的違和感はない（後述の通り、彼の息子には弓馬術の達人がおり、それは当然父が施した訓練の成果であろうから、蓮仏C盛重が平均を大きく上回る弓馬術の遣い手であったことは疑いない）。違和感は拭えなくとも、決定的ではない。

なお付言すれば、石井説を補強する材料を補うことはできる。宝治二年に初の男子時輔を儲けた時頼はただちに諏方盛重の妻を乳母に拔擢し、盛重に乳父として養育を託した。⁽⁴⁶⁾ 出産直後に付けられる乳母は母乳による哺育を期待された可能性が高く、ならば乳母自身も出産直後であり、高齢でも三〇代を過ぎなかったであろう。もし承久大祝A盛重と同一人なら当時六二歳以上の蓮仏C盛重が、その年齢の（数人目の）妻を持つて子を儲けることは、不可能でも異常でもないが、蓋然性としては低い。この記事は、蓮仏C盛重がもう少し若く、したがって承久大祝A盛重とは別人であった可能性を支持するが、これも決め手にはならない。

石井がA・C別人説の決定打としたのは、〈大祝は諏訪郡を出られない〉という、『絵詞』の伝える郡外不可原則にもかかわらず、承久大祝A盛重の大祝在任中に御内人蓮仏C盛重の鎌倉在住が確認できる事実であった。蓮仏C盛重の鎌倉在住が承久大祝A盛重の大祝在任期と重なると石井が判断した理由は、守矢氏所蔵『大祝職位伝授書』〔大日本史料〕に旧神長守矢氏記録写『信州諏訪祠文書』の名で収められた史料を指すと見られる）に、A盛重の息子信重の大祝就任が暦仁元年と明記され、それ以前をA盛重の大祝在任期であるはずと推認し、その時期は『吾妻鏡』の蓮仏C盛重の鎌倉在住期に含まれるからであった〔320頁〕。

しかし、この説も万全ではない。最大の問題は、信重の大祝就任直前まで、父（とされる）A盛重が大祝であったと見なした速断である。これは予断であり、証明されていない。後に大祝職が嫡流や様々な庶流（極端な場合は藤沢家等）の間を転々として綺麗な嫡流家父子相承が全くなされなかった、という『神氏系図』等の所伝を想起すれば、鎌倉前期に大祝がA盛重から息子信重へと単純な親子相統で継承されたという想定は、少しも自明ではない。^(一三三)

現に、信時が貞応二年に大祝に立った、という『信州諏訪祠文書』の記載がある。この信時は、『神氏系図』によっても、最も信頼性の高い「伴野莊相伝系図」によっても、信重の子である。すなわち、同文書を信ずるなら、息子信時が先に大祝に立ち、一五年後に父信重が大祝に就任するという、直系父子相承を逆行する不規則相統がなされていた。これは、石井のように「盛重↓信重」という単純な直系父子相承を推測してそれを前提に論ずることができない、という明証である。

石井説が右の陥穽に陥ったのは、『信州諏訪祠文書』の全体像を知らぬまま断片的に用いるという、盛重弁別問題の根本的欠陥に由来する。この欠陥は、『大日本史料』で大祝交替の史料として同書を断片的に掲げ、しかも歴代交替時のすべてに掲げず漏れがある、という問題に起因すると推察される。そこでまず、この欠陥を克服すべく、同書が伝える平安期の最初から南北朝期までの大祝就任記事をすべて、同書から紹介する必要がある。^(一四)

『信州諏訪祠文書』は神長守矢家に伝世し、東京大学史料編纂所所蔵写本は冊子で、複数の雑多な史料を含み、それぞれ名称も欠くが、以下に紹介する部分（原本は二巻という）を仮に「守矢本大祝歴名」と名づけて論を進めよう。^(一八四)天保一二年の頼武の大祝就任で擱筆するこの歴名が現状の形になったのは近世末期か近代初期だが、現存しない鎌倉期の文書が複数引用されており、何らかの守矢家伝来の史料に拠って編纂されたと思われる。以下に、冒頭から南北朝期までの記載を抜粋して掲げる（便宜連番を付す。省略部分は大祝就任に伴う儀礼遂行の記述）。

- ①、仁和三年^{（八八七）}丁未四月五日有員嫡子員篤大祝立給、……
- ②、延喜三年^{（九〇三）}癸亥員篤祝六拾八歳ニテ逝去、舍弟有勝大祝立給、……
- ③、延喜一〇年^{（九五〇）}庚午十月十一日有勝嫡子有盛大祝立給、……
- ④、天曆四年^{（九八〇）}庚戌二月十五日有盛嫡子盛長大祝立給、……
- ⑤、天元四年^{（九八一）}辛巳盛長無実子舍弟員頼大祝立給、……
- ⑥、長徳二年^{（九九六）}丙申六月四日員頼二男頼平大祝立給、……
- ⑦、長和二年^{（一〇一三）}癸丑三月七日頼平嫡子有信大祝立給、……
- ⑧、長元三年^{（一〇三〇）}庚午^{（有カ）}員信祝嫡子十才正月十一日大祝立為信、……
- ⑨、康平二年^{（一〇五九）}己亥三月六日為信嫡子大祝立給為仲、……
- ⑩、延久二年^{（一〇七〇）}庚戌三月二日為仲弟為繼大祝立給、……
- ⑪、延久四年七月四日為繼二男大祝立給為信、……
- ⑫、同年九月二日同三男為次大祝立給、……
- ⑬、同五年^{（一〇八八）}癸丑二月一日四男大祝立給為貞、……
- ⑭、寛治二年^{（一一〇七）}戊辰五月一日為貞嫡子大祝立給信時、……
- ⑮、嘉承二年^{（一一一七）}丁亥二月五日信時子息大祝立給盛信、……
- ⑯、大治四年^{（一一二九）}己酉三月三日大祝立給貞光、……
- ⑰、久安三年^{（一一四七）}丁卯四月十日大祝立給光信、……
- ⑱、仁安元年^{（一一六六）}丙戌二月三日大祝光信〔敦光カ〕立給、……

- ①九、建久二年^(一九一)辛亥三月五日大祝敦信位立給、……此大祝殿時代^(右)左京權大夫平義時有御寄進宮所平井氏牧、
 ②〇、建保四年^(一二六)丙子正月十一日大祝盛信立給職位、……同五年極樂寺殿供僧十二供領田十二町御寄進狀信濃權守
 盛信大祝殿、

- ②一、貞応二年^(一二三三)癸未十二月十三日大祝立給信時、……

- ②二、曆仁元年^(一二三八)戊戌三月三日大祝立給信重、……仁治二年三月廿一日法指光具毎月於当社仁王会所田拾町二反御

寄進政所信濃權守信重、

- ②三、正嘉二年^(一二五八)戊午十月七日大祝賴重奉伝、……

- ②四、文永十一年^(一二七四)戊甲三月二日大祝繼光位立給、……

- ②五、正応二年^(一二八九)己丑正月十一日大祝盛重位立給、……

- ②六、元亨三年^(一二三三)癸亥三月七日大祝立給盛繼、……

- ②七、元弘二年^(一二三二)壬申正月十一日大祝立給時繼、……

- ②八、建武二年^(一二三五)乙亥二月九日安芸守時繼子息七歳而大祝立給賴繼、……

- ②九、貞和二年^(一二四六)丙戌十一月三日^(三五六)辰壬辰大祝立給繼宗、……後左馬助号、

- ③〇、文和元年^(一二五二)壬辰六月三日^(三三五)寅庚寅大祝立給賴信、……

- ③一、延文五年^(一二六〇)庚子五月三日大祝立給為員、……

- ③二、応安三年^(一二七〇)庚戌三月二日^(三三六)寅丙寅左馬助殿子息大祝立給信員、

- ③三、応安七年^(一二八〇)甲寅二月四日^(三三八)辰戊辰原下野守殿子息大祝立給信有、……後安芸守号、

- ③四、康暦二年^(一二八〇)庚申九月三日^(三三八)丁亥信有舍弟大祝立給賴員、……後兵部号、

右史料に基づき、系図で直系とされる敦信→時継の系譜に大祝就任順序を付記すると次のようになる。

1敦信(19)——4信重(22)——3信時(21)——2盛信(20)——6盛重(25)——5頼重(23)——7時継(27)

すなわち、敦信から曾孫盛信へ、次にその父信時へ、次にその父信重へ、次にその玄孫頼重へ、次にその父盛重へ、次にその孫時継へ、という極めて変則的な就任順となる。特に〈敦信→曾孫→孫→子〉という相続順は、常識的な相続を逸脱している。さらに、直系の系図に見えない人物(24継光と26盛継)が直系の人々の間に見えることから、単純な直系父子相承が諏方上社大祝で確認できないことは動かない。

この「守矢本大祝歴名」には、誤写や、後世の大祝らの記録と統合した際に統一的に採用されたりしき文言の癖を除けば、少なくとも本稿が問題とする時期についてほかの文書・記録(特に『吾妻鏡』)との矛盾がなく、露骨な捏造・改竄の痕跡を指摘できない。

この「歴名」には頼重父D盛重(25)の名が見えるが、彼と別人の承久大祝A「盛重」の名は見えない。ただ、同書によれば、『吾妻鏡』に承久大祝A盛重が登場する承久三年当時の大祝は、建保四年→貞応二年在任の盛信であった。そして同書の編纂者は、編纂材料とした史料に、建保五年に「極楽寺殿」北条重時が「供僧十二供領田十二町」を寄進した「信濃権守盛信大祝殿」宛の寄進状かその写が含まれていたことをもって、右在任期間の正しさを証しようとしている。この寄進状の内容は具体性が豊富で、実在を疑う理由を見出せない。

この大祝盛信は、各種系図にいう信重の孫盛信ではあり得ない。承久の乱で出陣した信重は既に元服後、すなわち一五歳前後かそれ以上の年齢であったはずで、なおかつ二八年後に信重解状を記した宝治三年まで少なくとも存

命であったから、承久の乱の四年前に孫を持つ年齢であったとは考えられない。承久の乱で（上社関係では）信重の出陣だけが記録されたことも、彼が子・孫を持たなかったか、持っていても極めて幼少であったことを示唆する。しかも、承久の乱当時に（敦信にせよ盛重にせよ）信重の父は健在なので、もし信重の孫盛重が生まれていたなら、信重の父には曾孫がいたことになる。後世、諏方上社大祝は幼少期に就く地位となるが、鎌倉初期段階では、甲斐源氏の陣所を訪問した妻を持つ篤光の事例や、鎌倉幕府で自立した御家人として活動した盛澄の事例から明らかに、大祝は後代と違って年齢を重ねた成人が就く地位である。盛重も成人として就任した可能性が高いが、当時の寿命から考えて、信重の父が成人の曾孫を持っていたとは到底考え難い。

以上によって、建保四年に大祝となった「盛信」は、系図に見える信重の孫盛信とは別人に違いない。そして、この大祝盛信の在任期間は、『吾妻鏡』に「諏訪大祝盛重」として承久大祝A盛重が登場する承久の乱の時期を含んでいる。ならば、「守矢本大祝歴名」と『吾妻鏡』が両立すると見る限り、前者の大祝盛信は後者の承久大祝A盛重と同一人物でなければならない。

加えて「守矢本大祝歴名」には、建久二年に大祝に就任した敦信が、建保四年に盛信に交代し、盛信が貞応二年まで在任したと明記されている。これを信ずる限り、承久の乱当時の大祝盛信と、各系図が信重の父と伝える敦信は明らかに別人であって、『吾妻鏡』における乱当時の大祝（承久大祝A盛重）と系図の敦信を異名同人と捉える説（郷道説等）は成立しない。

かくして、〈信重父Ⅱ『吾妻鏡』の承久大祝A盛重Ⅱ「歴名」の盛信≠敦信〉という関係を得られた。では、信重父の名はいずれが正しいであろうか。「信」と「重」はいずれも信重の名に含まれ、子との通字共有という観点では蓋然性が等しい。なおかつ、「信」と「重」は草体が類似し、一方が他方の誤写である可能性が考えられる。

『吾妻鏡』の史料価値の高さや、「歴名」に目立つ誤写（⑪光信の次代で「篤光」とあるべき⑫を⑪と同名の「光信」と書く等）は、『吾妻鏡』の「盛重」の正しさを示唆するが、わざわざ「信濃権守盛信大祝殿」宛の北条重時寄進状の存在に言及した「歴名」の「盛信」も捨て難い。ただ、「信濃権守盛信大祝殿」は当時の文書の宛所として形式的におかしい。「盛信大祝殿」は「歴名」かその編纂材料が付した注で、これは当該寄進状の宛所等に「信濃権守殿」とのみ書かれていたことを示すであろう。

「歴名」の歴代大祝襲職年月日を信用しながら、同じ「歴名」に書かれた「盛信」の表記を疑うのは史料操作として適切でない、という危惧が残るが、「盛重」「盛信」のうち一方が必ず誤りなら、信賴性が格段に高い『吾妻鏡』の「盛重」を採用し、「歴名」の「盛信」は前後に光信・敦信・信時・信重と「信」字を持つ人々が連続する中で書写者が目移りし、「盛重」を「盛信」と誤ったと結論するのが穏当ではないか。

もっとも、改名した異名同人で双方正解という可能性も捨てきれない。その場合、建保四年に「盛信」の名で大祝に就任し、五年後の承久三年に「盛重」の名で現れるのだから、初名が「盛信」、改名後が「盛重」ということになる。なお、伊藤が指摘した（同時に、複数の名を使い分けた可能性）は、それが中世前期に遡って行われたことを示す一切の類例が管見に入らないため、よほどの根拠がなければこの時代の盛重・盛信に採用し難い。

いずれにせよ、重要なことは、承久大祝A「盛重」の实在を認めざるを得ず、信重の父は確かに「盛重」であり、敦信とは別人である、という確度の高い推定である。

かくして、先学が敦信と混同したり实在を疑ってきた承久大祝A盛重は、「守矢本大祝歴名」によって实在を証され、敦信との関係も別人と確定した。では、三系図に全く名を現さないその承久大祝A盛重（盛信）は、いかなる素性の何者か。

Ⅱ 大中臣姓の信重による神姓上社大祝家の継承

そのヒントは「伴野莊相伝系図」にある。同系図では、信重から二人の「大中臣氏」という女性に系線が引かれている。女性の一人は「伴野六郎時長妻」で、「以神田四町自信濃權守信重祝手」と注記され、彼女が伴野時長との婚姻を通じて、信重から伝領した神田四町を伴野家に伝えたことが述べられる。もう一人は「(伴野) 光時母」で「神田五段大被讓之」と注記され、やはり大祝信重から伝領した神田五段大(二四〇歩)を、伴野光時(伴野又三郎、法名覺心)の父(時長であろう)との婚姻を通じて伴野家に伝えたという。

信重が(諏方社神領に違いない)神田を二人の女性大中臣氏に伝え、彼女たちから伴野家へ伝領されるのを認めた理由は、二人の大中臣氏が信重の娘だったからという以外に考え難い。そして通常、女性の名乗る「某氏」は父の姓であるから、この系図は、神姓と信じられてきた信重が実際には大中臣姓であったことを示している(鈴木国弘は「中世においては、女性がとくに母方の「氏」を継承する事例がしばしば見出されるといふ周知の事実から判断して」この大中臣を母の姓と推断したが「鈴木78-88頁」、かかる認識が武士・神職・在地領主等の階級で妥当する実例は管見に入らない。「諏訪神田の知行権はいうまでもなく神氏人へのみ専属する」という予断に囚われた結論先行の推論であろう)。

実は、同じことを小林が、前掲考証Bの論考で指摘していた。そして、「古大社の神官家には大中臣氏を姓とするものの少なからず、従って単に神官の家と言う意味で大中臣氏という姓を引いていてのではないかとも思われる」と、やや苦しい論理を述べた「小林82-191頁」。「単に神官の家」に生まれたという理由だけで大中臣姓を名乗る、という風習は古代の氏姓制度を完全に逸脱しており、古代・中世に該当する実例を得ない。その苦しい弁明を小林がせざるを得なかったのは、当該指摘を伴った考証Bの論旨である(上社系Ⅱ金刺姓)の論証と、当該指摘が矛盾して

しまうからに違いない。当該指摘は前後の学説を根底から覆してしまうためか、小林以後の研究で言及もされず、黙殺されてしまった。

しかし、「伴野莊相伝系図」の史料の信憑性の高さを踏まえれば、そこから導かれた〈信重は大中臣姓〉という結論こそ最も重視されるべきであり、系譜混乱問題はこの事実を出発点に考えねばならない。

この上社大祝大中臣姓説は、別の諏方社関係史料から裏づけられる。一つは、当の信重が宝治三年に幕府に提出した、上社が下社の本社たることを主張した解状（所謂「大祝信重解状」）である。⁽³⁰⁾ この解状には真偽の論争があり、その発端は、末尾の「進上 御奉行所」という宛所の書式が鎌倉期の形式でないから疑わしいとして、解状の真正性を否定した宝月説に始まる（宝月は活字でその所見を表明しなかったが、伊藤が伝聞として聞いたという「伊藤87-272頁」）。

これに対して伊藤は、解状の内容が『絵詞』や「年代神事次第旧記」等の真正の文書と合致し、文章も鎌倉時代の文体に見えることから、解状は真正であると反論した「伊藤41、伊藤87-272頁、『下諏訪町誌（上巻）』730-732頁。石井もまた、現存の解状がそもそも誤脱の多い写本で、「進上 御奉行所」も後世の竄入かもしれず、「進上 御奉行所」の宛所は鎌倉期にもあったと記憶すると述べ「石井93-10-11頁」、後にはそれが確かに『沙汰未練書』にあったと補足した。⁽³¹⁾ 以上を踏まえ、宮坂光昭は信重解状を有益な史料と認定している「宮坂95」。

『鎌倉遺文』を通覧すれば、承久二年段階で既に東大寺領播磨国賀茂郡大部荘の文書（原本）⁽³²⁾ に「進上 年預所御奉行所」と見え、また弘安五年の安芸国豊田郡沼田荘内梨子羽郷の関係文書（原本）⁽³³⁾ に「進上 御奉行所御中」と見えて、鎌倉初期～後期には一般に使われていた表現であったことが疑いない。幕府においては御家人の着到状の宛所として正応三年から見え始め、⁽³⁴⁾ この宛所の存在をもつて宝月のように信重解状の信憑性を疑う必要はない。

その解状で、信重は自家・上下社の来歴を次のように語った。「信重の曩祖の為信祝の嫡子神太仲〔為仲カ〕は伊予前司殿（源頼義）に仕えて奥州へ下向したが、帰路に上洛した時、美濃で不慮の死を遂げ、携帯していた両社（上下社）の文書が紛失された。そこで、父為信は延久年中（一〇六九〜七四）の頃に、新券を作成して上下社領の四至界の確定・認証をし直す立券を再度行い、その上で社領を四郎為貞に譲与した。その譲状では「任本宮之御判之旨、加判形畢」という文言をもって「下宮祝大耳氏并神官等」が判形を加えて内容を保証した。それは下社祝・神官らが上社を「本宮」と認識した明白な証拠であり、その譲状案は私（信重）の手許にあり、幕府に提出する予定だ」と。

これにより、延久年中に「下宮祝大耳氏并神官等」が署判した文書（現在散逸）の実在が確実である。重要なのは下社祝の姓が「大耳氏」と書かれたことで、小林は「下社大祝は大耳氏ということになる」と述べたが〔小林82頁〕、管見の限り古代・中世史料に「大耳」姓は全く所見を得ず、實在しない姓である。信重解状の誤写の多さを鑑みればこれも誤写であろう。「耳」は「臣」と字形が酷似し、なおかつ「大臣」という姓も存在しないので、これは「中臣」か「大中臣」の誤写と判断すべきである。かくして得られた〔院政期下社祝Ⅱ（大）中臣姓〕という推定は、「伴野莊相伝系図」によって得られた〔鎌倉期上社大祝信重Ⅱ大中臣姓〕という推定を支持する傍証となる。

さらに、『神氏系図』には「大、檢校」敦家（四郎祝為貞―大祝敦貞―敦家）、「大、六」貞隆（大、檢校敦家の弟）、また『神氏系図（稱一族系図）」（幕末系図）に「大」と注記された為繼（大祝為信―為繼）、その子「犬太郎」〔犬次郎〕、為繼の弟「大、四男」為貞、為貞の子で「大」と注記された「敦貞」、その子で「大」と注記された安芸権守貞方、貞方の末弟の「大、六」貞純（貞隆とも）、「大、二、郎」敦宗（大祝敦光―知久十郎左衛門尉敦俊―敦幸―敦長―敦宗）等、「大」字を通称に持つ者が多い。

このうち嫡流為繼・敦貞・貞方らの注記「大」字は（大祝就任実績あり）を意味し得るが、「大、檢校」敦家・「大、六」

貞隆・大太郎・大次郎・「大六」貞純（貞隆）・「大二郎」敦宗らは、「大」字で姓を表していたと解するはかない。大中臣氏がアザナに姓を組み込む場合は「中太」の如く「中」字を採用することが多いが、大中臣姓の伊勢祭主を「大三位殿」と呼んだ事例もある。⁽⁵⁶⁾すると、右のアザナに「大」字を含む人々は、大中臣姓という出自を意味していた可能性が十分にある（なお、大藏氏が「大四郎」等と名乗った事例もある⁽⁵⁷⁾）。

以上から、信重や上社大祝家・下社祝家の少なくとも一部が大中臣姓であった事実は、認定せざるを得ない。するとここで、太田亮が作成した信濃国司の所見一覧「太田24-61-70頁」に現れる、信濃権守大中臣盛実という人が注意を惹く。彼は『山槐記』治承二年正月五日条の従五位下の叙人に「大中臣盛実部⁽¹⁷⁸⁾民⁽¹⁷⁹⁾」として現れ、民部丞在任の労で従五位下に昇ったことが知られ、さらに二五日後の『玉葉』同月二七日条において同じ労による信濃権守への任官が確認される。信重も信濃権守であり、大中臣姓であり、父の盛重（盛信）が「盛」字を有した。そして大中臣盛実の任信濃権守は、盛重（盛信）が大祝になる三八年前、承久の乱に現れる四三年前であった。これらを踏まえ、信濃権守大中臣盛実⁽¹⁸⁰⁾は信重の近親で、承久大祝A盛重（盛信）と深い近親関係（親子や伯叔父・甥等。四〇年前後の活動時期の差から見て、同一人ではあるまい）にあったと推測される（なお、『山槐記除目部類』⁽¹⁸¹⁾承安四年正月二一日条で右馬允任官が確認される大中臣盛時も、同族であった可能性がある）。

信重とその子孫は、後代には神姓とされた。しかし、「伴野莊相伝系図」に拠る限り、信重の代では未だ大中臣姓であった。この一族がいつ神姓に改めたかは不明だが、信重の娘らが「大中臣氏」と呼ばれた以上、彼女らの誕生時の父は大中臣⁽¹⁸²⁾、信重であろう（信重が神姓に改姓しても、それは大祝の地位と不可分の政治的改姓であるから、その政治と切り離され他家に嫁いだ娘らまで連動して改姓した可能性は高くあるまい）。また、信重が「神田」を娘らに譲与したからには、信重は諏方社の神田を知行する有力祠官大中臣氏であり、すなわち延久年中の下社祝大

中臣氏の後裔と推断される。

その信重の「重」字は盛重の子たる地位を示唆し、「信」字は前任の大祝敦信の後継者たる地位を示唆する。信濃神氏が諏方社祠官の主力として古代に実在し、敦信までの上社大祝が神姓であったことを積極的に疑うべき材料はない。すると、信重は大中臣盛重の後継者で、かつ神敦信の後継者という、二重の継承権を帯びていたことになる。そのことは、『吾妻鏡』が盛重を父とし、『神氏系図』『絵詞』が敦信を父とする形で表現されているが、盛重と敦信が別人であり、なおかつともに父であるなら、少なくとも一方は擬制的父子関係すなわち養父でなければならぬ。では、いずれが実父であろうか。

Ⅲ 『千野姓古系図』と神姓千野家——上社大祝家（神姓→大中臣姓）の継承

実は、いずれも実父でない、と述べる系図が存在する。諸先学が全く言及しなかった史料だが、それは史料の信憑性についてごく厳格な姿勢で臨んだ宝月が、「後世の製作にかゝる系譜の二三はあるとしても、何れも全く信憑し難いもの」の一つとして却け「宝月^{54-55頁}」、その著『諏訪史』や編纂した『信濃史料』に取り上げなかったことに起因すると思われる。

その史料は『諏訪史料叢書』⁽⁵⁶⁾に収められた『千野姓古系図』で、大祝頼信（『神氏系図』が具体的系譜を述べ始める摂関政治期の人物。信重〔重信〕の八代前）から始めて、惣領大祝家は室町中期の満有・信満まで、庶流千野家は織豊江戸移行期頃まで書かれ、後に近世の一二名を書き継いだ系図である。その書き継ぎ直前で、⁽⁵⁹⁾昌房が、^(一五七三)元亀四年に武田勝頼の命で還俗させられた弟円室（忠清）⁽⁶⁰⁾とともに挙げられ、昌房の子吉次で一度擱筆しているの、織豊江戸移行期頃に一旦成立した系図と見なせる。その系図に図2のようにある（原態は「諏

大夫光家が子千野の太郎光広、生年三十三」等と見え、裏づけを得られる。加えて、光弘の弟で「甲斐一条殿御内弟四郎」と注記された四郎光重は、延慶本『平家物語』に「光弘ガ弟千野七郎ガ一条殿ノ御手ニアル間」云々と、また城方本『平家物語』に「甲斐の一条殿の御内」の茅野七郎として見え、『源平盛衰記』三五（粟津合戦事）にも「同国上宮の茅野大夫光家、其弟に茅野七郎光重」と見える。千野光弘は木曾義仲が滅亡した粟津合戦で、義仲側の樋口兼光軍に属して戦い自害した。その自害直前に光弘は「信乃二男子、二人モチタルガ」と語ったとされ（延慶本『平家物語』）、右系図ではその二人が光昌・頼近兄弟に該当するように読める。

『吾妻鏡』や同時代の文書には、「千野（茅野）」名字の人を確認できない。千野光弘が木曾義仲に最後まで属して戦死する忠義を見せたことが、鎌倉幕府における居場所を奪ったであろうことは、想像に難くない。ただ、『承久記』（前田本）に幕府軍の千野太郎・千野五郎太郎・千野弥六が見え、千野弥六は朝廷軍の「信濃の国の住人諏訪党に大妻の太郎兼澄」と会戦し、互いに「さては一家なれば千野弥六をば大明神に許し奉る」「主をこそ明神に許し奉れ」と、諏方大明神に仕える同族諏方党同士であることを理由に命を奪わなかった逸話がある。千野太郎は、『千野姓古系図』が光弘の子とする千野太郎光昌であろう。五郎太郎・弥六は、光家の子として太郎光弘・次郎親貞・四郎（七郎）光重兄弟だけを挙げたその系図で略された兄弟（五郎・六郎）の子世代であろう。

また、光弘の曾孫として『千野姓古系図』が挙げる「光念」と同じ名の「沙弥光念」が、文永元年に遠江国蒲御厨に對して、何者かの「仰」を奉じて内宮造営を命じている。⁽⁶²⁾ その一〇年前の建長六年に、同様の命令を同じ蒲御厨に発した奉書の奉者で、「光念」と共通する「光」を実名に持つ「右衛門尉光泰」は、同一人の可能性が高い。⁽⁶³⁾

遠江国蒲御厨は伊勢内宮領だが、建久八年には北条時政が地頭であり、後に一旦地頭が停止されたが、また北条家が地頭に復帰したらしく、嘉祿三年には北条時房が地頭であり、正安四年には北条師時が地頭であった。⁽⁶⁴⁾ 嘉祿三

年から正安四年の間、蒲御厨の地頭は北条家であつたと推定してよい。その期間中に出された奉書の「仰」の主体は北条家と見てよく、したがって奉者の光泰・光念は御内人と見てよい。諏方家が御内人であつた事実を考慮すると、この光念（＝光泰？）奉書は御内人として生き残つた、『千野姓古系図』の千野光念の実在を示す可能性が高い。

『關諍録』によれば、寿永三年の勢多合戦で戦死した時、千野光弘は三三歳であつた。これを信じ、かつ一世代二〇年と計算すると、系図が光弘の曾孫とする光念が三三歳を迎えるのは寛元二年である。これは、蒲御厨関係文書に現れる光念（＝光泰？）の活動時期と矛盾しない。

なお、正応四年に「沙弥光念（後に導然と改名）」が熊野に参詣し、神の示現を受けて金字の写経を志し、

文保二年にその一部を、息子の金刺幸盛と連名で箱根権現に奉納した時の願文の存在が、宝月によって指摘されて

いる「宝月54頁73頁」。一三世紀半ばに少なくとも壮年に達していた蒲御厨関係文書の光念が、一世紀近く後の文保二年に生存していたとは考えられないので、これら二人の光念は別人であり、写経奉納した方の光念は世代論的に『千野姓古系図』の光念とも合わない。

同様に試算すると、系図で光弘の孫とされる敦信が三三歳を迎えるのは元仁元年となる。『守矢本大祝歴名』を

信ずる限り、敦信の大祝就任は建久二年なので、この試算通りなら敦信は二歳で大祝に就任し、建保四年に二七歳で退任したことになる。これは就任年齢に無理があるように見えるが、一世代一八年で試算し直すと、就任時に六

歳となる。「歴名」によれば建武二年に七歳の頼継が就任しているので、六歳での就任は無理ではない。

このように、『千野姓古系図』には世代論的に露骨な矛盾がない。そして、『神氏系図』が親子とする敦信・信重を兄弟とする所伝は、千野氏に有利な曲筆とは見なせない。むしろ、鎌倉後期の信時の息子兄弟（盛信と頼重父D盛重）を親子とするように、史実に反して歴代大祝の関係を就任順に単純な親子関係へと改竄してしまう『神氏系図』

の親子関係こそ疑うに値する。『千野姓古系図』が敦信・信重を兄弟とする点は、親子とする『神氏系図』より信賴性が高い。そして、前述の通り『千野姓古系図』には史実と照応・整合する記述が少なくない（なお、諏訪市立博物館寄託の「諏訪大祝家文書」に含まれる新出の『諏訪家系図』が、千野頼近を信重の父として『千野姓古系図』に似た系譜を示し、井原今朝男が「現在のところもつとも信憑性の高い系図」と評価したが「井原08 179頁」、上社系神姓の信重の子に下社系金刺姓の蓮仏C盛重を強引に挿入し、その子盛頼の子に上社系神姓の頼重・時継親子（中先代の乱の主謀者）を強引に接続するなど、史実に反する改変が目立つ系図であって、南北朝期以前の記述には信を置けない）。

これらを総合すると、神姓でない諸氏族を神氏として大祝一家の血統に連ねる大規模な虚構性が明らかな『神氏系図』を信するよりは、『千野姓古系図』を信じた方が、史実に近いと考えてよいのではないか。そして、これに信重の父を盛重とする『吾妻鏡』の所伝と「守矢本大祝歴名」を加味すると、次の筋書きを想定できよう。

上社主力祠官家神氏の系譜を引く神（千野）頼近の実子たる神敦信が上社大祝となり、その任期満了後に下社有力祠官家大中臣氏の系譜を引く大中臣盛重（承久大祝A盛重）が上社大祝を継ぎ、その間に盛重は敦信の弟を養猶子にして大中臣信重と名乗らせ、敦信・盛重双方の後継者たる正統性を一身に帯びさせて信重を次の上社大祝に立て、上社において神氏・大中臣氏双方の融合的で相互繁榮的な生き残りが企図された、と。

この想定で千野頼近の子となる敦信は、『神氏系図』では敦光の孫、敦忠の子とされている。つまり、神敦信にも神敦忠・千野頼近という二人の父が伝わることになる。これをどう理解すべきか。実はここに、『神氏系図』と「守矢本大祝歴名」の齟齬という問題が立ち現れる。

『神氏系図』では、為貞以後の大祝の継承関係を、（為貞↓息男敦貞↓息男貞方↓息男貞光↓息男敦光↓息男敦忠

↓息男敦信」と、一直線の父子相承として伝える。しかし「歴名」⁽¹³⁾（⁽¹⁹⁾）は、為貞の次に寛治二年にその嫡子信時、嘉承二年にその息男盛信、大治四年に（系譜関係不明）貞光、久安三年に（同前）光信、仁安元年に（同前）光信（敦光カ）、建久二年に（同前）敦信、という継承順を述べる。すなわち「歴名」では、『神氏系図』の敦貞が「信時」に、貞方が「盛信」になっており、貞光の次代が息子敦光ではなく系譜関係不明の光信、その次が系譜関係不明の敦光で、次の敦忠は「歴名」に記載がなく、代わりに敦信へと直行している。

このように、『神氏系図』と「守矢本大祝歴名」には不一致が多い。そして、兄弟継承を親子関係に置換したり他氏族を血族とする明白な虚構の多さに加え、何世代も単純な父子直系継承がなされたとする現実味の薄い『神氏系図』よりも、南北朝期以降の上社大祝で現実化したように、複数の系統・氏族が一つの地位を奪い合う古代・中世社会の実態（両統迭立や五摂家・各將軍家等に顕著）に合致する「歴名」の方が、はるかに信憑性が高い。

したがって『神氏系図』の敦信以前の各人の実在や親子関係も、『神氏系図』にしか見えない大祝敦忠の実在にも、疑問の余地がある。ただし、『神氏系図』が敦忠の父とする敦光は、『吾妻鏡』に「大祝篤光」として現れ、確かに実在した（在任期も「歴名」との間で矛盾がない）。したがって、敦信の父系の系譜問題は、千野頼近が父か、敦光（篤光）の系譜を引くか（敦忠の実在如何はここでは問わない）、といった形に整理される。「敦」字を共有する点から見て、「敦信」が敦光の同族・後継者を意識した命名であることは疑いないので、頼近が実子の一人を敦光かその一家の誰かの養猶子に出したのではないか。

以上の想定を総合すると、千野頼近は実子敦信・信重とともに養猶子に出したことになる。当時の千野家の状況は、そうなるべき必然性を一定程度有していた。千野大夫を称した神光家は、木曾義仲の乳母夫中原兼遠の娘を娶って千野太郎光弘を儲け、光弘はおじ樋口兼光に属して源平合戦で頼朝勢に敵対し、討たれた。弟（恐らく異母弟）七

郎光重は頼朝勢として戦ったが、彼も討たれ、別の兄弟藤沢次郎親貞は恐らく既に亡く、その子藤沢清親は別家を興して独立していた（『吾妻鏡』には清親以降しか登場しない）。この源平合戦の段階で、光弘の男子光昌・頼近兄弟が残ったが、戦場に出られない幼少期であった。千野家は明らかに、滅亡の危機に瀕していた。

光昌一家は雌伏し、後に御内人として復興した（前述）が、頼近は一家の自力存続を諦め、息子敦信を上社大祝敦光一家へ養子に入れ（敦光一家は後継男子に窮していたか）、敦信を大祝にすることに成功した。もう一人の息子信重は、上社大祝の地位を狙って就任を実現させた下社祝の一族大中臣盛重の養猶子となり、実兄敦信・養父盛重双方の後継ぎとして上社大祝を継いだ。そして信重の後半生かその子・孫あたりの時に、上社大祝らしい姓を取り戻すべく、この一家は信重実父の神姓に戻した。大筋でこのようなことが起こったのではないか。

第五章 系譜混乱問題と下社祝金刺氏一族の態様

I 女系秀郷子孫の金刺姓下社祝一家——盛澄・盛次・蓮仏C盛重

信重一家が大中臣姓を捨てて神姓を強調し始めた動機は、推測に難くない。下社祝系集団の急速な台頭である。

上社大祝篤光は、信濃から動かす妻を甲斐へ派遣した。また上社大祝たる承久大祝A盛重は、承久の乱で息子信重を信濃で東山道軍に合流させ、自らは信濃を動かなかった。信重は建長三年、⁽²⁵⁾「諏方社で烏五〇羽が集まって死んだ」と怪異を幕府に報告しており、やはり信濃から動いていない。篤光・盛重・信重は、『吾妻鏡』や文書に現れて所在地が明らかな場合は必ず信濃にあり、鎌倉にいた形跡がない。信重の子孫に至っては『吾妻鏡』に登場しない。上社大祝盛重・信重親子とその子孫は、郡外不可原則により信濃を本拠地とし続けたと結論してよい。

一方、『吾妻鏡』で初めて鎌倉に登場する諏方家は、文治三年八月一日条の「諏方大夫盛澄」である。盛澄は同条で「属平家、多年在京」といわれるが、『絵詞』では木曾義仲を婿に取って外孫の女子一人を儲け「親子の契約浅からず」といわれるほど義仲と強く結びつき、寿永二年まで北国で義仲軍として戦い、御射山神事奉仕のために弟の手塚太郎光盛を残して戦線離脱し信濃に帰ったともいう（いずれの所伝が正しいかは後述）。

いずれにせよ、ある段階で盛澄は鎌倉へ帰降したが、頼朝は彼を責めて囚人とした。しかし、彼が伝える「秀郷朝臣秘決」の喪失を惜しんだ頼朝は、この日、悪馬を与えて極小の的を射させる形で弓馬芸を試し、盛澄はすべての中させて赦され、以後、御家人として仕えた。赦免後の盛澄の『吾妻鏡』における所見は、流鏑馬・巻狩・弓馬故実整備・年始的始等、例外なく弓馬芸での奉仕であり、彼の御家人としての存在意義は「下宮祝金刺盛澄、弓馬の芸能古今に比類なし、神に通じけるにや」と『絵詞』に伝わるほどの秀郷流弓馬芸伝承者たる点にあった。

秀郷子孫の多くが弓馬術の達者であったように、通常、武芸やその故実は親子相承で伝習される。ところが、盛澄は父方で秀郷の血を引いていないにもかかわらず「秀郷朝臣秘決」に熟達していた。その理由は、盛澄が母系で秀郷の子孫であり、彼かその父祖が、外祖父たる男系秀郷子孫から弓馬術を伝習したと考えるほかない。安和元年に藤原秀郷の子の千常が信濃で争乱を起こした事実、すなわち秀郷一家が信濃に進出していた事実は、このことと無関係ではあり得まい。

その盛澄は専ら「諏方大夫」として現れるが、建久四年九月一日条で一度だけ「諏方祝盛澄」として現れる。「守矢本大祝歴名」によれば、その時期には敦信が上社大祝であるから、ここである「諏方祝」は下社祝である。彼の活動は建仁四年を終見とするので、それから遠く没したのであろう（建久四年に諏方祝盛澄と大祝敦信が併存したことは、承久寛元頃以前に諏方社が上社・下社に分裂していなかったという郷道説への反証になる）。

盛澄が「諏方祝」として現れる記事が一つしか存在しないのは、上社大祝と同様に下社祝にも郡外不可原則があったためと解釈するのが最も合理的であろう。初見から終見まで一貫して鎌倉に出現する盛澄は、鎌倉に常住したと考えられる。そして一度は頼朝から下社祝の地位を安堵されたものの、鎌倉常住では祝の郡外不可原則に抵触し、実際問題としても祝の職責に支障を来すため、早々に後継者（子弟）に祝の地位を譲り、一家に祝の地位を確保しつつ、恐らく幕府の要請に沿って鎌倉常住を貫いた考えられよう（幕府側には、盛澄を年始的始・鶴岡放生会流鏑馬等の射手として確保しておきたい、という動機がある）。

ところで、『吾妻鏡』には諏方社の祝や諏方家の人として〈篤信〉〈盛澄〉〈盛重・信重親子〉〈蓮仏C盛重一家〉の四グループが登場するが、それら相互の関係は一切語られない。それらのうち篤信・盛重・信重については一定程度推論したが、彼らと盛澄・蓮仏C盛重一家の関係はどうか。

御内人の蓮仏C盛重は、寛喜二年に執権泰時の股肱「尾藤左近入道・平三郎左衛門尉・諏方兵衛尉」の一人として鎌倉に初登場する。⁽²²⁾そして建長二年から、「諏方兵衛四郎盛頼」が現れ始める。⁽²³⁾「兵衛四郎」は〈兵衛府の官人の四男〉を意味し、武士社会では通常〈兵衛尉の四男〉を現す。父が兵衛尉であり、諏方名字であり、名に「盛」の字を持つことから、彼は諏方兵衛尉盛重（兵衛入道蓮仏）の子と見てよい。

この諏方盛頼は、『吾妻鏡』に八度登場する。そのうち最後の二度は、正月のおちば圀飯（御家人が同輩の紐帯を再確認するため、將軍御所の庭で飯を共食する最重要行事「桃崎13」）で、行事を取り仕切る時頼から將軍へ捧げられる馬の引手として、北条時輔とペアで現れる記事である（最後から二度目は「諏方四郎兵衛尉」、最後の一度は「諏方四郎左衛門尉」とあるが、兵衛尉から左衛門尉に転じた盛頼であろう）。⁽²⁴⁾蓮仏C盛重が時輔の乳父であった事実（前述）を踏まえれば、盛頼が時輔との強いつながりを示すことは、盛頼が蓮仏C盛重の子（すなわち時輔の乳母子）

であるという推定を裏づける。

盛頼が初登場した翌年の建長三年、時頼の使者として上洛する「諏方三郎盛綱」が現れる。⁽²⁵⁾ また、その二年後と五年後に一度ずつ、正月の御行始（将軍が初めて御家人の家を訪問する行事）で将軍の訪問を受けた時頼が、引出物として将軍に贈呈した馬の引手を「諏方三郎左衛門尉盛経」に勤めさせた記事がある。⁽²⁶⁾ 字形と発音が似ていることから、中世ではしばしば「綱」と「経」が混同される。実は後述の通り、蓮仏C盛重の子には七郎盛綱がおり、したがって三郎左衛門尉は盛経と確定できる。「三郎盛綱」は、「三郎盛経」か「七郎盛綱」の誤写であろう。七郎はその輩行から見て四郎盛頼よりかなり遅れて生まれた弟と見られ、四郎盛頼の活動初見の翌年に七郎盛綱の活動初見が現れるのは違和感がある。右の「三郎盛綱」は「三郎盛経」の誤写と見られよう。

さらに正嘉二年、伊具四郎入道を殺害した科で「諏方刑部左衛門入道」が処刑されるという事件があった（前述）。『吾妻鏡』は彼の実名を記さないが、上記の人々については『尊卑分脈』⁽²⁷⁾に親子とする系譜があることが小林によって指摘されており「小林82-195頁」、その系図（図3）に諏方刑部左衛門入道の該当者も盛重の子盛高として現れる。

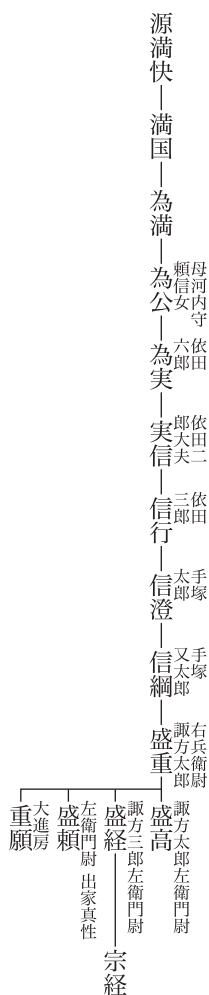


図3

当該系図で蓮仏C盛重の祖父・父とされる信澄・信綱親子の「手塚」名字の家は、『平家物語』諸本と『絵詞』

のいずれでも金刺姓とされており、清和源氏満快流としてこの系譜に現れるのは自明でない（その問題の解決案は第六章Iで後述）。ただ、ここではさしあたり、盛重以下の系譜が重要である。この系譜には『吾妻鏡』の蓮仏C盛重・盛頼・盛綱（盛経）が現れ、彼らが盛重を父とする一家だと判定する前述の推定と一致する。また、『吾妻鏡』で揺れていた「盛綱」「盛経」の表記は、この系譜では「盛経」となっており、やはり前述の推定と合致する。

ところで、石井は、『平戸記』寛元三年五月八日条に「金刺盛高」が刑部丞に任官したとある記事をもつて、『吾妻鏡』では実名不明であった諏方刑部左衛門入道をこの盛高に比定した「石井97³²⁵頁」。一見、確度の高い比定に見えるが、実は誤っている。当該条を確認すると、金刺盛高が就任したのは刑部丞ではなく木工允で、これは石井の勘違いらしい。とはいえ、活動時期から見ても、その金刺盛高は蓮仏C盛重の長男諏方刑部左衛門入道盛高に充てて差し支えない。右の『尊卑分脈』に消去法を適用すると、蓮仏C盛重の子世代の活動時期に「諏方」名字の左衛門尉の御内人で、『吾妻鏡』に実名が現れないのは盛高しかない。諏方刑部左衛門入道は、その盛高に該当すると推定するのが現状で最善であろう。

盛高が金刺姓ならば、その父の蓮仏C盛重を含むこの一家は金刺姓である、と石井は推定した「石井97³²⁵頁」。実際、『尊卑分脈』で蓮仏C盛重の父が名乗ったとされるのと同じ「手塚」名字を名乗る手塚太郎光盛の兄盛澄は、『絵詞』で「下宮祝金刺盛澄」とされ、「手塚」家の同族で「盛」の通字を持つ諏方家は、金刺姓と推定してよい。そして、この『絵詞』の記述を信じれば、頼朝に赦されて弓馬芸で仕えた諏方祝盛澄と、御内人蓮仏C盛重一家は、金刺姓の同じ一家であった可能性が導かれる。

この可能性には、別の徴証もある。『吾妻鏡』の盛頼は、専ら幕府の弓始（的始）で射手を勤めた記事にばかり現れる。特に、八度の登場のうち二度目から六度目には、弓始射手を勤めた記事しかない。⁽⁷⁸⁾彼は明らかに、弓術の

名手として幕府に居場所を得ていた。弓馬術は通常、親から子へと伝習される。そして、盛頼以前の「諏方」名字の者で、『吾妻鏡』に弓術の名手として現れるのは盛澄のみである。すると、盛頼の弓術は盛澄の家系で伝承された技能であった可能性が高い。すなわち盛澄は盛頼の直系の父祖であり、盛澄が金刺姓ならば盛頼も、したがって蓮仏C盛重も金刺姓と推定できる。

盛澄系と思しい諏方家の人としては、建久二年に將軍家政所下文において、「諏方下宮神領塩尻西条所当物」の弁済を捧紀五近永に求めて勝訴した「祝四郎大夫盛次」⁽⁷⁹⁾がいる。「祝四郎」は父が祝であることを意味し、「盛」字を名に持ち、『神氏系図』等の上社系史料に見えない人物なので、彼は二年後の建久四年に「諏方祝」を名乗っていた下社祝盛澄の子であろう。

Ⅱ 大祝盛久覚書に見る金刺姓下社祝一家と下社祝盛基の關係

さらに、弓馬術と深く関わる諏方家關係の文書として、延慶三年の大祝盛久覚書がある。⁽⁸⁰⁾誤写が多く、文意も晦渋な文書だが、前遠江權守の盛久が署判し、次のような大要が記されている。

諏訪入道殿蓮件^(弘力)（盛重）が鎌倉から信濃へ下向した時、諏方社の五月会の射手として諏方十郎盛清が奉仕し、彼に技術・作法を教えた諏方七郎入道^(孫力)（俗名盛綱）殿を褒める感状が、盛基大祝殿から与えられた。その感状は、（盛綱の没後には盛綱の）子息の諏方遊四郎殿^(孫力)が所持していたが、故入道殿（父か祖父であろう）から私（盛久）が流鏑馬の口伝を相伝するのと一緒に相伝するのが相応しいので、私に譲るよう遊四郎殿^(孫力)に所望してきた。彼は多年の間、惜しんで渡そうとしなかったが、頻りに所望した結果、入手した。その感状の正文は、家の日記に添えて当家に保管し、代わりに遊四郎殿^(孫力)には、私が案文を作成して判形を加えて送った。

ここに、一つの家の姿が現れる。一家の長のように扱われる蓮仏C盛重。十郎盛清に弓馬術を指導する七郎盛綱。盛綱のその貢献に対して感状を与える大祝盛基。その感状が盛綱の流鏑馬口伝の相続者の証の如くに扱われる様子。その流鏑馬口伝を受けなかった孫四郎が、父盛綱から伝え持ったその感状を手放さず後継者として振る舞おうとした様子。実際に盛綱から流鏑馬口伝を伝授された遠江権守盛久が説得を重ねてついにその正文を入手し、家の正統性の証とした様子、等々である。

七郎盛綱と十郎盛清は兄弟で、蓮仏C盛重は彼らの父たる家父長であろう、という点までは推測に難くない。また、この文書に「七郎、入道盛綱」が現れることは、彼と別人で蓮仏C盛重の子である「三郎左衛門尉」の名を「盛経」「盛綱」の両様に記す『吾妻鏡』で、三郎左衛門尉が正しくは「盛経」であったことを示す（「盛綱」は七郎なので）。

承久大祝A盛重・信重親子の一家には、弓馬術に優れたという所伝も、弓馬術をもって幕府や祭祀に奉仕したという所伝もない。それに対して右の一家では、流鏑馬の口伝を有し、その継承が一家の大事とされ、流鏑馬ばかりか諏方社五月会でも弓術をもって奉仕して、卓越した弓馬術が家のアイデンティティとなっていた。その水準の弓馬術の技能を有した諏方家の人物は、前述の盛頼と、幕府初期に頼朝に赦免された盛澄しかいない。したがってこの一家は、盛頼と同じく盛澄の後裔と考えてよく、彼らが家のアイデンティティとした弓馬術の「口伝」は、かつて盛澄が受け継いでいた「秀郷朝臣秘決」の流れと見てよい。

『尊卑分脈』は蓮仏C盛重の子として太郎左衛門尉盛高・三郎左衛門尉盛経・左衛門尉盛頼・大進房重頼のみを挙げる。一方、右覚書は蓮仏C盛重の子らしき人物として七郎盛綱・十郎盛清のみを挙げる。すなわち、両者は重ならない。しかし、『吾妻鏡』にも登場する前者は鎌倉に在府して得宗家に近侍する一群として、『吾妻鏡』に登場しない後者は信濃に在国して日常的な諏方下社奉仕や社領・家領の現地経営にあたっていた一群として想定するこ

とで、両者を重ねて蓮仏C盛重一家を復元して差し支えなからう（前者と後者でアザナの輩行が重ならないことは、これを傍証する）。

盛綱の子の孫四郎を「子息すはの遊四郎殿〔孫カ〕」と他人のように記す覚書記主盛久の書きぶりは、自らが盛綱の子でないことを窺わせ、孫四郎を自らの兄とも弟とも記さない。盛久は、盛綱の子ではないであろう。しかし、盛久は盛綱から流鏑馬口伝を相伝した。ならば、盛久は盛綱の甥あたりの関係にあるう（覚書文中の「故入道殿」は盛久の父か祖父であろう）。

この頃、嘉元二年奏覧の『新後撰和歌集』と正和元年奏覧の『玉葉和歌集』という二つの勅撰集に詠歌が入集した「金刺盛久」がいた「宝月54・59頁」。『勅撰作者部類』（内閣文庫林家旧蔵本）に、「金判盛久〔判〕」に傍注して「諏方祝」とあり、また『玉葉集』入集の詠歌に「をばなふくほやのめぐりの一村にしばしとある秋のみさ山」と諏方社の御射山神事が見えるので、諏方祝の在任歴があり、右の蓮仏C盛重一家の遠江権守盛久と同一人の可能性が極めて高い。彼が金刺姓であったことは、下社祝一族が金刺姓であった証拠の一つとなる。

問題は、大祝盛基の位置である。盛綱・孫四郎・盛久らは、大祝盛基から与えられた感状を「正統な後継者の証」のように扱い、家宝のように珍重した。大祝盛基と単純で親しい家族関係にあれば、そのようには扱うまい。大祝盛基は彼らより一定の距離を隔てた上位にあったと考えられる。

この盛基は宝治三年に、（上社は下社の本宮として支配的立場にある）と主張する上社大祝信重と争った「下社祝盛基」である。信重は右主張の根拠として、解状で次のように述べた。かつて延久年間（一〇六九〜七四）に文書を紛失して上社領を再度立券した時、「任本宮之御判之旨、加判形畢（本宮で署判された決定の通りに当方下社も署判した）」と書き添えて下社祝大耳（大中臣）氏が署判した文書の正文を所持している、と。そして、「盛基依不

知先蹤、致非抛之濫詐歟（そのような上社領と下社祝の歴史を知らずに虚妄を主張する者）」と盛基を指弾している。

これを信ずれば、院政期の上下社の由緒を知らず文書を持たない盛基は、下社祝としては新来であつたことになる。信重と盛基が同じ一家や近い一族ならば、信重が知っている由緒を盛基が知らない、という現象は起こり難い。上社大祝信重と下社祝盛基は、全く別の氏族であらう。下社祝盛基と御内人蓮仏C盛重はともに盛澄の後裔と考えられ、それが上社大祝信重と全く別の氏族であるならば、信重の父の承久大祝A盛重も盛澄一家とは別の氏族であり、したがって盛澄一家に属する蓮仏C盛重は、承久大祝A盛重とは別人である。前述の、盛澄一家が金刺姓であるのに対して、承久大祝A盛重が大中臣姓（から神氏を乗つ取つた）と判明している点からも、同じ結論が補強される。下社祝の地位は金刺姓の盛澄を起点として近親者間で相伝されたと見るのが自然なので、上社大祝信重は金刺姓ではない。そして解状において、右の延久の故事とその中心人物たる為信・四郎為貞親子の名を知り、曩祖として神為信の名を挙げ、その嫡子「神太仲」^{（為脱カ）}の名を挙げた信重は、神為信以来の神氏の歴史を知る神氏一家として振る舞っている。祖先・先任者としてこれら神氏の名ばかり挙げ、「大祝の身体に憑依して実体化するので、大祝の姓を『神』字で表すのだ」とあえて神姓の由来を強調したことは、彼が既に大中臣姓を捨てて神姓を名乗り始めていた徴証であり、大中臣氏出身の信重が通婚・養子等の手段を介して神氏の蓄積を継承したことを窺わせる。

この信重が非難した盛基は、下社祝である以上、下社祝盛澄の後継者である。「盛」字を共有し、活動時期が半世紀ほど離れているので、盛基は盛澄の子か孫の世代であらう。また、盛基が信重から非難された宝治三年は、同じく盛澄一家と思われる御内人蓮仏C盛重の活動時期に重なる。蓮仏C盛重と下社祝盛基は同世代前後と考えられ、兄弟・従兄弟あるいはおじと甥あたりの関係であらう。盛澄の子と考えられる祝四郎盛次は、彼らいずれかの父であつた可能性が高いが、祝四郎[、]という通称は太郎・次郎・三郎等の兄の存在を示唆し、そのうち一人が盛基や蓮仏

C盛重その人、あるいは彼らの父であった可能性が否定できない。すなわち、彼らが盛澄子孫であることや世代や推定できても、厳密な系譜は復元できない。

Ⅲ 金刺姓下社祝家の一族——金刺満貞・金刺為頼と紀盛奉（蓮仏）・諏方浄我（小坂助忠）

右に加えて、下社祝盛基の一家らしき金刺姓の人物を複数検出できる。まず、『勘仲記』弘安一〇年六月二三日条に、金刺基氏なる者の木工允任官記事が見える。金刺姓、名の「基」の字、蓮仏C盛重の長男盛高と同じ木工允任官等の事実から、彼は下社祝盛基の一家（活動時期から見て盛基の子世代か孫世代）であった可能性を疑えるが、ほかの史料に一切現れず、系譜上の確かな位置は判らない。

また、『平戸記』寛元三年六月二六日条に、金刺定経なる者の左衛門尉任官記事があると指摘されている〔伊藤63頁734頁〕。他史料に所見がない人だが、定経のこの唯一の所見は、信重解状が下社祝盛基を非難した四年前であり、盛基の活動時期と重なる。それはまた、蓮仏C盛重の活動初見から一五年後、その子盛頼の活動初見の五年前であり、蓮仏C盛重・盛頼親子の世代に属する。この世代的位置を基に、系譜上の位置を二通り推測できる。一つは、「定」を「盛」の誤写と見て、蓮仏C盛重の子三郎左衛門尉盛経に宛てられる可能性。いま一つは、文永六年に生まれて元徳元年に没した下社祝の金刺満貞と関連づけて、名の「サダ」と金刺姓の共通から見て、この定経が満貞の祖父か父で下社祝一族であった可能性である。ただ、満貞は下社大祝盛久の兄と推測され、下社祝盛基の後裔の可能性が高いので（第八章Ⅱ）、前者の説は成り立ちにくい。

加えて、右の金刺定経の左衛門尉任官の翌年にあたる寛元四年に、蓮栖（左衛門尉某法師）から息子の金刺為頼に譲与された信濃国諏方下社領和田郷地頭職を安堵する將軍頼嗣下文がある⁽⁸⁾と、早くに指摘されている〔宝月54-59頁〕。

定経と同様に、蓮仏C盛重・息子たちや下社祝盛基の活動時期と重なるが、『吾妻鏡』に為頼は現れない。金刺姓であり下社領の地頭であるから、広い意味で下社祝盛基の同族には違いないはずだが、「盛」の通字を持たず、既知の下社祝と実名の文字を共有しないため、狭い意味での下社祝一家といえるかは疑問が残る。盛澄の子孫ではない、古くから諏方社祠官として奉仕してきた別系統の金刺氏の子孫ではないか（「為」や「頼」は摂関・院政期の上社大祝一族が多用した字である）。ただ、地頭職を領し、幕府の安堵を受ける御家人と化していたことは注意を要する。下社祠官が御家人化することは自明でなく、頼朝期に盛澄が御家人化した影響を受けた可能性が高い。

さらに、先学は指摘しなかったが、この時期に下宮祝一家と深い関係を有したと思われる興味深い氏族がある。彼らは紀姓で、『尊卑分脈』⁽²⁾に〈奉永―奉繼―奉忠―奉任〉という世系が載り、その奉任に「元亨元九三卒」^(三三三)（九十六才、法心）／大蔵丞／母、諏訪左近入道浄我女」と注記がある。男子の結婚相手を通常は父が決めることを念頭に置くと、紀奉繼が息子奉忠に諏訪左近入道浄我の娘を娶らせ、彼女が嘉祿二年に奉任を産んだことになる。

出産時に奉任の母が二〇代と考えると、彼女の父諏訪浄我は四〇／五〇代であったと推測でき、当時四〇代なら幕府成立直後に誕生、五〇代以上なら幕府成立直後に少年かそれ以上であったことになる。世代でいえば、上社関係者では大祝篤光より下の世代、下社関係者では祝盛澄より下の世代である。しかし、『吾妻鏡』や文書から知られる上下社の「諏方」名字の人に、官途が左近（当時の武士階級の就任実績から見ても、左近将監と見てよい）であった人物も、法名を「浄我」と称した人物も見えない。

ただ、『神氏系図』にただ一人だけ、右の世代推定と合致し、かつ左近将監であったと伝わる鎌倉期の人物がいる。小坂左近将監助忠である。関係部分のみ系譜を抜粋すると図4の如くである。

通字だからである。息子を上社祝一族の諏方浄我（小坂助忠）の女と通婚させ、俗名に下社祝一族の通字「盛」を含み、法名が下社祝一族の連仏C盛重と同じ紀盛奉（奉繼）を、諏方社関係者でないと見なすのは難しい。

初名・改名後に共通する「奉」字は、美濃国池田郡を本拠とした紀氏一族の通字である。なおかつ奉繼の初名が盛奉であったのならば、次の二つの可能性を想定できよう。第一には、紀奉永の実子に生まれた男子が下社祝盛澄一家の猶子に入って「盛奉」と名乗り、後に生家に戻って家督となって「奉繼」と改名した可能性。第二には、下社祝盛澄の一家に生まれた男子が紀奉永の養猶子となって「盛奉」と名乗り、後に奉永の嫡子となって「奉繼」と改名した可能性である（系図で奉繼（盛奉）の父とされる奉永に六人もの息男がいたことを踏まえると、子沢山の紀氏の側が実子の一人を下社祝家の養猶子に入れた可能性の方が高そうに思われるが、推断は難しい）。

しかも、奉繼（盛奉）の子で、小坂助忠の女を娶った奉忠は、舅助忠と「忠」字を共有し、助忠の烏帽子子であった可能性がかなり高い。奉繼（盛奉）の実父が誰であったにせよ、奉永・奉繼（盛奉）・奉忠・奉任四代の紀氏と、下社祝盛澄一家と、上社大祝一族小坂家は、紀氏を新たな媒介項として融合した可能性が高い。

第六章 下社祝諏方盛澄の出自——手塚家両流の継承

I 「武居祝系図」の手塚家系譜に現れる諏方盛澄

上述のように、下社祝一族の情報は断片的で、精確な系譜の復元が難しい。ところが、明治三十九年に没した人物まで「武居祝」の地位を世襲した一家と、それを分家させた下社大祝の安政三年の人物までを記述した今井家の系図「諏方下社大祝武居祝系図略」⁽⁸³⁾（以下「武居祝系図」）が、彼らを図5のような家族として明瞭に描いている。

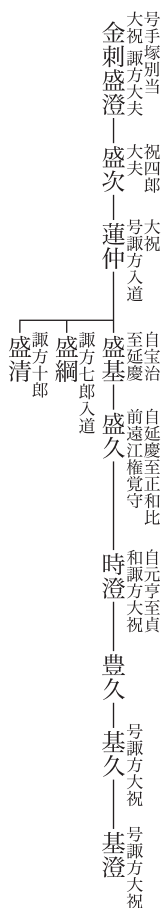


図 5

右系図は先の盛久覚書に現れる人々を網羅し、疑問の余地なき系譜関係を示す。しかし、蓮仏C盛重に該当する人物を俗名で記さず「蓮仲」と書いている。これは、盛久覚書に蓮仏C盛重の俗名が記されなかったため、その法名を「蓮仲」と誤ったのも盛久覚書が蓮仏を「蓮件」と誤ったため、蓮仏C盛重の子として『尊卑分脈』に現れる盛綱の兄弟たちが見えないのも盛久覚書に現れなかったため、盛久に「前遠江権覚守」と文意不通の注記があるのは盛久覚書における盛久の文意不通の署判「前遠江権宮寺」を誤写したためと推測される。すなわち、当該系図は明らかに盛久覚書に完全に依拠して書かれ、この系図をもつて盛久覚書の史実性の裏づけとは見なし難い。

盛澄に「木曾義仲に属した科で寿永年中に頼朝に処刑されなかったが、梶原景時の計らいで鶴岡社流鏑馬を勤め厚免され、報恩のため景時のために梶原堂を営んだ」旨の注記があり、盛基に「宝治三年訴鎌倉停上社大祝信濃守信重冒本社之号、不決而止」と注し、盛久に「詠歌被載玉葉集」と注し、時澄に「塩尻次郎重光抑留神役用運使家臣久政訴鎌倉殿」と注するのは、すべて『吾妻鏡』『絵詞』や『玉葉和歌集』、下社所蔵文書⁽⁴⁾に対応する記載を得られ、系図がそれらの考証に基づく産物であることを示す。彼らの祖に、六国史に見える金刺貞長・長頼等が殊更に挙げられているのも、同系図が独自の所伝ではなく、ほかの史料からの考証の産物であることを示唆する。

ただ、それでも興味深いのは、盛澄の祖先を明記してある点で、六国史に載った金刺貞長を起点として図6の系

「手塚」名字は、一次史料や『吾妻鏡』に現れない。『平家物語』諸本のみに「手塚別当」「手塚太郎」が見える。

ただし、覚一本が「信濃国の住人手塚太郎金刺光盛」、延慶本（七）も「信乃国諏方郡住人、手塚太郎金刺光盛」、「盛衰記」も「信濃国住人手塚太郎光盛」とするのに対して、長門本（二四）は「信濃国の住人諏訪郡住人手塚別当金刺光盛」とし、手塚光盛が「手塚太郎」か「手塚別当」かで混乱がある。光盛を「手塚別当」とするのは長門本のみにで、その長門本では「住人」の二字が衍字と見られる等、本文に混乱も認められる上、〔絵詞〕にも「手塚の太郎光盛」と見えるので、光盛は「手塚太郎」の方であろう。

同様に、覚一本に「手塚太郎打死す、手塚の別当落ちにけり」、『盛衰記』⁽⁸⁷⁾に「信濃国住人手塚太郎討れければ、手塚別当も落ちにけり」、『閨靜録』⁽⁸⁸⁾に「手塚の別当落ちにけり。太郎は打死にす」とあるのに対し、延慶本（九）には「手塚ノ太郎ハ落ニケリ、手塚ノ別当ハ被打ヌ」とあつて、木曾義仲と同時に討ち死にした者と落ち延びた者がそれぞれ手塚別当・手塚太郎のいづれなのかも混乱がある（長門本には手塚一家の戦死・脱出の記事がない）。

さらに、手塚別当と手塚太郎の關係も、長門本（一六）に「手塚別党、同甥手塚太郎」、延慶本（九）にも「手



图 6

塚別当、同甥手塚太郎」とあるのに対して、『關靜録』⁽⁹⁾に「手塚の別当、子息太郎を招いて申しけるは」云々とあり、父子なのか、おじ・甥なのかで混乱がある。

このように、手塚家に関する諸系図・軍記物の記述はすべて噛み合わず、史実を求め難い。ただ、『承久兵乱記』⁽¹⁰⁾に、承久の乱の幕府軍として「てつか（手塚）の小太郎・かすか（春日）の太郎」が見え、春日太郎は諏方社関係者なので、この手塚小太郎も手塚光盛の関係者と推定できる。名乗りから見て手塚太郎の子と考えられるが、手塚家が二系統あり、手塚太郎も二人いた中で（後述）、彼がいずれの系統に属し誰を父とするのか、詳かにし得ない。もし手塚光盛の一家なら、父祖が木曾勢に参陣した先非を赦されて幕府御家人となったことになる。ただ、彼以後に「手塚」名字の者は一次史料や『吾妻鏡』等に一切見えず、少なくとも幕府御家人としては衰亡したと見られる（「武居祝系図」は光盛の子光家（武居祝）、その子重家（武居祝・宮内大輔）・重晴（同前、木曾御嶽山称宜）兄弟を挙げるが、実在を確認できない）。手塚家に関する右の系譜的混乱は、それを正す手塚家の人間の不在と関係しよう。

そもそも、小林以来の先学では、『尊卑分脈』が蓮仏C盛重を手塚信綱の子に掲げ、かつ軍記物で手塚光盛が金刺姓であることから蓮仏C盛重を金刺姓と推定したきたが、手塚信綱は手塚光盛ではないし、『尊卑分脈』は信綱の一族にすら光盛を掲げていないし、信綱は清和源氏満快流であって金刺姓ではない。「手塚」名字以外に共通点がない源・信綱と金・刺光盛をただちに同族と断じたのは、先学の勇み足といわざるを得ない。

むしろ興味深いことに、南北朝期の『神皇正統録』（中）に「斎藤別当実盛、源光盛手塚太郎為二討ル」とあり、『平家物語』が金刺姓とする手塚光盛を源姓と明記する所伝がある。これなら『尊卑分脈』と辻褄が合い、南北朝期には手塚家を源姓とする了解があったと見なせる。その背後には、同家を源姓・金刺姓いずれとしてアピールするかという選択があったことが窺われるが、前述の通り、承久の乱の手塚小太郎以後、手塚家は姿を消している。後に

信濃地方に「手塚」名字の者が現れるが、少なくとも鎌倉・室町期に、中央で自家の血統アピールを必要とする動機を持つ手塚家は存在しない。

しかし、『尊卑分脈』で手塚太郎信澄（手塚又太郎信綱の父、蓮仏C盛重の祖父）の父とされる信行が「依田三郎」とされ、その父実信が「依田二郎大夫」、その父為実が「依田六郎」とされたように、手塚家は本来「依田」名字であった。依田家は南北朝・室町期に幕府の右筆方奉行人を世襲し、足利直義政権期の中務大夫入道元義・左衛門尉貞行・左近将監（左近大夫将監入道）時朝、観応擾乱後から細川頼之政権期にかけての右衛門尉（右衛門入道）、義満政権期の季貞・八郎左衛門尉・左衛門大夫、義教・義政期の新右衛門尉（信濃守）貞朝、義政期の中務丞（左近大夫）光朝らが確認されている。⁽⁹²⁾

為実・実信・信行の三代で「依田」を称したこの一族は、信行の子信澄（蓮仏C盛重祖父）が手塚太郎、その弟行俊が飯沼太郎を称したことで、一度「依田」名字を捨てた。行俊の子資行も飯沼三郎、その子常遠も飯沼左兵衛尉を名乗り、手塚家とならなかった方は飯沼家となったらしい（「飯沼」名字と「資」字が共通する点から、霜月騒動後に幕府を支配した平頼綱の子の飯沼資宗（助宗）は、この飯沼資行の縁者かと疑える余地がある）。

「依田」名字は文治二年の段階で前斎院（後白河院皇女式子内親王）領であった信濃国依田荘に由来し、その依田荘に飯沼村が含まれたので、場所を同じくしたまま名字の地が規模だけ縮小したことになる。⁽⁹³⁾

その依田荘飯沼村は、荘内のほかの四ヶ村とともに承久四年の段階で茂木知基（八田知家の子）から茂木知宣へ譲られ、嘉元元年に「未知行地（不知行地の意か）」ながら知宣の子知盛から嫡子知氏へ譲られている。⁽⁹⁴⁾ 茂木知基の同所知行は「故鎌倉右大臣殿（実朝）御下文」を発端とするようなので、承久元年の実朝横死以前に飯沼家（依田家）の手を離れていたことになるが、理由は定かでない。⁽⁹⁵⁾

飯沼家は御家人として存続し、承久の乱では「飯沼三郎 同子息一人」すなわち資行と息子一人が宇治川の戦いで溺死した⁽⁹⁷⁾。飯沼家は滅亡に瀕したが、資行に唯心という子があり、その子の行盛が依田左衛門大夫、その弟朝行が依田中務丞を名乗った。行盛は正安二年に異賊防禦関係の命令を鎮西へ伝達した「依田五郎左衛門尉行盛」であり、九年後の延慶二年に「正応御使依田左衛門尉下向之時」と回顧された人物とも同一人であろう⁽⁹⁸⁾。幕府の文筆官僚に納まったらしい彼以後、「依田」名字は世襲され、依田家は再興されて前述の通り室町幕府右筆方奉行人として家を確立した。茂木家が入手しながら鎌倉末期までに「未知行」となった依田莊飯沼村は、依田行盛による依田（飯沼）家再興とともに依田家の手に帰した可能性があらう。

早くに消えた手塚家とは対照的に、幕府中央で居場所と存在感を確保した依田家には、血統を源氏と主張する相応の動機がある。ならば連鎖的に同族の手塚家も源氏と主張される理由があり、それらの主張は真実を含んでいた可能性があらう。

Ⅱ 清和源氏満快流手塚家の盛澄・蓮仏C盛重が金刺姓下社祝一家の養猶子に

しかし、そうした経緯があったとしても、蓮仏C盛重と手塚家の関係には疑問が残る。そもそも、清和源氏満快流の「手塚太郎」源信澄あるいは息子の「手塚又太郎」信綱は、なぜアザナを同じくする軍記物の金刺光盛と姓名も一致しないのか。それにもかかわらず、光盛の兄である『絵詞』に明記される諏方盛澄の孫世代と思しい蓮仏C盛重一家が、なぜ『尊卑分脈』では源姓手塚家の系譜と直結されたのか。そして、流鏑馬口伝の伝承という事実によって蓮仏C盛重の祖（父か祖父）が「諏方大夫（祝）盛澄」であることは確実と思われるのに、なぜ『尊卑分脈』では蓮仏C盛重の父の手塚又太郎源信綱や祖父手塚太郎源信澄は、盛澄と名字も姓も名も一致しないのか。

さらに、「武居祝系図」が掲げる〈諏方祝金刺貞長―祝長清―祝諏方長頼―祝盛友―植田祝輔頼―諏方大祝手塚次郎輔光―諏方大祝手塚次郎光頼―大祝手塚別当盛澄〉という系譜は、これらの問題といかに関わるのか。

実は、『尊卑分脈』は「手塚」名字の家をもう一つ掲げる。前出の手塚太郎信澄の曾祖父が実の兄為扶を祖とする、同じ清和源氏満快流の次の系統である。

伊那太郎 芳美次郎 芳美檢校大夫 瀬橋太郎 埴田太郎 手塚二郎 手塚太郎
 為扶 為家 家扶 扶俊 輔頼 輔光 光頼

右により、前出の「手塚」名字を名乗る初代信澄の一家（以下、信澄流）とは全く別個に、輔光を初代とする「手塚」名字の一家（以下、輔光流）の存在が知られ、清和源氏満快流に手塚家が両流存在したと知られる。

「手塚太郎」は輔光流と信澄流に一人ずつおり（光頼と信澄）、いずれかが軍記物の「手塚太郎」光盛と異名同人であるのかも、あるいはいずれとも異なる第三の「手塚太郎」であるのかも、現状では判断材料がない。同様に、両流の系譜に見えない「手塚別当」が、系譜から略されたのか、あるいは手塚二郎輔光・手塚太郎光頼・手塚太郎信光・手塚又太郎信綱のいずれかに該当する（別当）に就任して通称を変えた）のかも、判別できない。

ただ、^(一八三)寿永二年の俱利伽羅峠の戦いに、義仲勢として参戦した信濃国住人「余田次郎」がいた。⁽⁹⁹⁾彼は依田家の者であろう。手塚信澄の祖父に依田二郎大夫実信がいるが、その祖父が公は源頼信の女を母としており、活動時期が遡り過ぎて合わない（源義家と同世代）。信澄流にはほかに「次郎」の該当者がいないが、輔光流では輔光が手塚二郎である。手塚の地と同様にして依田の地も信澄流のみならず輔光流が関係を有したと見ると、輔光流の手塚二

郎輔光が「余田次郎」と名乗って義仲軍に参加していた可能性は認めてよからう（世代論的にも矛盾はない）。

興味深いことに、右の輔光流手塚家の系譜のうち（輔頼―輔光―光頼）の三代は、前掲「武居祝系図」と合致する。そしてその「武居祝系図」は、光頼の子に盛澄を掲げる。この所伝と、盛澄・光盛を兄弟とする『絵詞』の所伝に一定の信憑性を認めるならば、光頼の子に盛澄・光盛兄弟があったことになる（現に『系図纂要』は〈輔頼―輔光―光頼―光守（平塚太郎）〉という系譜を掲げる。この平塚太郎光守は、手塚太郎光盛の誤写に相違ない）。

ただ、盛澄が関係を有した手塚家は、輔光流に留まるまい。なぜなら、「澄」字を信澄流の手塚太郎信澄と共有するからである。この一字共有は烏帽子親子関係を示すに過ぎない可能性もあるが、鎌倉期の実例に徴する限り、烏帽子親は他氏族（近くとも同族内の別家。親子でも養親）に求めるのが常である⁽¹⁰⁾。また『尊卑分脈』の信澄流の系譜が、明らかに信澄の直系子孫として蓮仏C盛重一家（盛澄の流鏑馬口伝を家の技能として継承した一家）を掲げている事実を鑑みても、信澄と盛澄は烏帽子親子に過ぎない他人ではなく、近親者と考えるべきであろう。

とすれば、盛澄は、輔光流・信澄流双方の手塚家に近親者として属したことになる。すなわち、一方を生家とし、他方に養猶子として入った可能性が高い。そして、「盛澄」の名で人生（の少なくとも後半期）を過ごした事実から見て、信澄流たるアイデンティティの方が後付け、すなわち彼は輔光流に生まれ、信澄流を養家としたと推測できる（その養猶子関係の媒介項として、母方で信澄の血を引いていた可能性が十分に考えられる）。

この場合、盛澄の弟であるはずの光盛が「手塚太郎」と称したのは、実兄盛澄が実父光頼の子でなくなり、輩行の順序が繰り上がった結果と解釈できる。また、この推定において光盛の父となる手塚太郎光頼は、「手塚」名字と「光」字の共通性から見て光盛の父に相応しく、何らかの機関の「別当」となって「手塚別当」と名乗り始めた後、「手塚太郎」のアザナを息子光盛に譲ったものと解釈できる。

その場合、盛澄と蓮仏C盛重の関係はどうなるか。盛澄に「祝四郎大夫」と称した息子（と見てよい）盛次があること、かつ蓮仏C盛重の父を盛澄でも盛次でもなく信綱とする『尊卑分脈』の所伝を活かすならば、次の筋書きが想定できよう。盛澄・盛次一家には、下社祝の地位を継ぐ盛基という後継者があった。しかし、下社祝に上社大祝と同じく郡外不可原則があったとすると、盛基は祝なので信濃を出られない。その中で盛澄一家は、何らかの理由で、鎌倉に常住して得宗家に近侍する必要性を認めたが、その要員となるべき男子が不足したため、盛澄の義兄弟たる信綱の男子（盛澄の義理の甥）を養子に取り、「盛重」と名乗らせ、得宗家近侍要員とした、と。

では、清和源氏満快流であったはずの盛澄・光盛兄弟が『絵詞』や軍記物で金刺姓として現れる現象は、どう解釈できるか。彼らの曾祖父輔頼の父は、『尊卑分脈』では源扶俊とされるが、「武居祝系図」では金刺盛友とされる。源姓手塚家が金刺姓として現れる事実を整合的に解釈できる筋書きは、現状の材料ではこの「武居祝系図」の記述が唯一のものである。なおかつ、『尊卑分脈』を否定できる材料もない。とすれば、輔頼から見ても、源扶俊・金刺盛友の一方が実父で、他方が外祖父か養父であった、と解するのが合理的であろう。

輔頼の「輔」は、源扶俊の「扶」と「スケ」の訓が共通し、源為扶・家扶・扶俊と受け継がれてきた源姓一家の一員だと主張しており、さらに輔頼の子輔光までその主張が貫徹する。すなわち、彼らのアイデンティティでは、源為扶以来の源姓が前面に押し出されている。

それにもかかわらず、輔光の孫と推定される光盛は、軍記物では金刺姓、『神皇正統録』では源姓で現れる。輔頼の代で金刺氏・源氏の融合が果たされたにもかかわらず、曾孫の世代でなお金刺姓でも源姓でも現れるということは、輔頼以後のこの家が両姓を都合よく使い分けたことを示唆する。そして盛澄一家の蓮仏C盛重が金刺姓であり、『絵詞』で盛澄・光盛兄弟が金刺姓と明記されたことは、この一家が光盛の世代を最後に源姓を手放し、金刺

氏として生きる決断を下したことを示唆する。

庶流満快流とはいえ清和源氏という貴姓を有した手塚家が、なぜあえて卑姓の金刺姓を主張するのか。そのメリックトは一つしか考えられない。大中臣氏とともに（交互に近い形で、もしかすると奪い合う形で）蓄積してきた実績に基づく、諏方下社の要職への就任資格の獲得であろう。「手塚別当」の「別当」は何らかの機関の長を意味するが、手塚家が下社に所属すると明記された事実から考えて、その機関は下社の一部か下社そのものと見てよい（前掲「信州諏訪祠文書」の②に、上社「政所」を大祝信重が率いていたらしい記述が見えて参考になる。政所なら政所別当、がいてよい）。そしてその地位は、盛澄が幕府から聴された下社祝就任の基盤となったに違いない。

前述の通り、承久の乱をもって手塚家は鎌倉期の記録から消える。（一二五〇） 建長二年の閑院内裏造宮や建治元年の六条八幡宮造宮では、御家人を個々人や「某跡」形式（「足利左馬頭入道跡」等）で把握し負担を賦課したが、（一二七五） その中に「手塚某（跡）」は見えず、御家人としての手塚家は一三世紀半ばまでに滅んだと推定してよい。この家が「手塚」家としては衰亡したことで、その内部から出た盛澄が家を「諏方」家として興隆したことは、明らかに表裏の關係にある。そして手塚家の急速な衰亡は明らかに、寿永三年正月に木曾義仲が首を取られるその時まで義仲に付き従った忠義の裏返しと考えられる。手塚家は義仲との關係が深すぎたのであり、盛澄が義仲を婿に取ったという『絵詞』の所伝も、同じ文脈の中にあるろう。

Ⅲ 諏方盛澄の去就と手塚別当家の没落——諏方社の葛藤（八条院領由来の平家領）

ただし、この所伝は信頼できない。『絵詞』は盛澄について「木曾冠者義仲を弼に取て女子ひとり出生して、親子の契約浅からず、されば寿永貳年夏の比、北国へも相くして舞殿合戦に功名して、越中の阿努といふ所まで随逐

したりけるが、手塚の太郎光盛（彼弟）を留置て、当社御射山神事の為に帰国したりけり」と述べ、盛澄が御射山神事に奉仕するため、越中国射水郡の阿努郷付近（富山県氷見市の上庄川流域）で木曾軍を離脱・帰国したという。義仲軍が越中にあったのは寿永二年五月上旬（一八三）～六月上旬であるから、盛澄はこの段階まで従軍し、そこで踵を返して離脱・帰国したことになる。

しかし、信濃で義仲が挙兵した段階で従軍していた諏方社関係者は、知られる限り上社の諏方次郎・千野太郎と下社の手塚別当・同太郎のみである。（四）下社系の盛澄は明らかに上社の諏方次郎・千野太郎ではないし、また義仲戦死まで離脱しなかった手塚家の二人も盛澄には該当しない。

さらに、寿永二年五月の砺波合戦（俱利伽羅峠の戦い）で木曾軍に「諏訪（方）三郎」が従軍しており、彼は寿永三年二月の一谷合戦では義経軍の一人として姿を現す。（四）「諏訪三郎」は義仲に最後まで付き合わずに鎌倉側へ鞍替えしたわけだが、一谷合戦で義経軍としての従軍を許された人物が、源平合戦後に鎌倉で捕らえられて文治三年（一八七）まで「囚人」扱いされる事態は（度を越した罪を犯さない限り）考えにくい。すなわち、文治三年まで「囚人」であった諏方盛澄は、一谷合戦に従軍した「諏訪三郎」ではないであろう。

この「諏訪三郎」は、上社の諏方次郎と入れ替わるように木曾軍に現れるので、諏方次郎を信濃へ戻すのと引き換えに上社が木曾軍に提供し、手塚家よりかなり早い段階で（大祝篤光を通じた縁で）鎌倉軍に乗り換えた上社の人であろう。この上社の諏方次郎・三郎は、敦光（篤光）の子弟か、次代大祝敦信か、敦信の兄弟であった可能性がかなり高い（敦信の大祝就任は「歴名」によれば建久二年（一九一）なので、敦信自身が源平合戦に従軍しても郡外不可原則に抵触しない）。その観点から『神氏系図』を見直すと、敦光の弟に「諏方次郎」清貞が見え、敦光の叔父（父貞光の末弟）に「諏方太郎」範貞が見える。「太」は「三」と誤写しやすい字であり、系図で貞光を筆頭とする五

人兄弟の末弟に「太郎」範貞が現れるのは不審なので、範貞は「諏方三郎」ではないかと推察される。

このように、上社は義仲の挙兵地が信濃であつた関係で巻き込まれ、手遅れになる前に義仲と訣別して鎌倉方へ乗り換えたが、下社の盛澄にはそもその最初から木曾軍に従軍していた確たる証拠がない。これは、越中まで義仲軍に従つたとする『絵詞』の所伝と矛盾する。そして史料の信頼性を問題とするならば、成立年代が南北朝初期に下り、諏方社関係者の正当性を誇張する『絵詞』の方が、軍記物より低い。木曾軍に従軍しなかったのに「囚人」とされたのなら、「平家に属し多年在京し、連々、城南寺流鎬馬以下の射芸に交わつた」という『吾妻鏡』の所伝が正しかろう。盛澄は一貫して京都にあり、頼朝や義仲を討伐するための平家軍の中にいた可能性さえ疑うべきである。

しかも、盛澄赦免の記事に、秀郷流流鎬馬故実の一流の永久的断絶を招く盛澄の処罰を断行すべきか否か、頼朝が悩んだ期間が「涉旬月」つたとある。頼朝が悩んだ期間は一ヶ月単位に及び、それが盛澄の鎌倉出頭から文治三年八月までの長さと考えられる。盛澄は平家没落後に信濃に戻り、文治三年に入ってから鎌倉に出頭したところ、出頭の遅さを平家与同の志と見なされて咎められ、捕囚とされた、という可能性を推察できよう。

この間の下社系金刺氏の動向を見極める上で見逃せないのは、諏方社が、平頼盛（清盛の異母弟）の妻の所領であつた事実である。⁽¹⁰⁾ この領有関係のため、諏方社は平家没官領（朝敵として平家から没収された所領群）に入れられてしまつたが、かつて平治の乱で、逮捕され処刑されかかつた頼朝を助命するよう頼盛の母池禅尼が嘆願した恩を頼朝は忘れず、諏方社もともと頼盛夫妻の没官領をすべて返還した。

この時、頼盛の妻は諏方社だけ領有を辞退し、代わりに伊賀国六ヶ山^{むこやま}を手に入れた。後に、その伊賀国六ヶ山を、頼盛の子光盛が娘に譲り与えた文書がある。⁽¹¹⁾ 光盛はこれを実母から譲り受けたであろうから、その六ヶ山と引き換えるまで諏方社を領有していた頼盛の妻とは、光盛を産んだ八条院女房の大納言局ということになる。彼女は、後

白河院政期に法勝寺上座等を勤めた寛雅の娘だが、諏方社は父寛雅から継承したものではあるまい。八条院（暲子内親王）の領有した所領群「八条院領」の中に「諏方南宮上下社」がある⁽¹⁶⁾ので、彼女は仕えていた八条院から諏方社を与えられたのであろう。八条院領は父の鳥羽院の所領を母胎とするので、諏方社は鳥羽法皇の頃までに王家領となっていたことになる。諏方社がいつ、いかなる経緯で王家領になったかは詳かにし得ない。

重要なのは、諏方社が平家領の一部であった事実と、その平家領における微妙な位置である。右の経緯に明らかのように、諏方社が平家領に数えられたのは、平頼盛の妻大納言局が領有していたからであった。しかし、頼盛当人ではなく妻が領有していたという点が微妙で、しかもそれは本来の平家領ではなく、王家領の一部が、王家に仕えた女性に与えられ、その女性と頼盛が結婚したため平家領に数えられたにすぎない。しかも、頼盛は、生母の池禪尼が頼朝の助命を嘆願したように、母を異にする兄清盛とは一線を画した政治的立場にあり、美福門院・八条院母娘の近臣や後白河院の近臣として独自に動く傾向があり、治承三年^(一七九)の清盛のクーデターでは後白河院やその近臣団とともに解官され、寿永二年の平家の都落ちにも同行せず都にとどまった。

その、平家一門の中で清盛一家に必ずしも従順でない頼盛の家族、それも平家領でなく王家領の一部として頼盛の妻が獲得して領有したのが諏方社であった。その諏方社にとって、平家は譜代の主家ではないが、成り行き上、主家のような立場にもある。この微妙な関係は、子細に観察すると金刺氏の動向と対応している。

金刺氏が源氏に与する動きは、実は遅い。金刺氏の明瞭な源氏与同の証左は、「手塚別当・同太郎」^(一八二)が養和元年六月の横田河原合戦で義仲勢に参加した事例が最初である。以仁王の令旨を発端として全国的な源平合戦が始まった治承四年八月から、すでに一年近くを経ている。下社祝の金刺氏は、源平合戦が始まってからもしばらく、いずれにも与せずに様子見をしていた可能性が高い。ところが、関東の頼朝や信濃・北陸の義仲が平家を駆逐して実効

支配を確立する中で、源氏に与せずに信濃で諏方下社祝の地位を保つことが難しくなった。その判断により、下社の手塚氏は義仲軍への参戦を決め、同じく下社の諏方盛澄は都を脱出して平家からの離脱を決めたのであろう。

繰り返すが、諏方社は八条院領だった可能性が高く、大納言局が領有するようになって、八条院との縁は間違はなく切れていない。その八条院は、後白河の皇子でありながら不遇であった以仁王を庇護し、元服させた。その以仁王が発した平家打倒の令旨を東国各地へ運んだ源行家は、八条院藏人に任命されてから出発している。周知の通り以仁王の乱の背後には八条院がいたわけだが、信濃に以仁王の令旨がもたらされた時、その使者行家が八条院藏人であることを、本来的に八条院領であった諏方社が意識しなかったはずがない。諏方社にとって、八条院の暗示的な意思を汲んで平家打倒に参加するという選択肢は自然であったであろう。しかし他方で、領有者の大納言局は今現在、平頼盛の妻であり、ならば平家に与して源氏打倒を図るという選択肢もまた、自然であった。諏方社は完全に板挟みになったのであり、下社祝の金刺氏が信濃でも都でも、去就を明らかにするのに時間を要したことは当然といえよう。

手塚別当は落ち延びたが、義仲への忠節の深さから見て、頼朝から既得権を安堵されたとは考え難く、そして赦免された形跡も、赦免されるべき自明の理由もない。御家人として承久の乱まで生き延びた手塚小太郎は、義仲に随従した手塚別当・手塚光盛ら輔光流とは別系統の、信澄流の人と見るのが自然であり、『尊卑分脈』に信澄の子で「手塚又太郎」と見える信綱であった可能性が高い。

その中で、下社関係の「別当」の地位は、手塚別当の没落後、没官されて宙に浮いたであろう。赦免から建久四年までの六年間に盛澄が手に入れた「諏方祝（下社祝）」の地位は、手塚家が失った「別当」と無関係とは考え難い。上社において大祝が政所を支配した事例から類推するに、手塚家の「別当」は下社祝自体かそれに次ぐ地位であった可能性が高からう。換言すれば、盛澄の下社祝就任は、義仲の股肱として没落した手塚家の継承という側面が濃

厚であつたと評価できる。

第七章 諏方家御内人化過程問題——北条時政の信濃武士編成

I 祢津（根津）・春日一族の系譜考証

盛澄が幕府に帰属するまでの経緯には上述の如く不明点が多いが、下社祝一族の歴史においては、同等に重大な未解明問題がある。蓮仏C盛重一家が『吾妻鏡』に現れる最初の瞬間から既に御内人であつた問題、すなわち下社祝一族がいつ、いかにして御内人化したか、という諏方家御内人化過程問題である。

この問題を直接解明できる材料は、知られていない。そこで、源平合戦期く承久の乱頃に、諏方社関係者や信濃武士全体に起こつていた事象の輪郭を描き出し、そこに下社祝一族を配置することによって、この空白を埋める試みをしてみたい。

承久の乱において、春日刑部三郎貞幸は「信濃で武田・小笠原率いる東山道軍に合流せよ」と幕府に命じられたが従わず、「契約有り」と称して信濃から駿河手越駅へ直行し、そこで東海道軍の北条泰時麾下に合流した。^(四) その「契約」は、なぜ御家人でありながら幕府の命令を平然と拒否できるほど強く貞幸を拘束し、なぜそれが幕府軍への参加ではなく泰時個人の麾下への参陣となつたのか。

後者の問いの答えは、一つしかあるまい。貞幸は、〈泰時の出陣時には必ずその麾下に馳せ参じ、主力の一人として泰時のために奮戦する〉という契約を結んでいたに違いない。強力な家礼関係の締結契約である。家礼としての奉仕は通常、相応の恩顧の対価である。すなわち、貞幸は泰時一家に対して強力な恩義を感じていた。では、そ

それは具体的にいかなる恩義であり、いつ、なぜ北条家から春日貞幸（一家）へ与えられたのか。

承久の乱で幕府軍が宇治川渡河を執行した時、貞幸は芝田兼義とともに泰時の命令で渡河の先頭を切り、渡河中に矢で射られて落馬し、溺死しかけた。随行した子息・郎従ら一七人は溺死したが、貞幸は水中で諏方明神に祈念して鎧を捨て、浅瀬に打ち上げられて救出され、泰時が自ら数ヶ所を灸治して意識を回復させた。蘇生した貞幸は、自ら渡河を執行しようとする泰時の馬を隠して、強引に阻止した。

貞幸が諏方上下社の祝の関係者であることは、出身地信濃と諏方明神への特別な信仰から明らかだが、最も重要なのは泰時・貞幸が相互に命を守り合う結束である。両者間には、貞幸が泰時のために率先して死闘する責務を感じ、謀略を用いても泰時の生命を危険から守る一方、泰時は最も危険な死地に貞幸を送り込みつつ貞幸の生命を惜しんだ。これほどの相互尊重、主従たる自覚、特に〈貞幸が泰時の勝利・安全のために自己の命を使う〉という共通理解を含む関係が、いかなる必然性によって、信濃諏方社祝の関係者と北条家の間に結ばれるのか。

当時の武士の価値観に照らす時、貞幸が泰時のために生命を捧げる義務感は、〈かつて失われるはずであった生命や家が、泰時かその父祖によって守られたことへの報恩〉と見るのが自然である。そしてそれは、諏方盛澄の实例等を考慮するに、鎌倉幕府と敵対した末に捕虜や降人となり、処刑されるか、所領を没収されて囚人や無足となつて自活不能に陥るような境遇から救い出される、という状況であった可能性が最も高い。

春日家は滋野姓とされ、『諸家系図纂』⁽¹⁰⁾に図7の系譜が載る。

清和天皇—貞保親王—目宮—善淵王—滋氏王—為広—為通
延喜五年始賜 菊宮トモ 滋野朝臣姓 院制官代 号三賀大夫
 (為度) (為道)

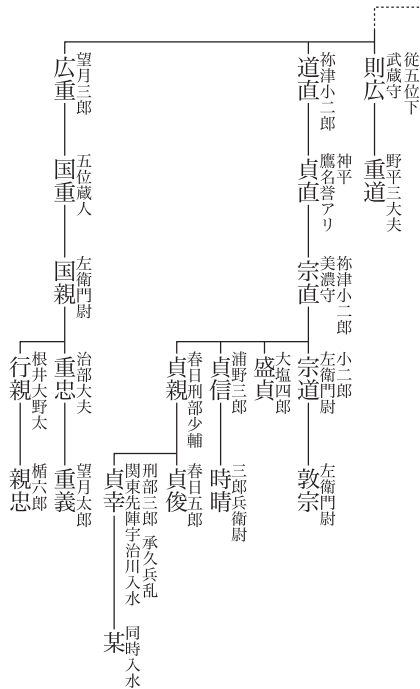


図 7

古い世代の信憑性はさておき、貞幸の前後は他史料に裏づけを得られる。『吾妻鏡』における「春日」名字の初見は文治元年の頼朝の勝長寿院供養参列の随兵に見える春日三郎で、彼は一〇年後の建久六年の頼朝再度上洛の随行者としても「祢津次郎 同小次郎 春日三郎」と見える。また春日三郎に四年遅れて、文治五年に奥州征伐軍の一員として春日小次郎貞親が見え、彼は翌建久元年の頼朝初度上洛の随行者の中にも春日与一・祢津次郎・祢津小次郎・浦野太郎とともに現れ、図 7 系図の「春日刑部少輔貞親」にあたる。

この「春日刑部少輔貞親」は、承久の乱の東海道軍として鎌倉から従軍した「春日の刑部」「かすかのきやうふ」

に該当しよう。もっとも、彼ら一家の地位では、当時の社会慣行において八省の輔になれる可能性はない。^(二五〇) 建長二年の閑院内裏造管役の配分において「春日刑部丞跡」が現れる事実^(二五)によっても、貞親のアザナは正しくは「春日刑部丞」であろう（発音が酷似し、仮名書きでは区別不能な「丞」と「少輔」^{せうぼう}が、錯誤か故意により混同されたのであろう。任官以前は「春日小次郎」。そして「刑部三郎」という名乗りによっても、右系譜によっても、春日刑部三郎貞幸は春日刑部丞貞親の子と認められる。文治元年・建久六年に現れる「春日三郎」も刑部三郎貞幸のほかに、該当者の候補を得られない。

右の通り該当者の実在が確認でき、世代的に矛盾しない『諸家系図纂』には一定の信憑性が認められるが、不審・混乱もある。祢津貞直の子宗直とその子宗道をともに「祢津小二郎」とする如きである（『滋野氏系図』『信州滋野氏三家系図』^(二六)も同じ）。この時代は通常、親子なら「二郎」と「小二郎」、あるいは「小二郎」と「孫二郎（弥二郎）」等の組み合わせになるはずなので、一方のアザナを書き誤ったか、同一人物を誤って二人に書き分けたかであろう。「直」と「道」の字体の類似を考慮すれば、同一人の重出は十分に疑える。実際、『系図纂要』はその説を採り、〈祢津神平貞直―祢津小二郎宗直―祢津小二郎宗道〉の系譜から中間の宗直を省いて〈祢津神平貞直―祢津小二郎宗道〉の系譜を掲げる。いずれが正しいであろうか。

実は、『源平盛衰記』に横田河原合戦の描写として「信濃国に……根津泰平^(泰力)（貞直）が子息根津次郎貞行・同三郎信貞^(二七)」と見える（長門本『平家物語』一三にも「信濃には……根津次郎」）。根津貞直の子である「根津次郎」なら、『諸家系図纂』でいう祢津小二郎宗直と同一人のはずだが、アザナが微妙に違い、諱が全く違う。どちらか一方、もしくは両方に大きな錯誤がある。ここで、『盛衰記』が貞直の子（根津次郎の弟）として「根津三郎信貞」を挙げていることが注目される。この人物は、『諸家系図纂』で祢津宗直の弟、春日貞親の兄として挙げられる「浦野

三郎貞信」と同一人と見てよい。これらを総合すると、『盛衰記』が根津三郎信貞の兄として挙げる根津次郎貞行は、『諸家系図纂』が浦野三郎貞信の兄として挙げる祢津小二郎宗道にあたる。

ここで矛盾が生じる。前述の通り、根津貞直の子なら貞行は『諸家系図纂』の宗直にあたるからである。つまり、『盛衰記』をベースに、根津貞直との続柄から見ると、三郎貞信との続柄から見ると、『諸家系図纂』で該当する人物がずれてしまう（父宗直か、子宗道か）。ここで、『諸家系図纂』における前述の不審（親子とも「小二郎」、「直」と「道」の字体の酷似）を思い出されたい。加えて、『諸家系図纂』は宗直に美濃守の官途を注記するが、彼ら一家の家格で美濃守に当時就任できた可能性はまずない。子孫の祢津光頼・長泰・泰綱・氏直らが美濃守であったことから遡及させた粉飾に違いない。これらの不審・粉飾を総合すると、『諸家系図纂』の宗直・宗道は同一人物の重出と結論するのが最も穏当で、その意味では『系図纂要』の所伝が正しい。

もっとも、『系図纂要』が伝える〈祢津神平貞直—祢津小二郎宗道〉の世系にも難がある。これに該当する『盛衰記』の系譜は〈根津秦平貞直—祢津次郎貞行〉で、貞直の子がアザナも諱も齟齬するからだ。この場合、「小二郎」の父は「二郎」であるべきだが、父貞直は「神平」であるから、息子を小二郎とする『系図纂要』が誤っており、『盛衰記』の方が信憑性が高い。現に、建久六年に「祢津次郎」の実在が『吾妻鏡』で確認できる（前述）。横田河原合戦は治承五年の出来事なので、そこに出現した『盛衰記』の「根津次郎貞行」は、一四年後の建久六年の「祢津次郎」と同一人と見てよい。なおかつ、『吾妻鏡』から「祢津次郎 同小次郎」の親子ペアの実在も確認可能なので、その実在する小次郎が『諸家系図纂』という祢津小二郎（宗直か宗道）なのであろう。そして、根津貞直の孫、根津貞行の子として適切な諱は、祖父・父と一字も共有しない「宗道」よりも、祖父と一字を共通させる「宗直」の方であらう。

ただし、まだ不審が残る。『諸家系図纂』や『系図纂要』によれば、祢津宗直と春日貞親は兄弟であり、なおかつ二人とも輩行を「小次（二）郎」と称した。兄弟中に複数の「小次郎」がいることは、通常ない。なおかつ、文治五年に「春日小次郎貞親」が実在したことも疑いない。したがって、〈春日貞親の兄の祢津小二郎宗直〉という存在が史実に反するであろう。宗直は「小二郎」ではないか、貞親の兄でないかのいずれかである。なおかつ、この時期の「祢津小次郎」の実在もまた『吾妻鏡』によって確かなので、〈祢津小二郎宗直は実在したが、春日小次郎貞親の兄ではない〉というのが史実であろう。なおかつ、春日貞親を祢津貞直の子とも見なせない。貞直の子に既に次郎貞行があり、彼と春日貞親のアザナ「小次郎」は、兄弟間では共存できないからである。小次郎貞親の父は「次郎」であるべきだが、その「次郎」某が祢津次郎貞行でないなら、系図上に該当人物が皆無になる。すると、祢津小次郎宗直と春日小次郎貞親は同一人物ではないか、という疑いが生じるが、前述の通り建久元年に祢津小次郎と春日小次郎が同時に出現するので、その可能性もない。

以上により、春日貞親を根津貞直の子孫と見なすことは不可能であり、両人を同族とする系図をどうしても活かすならば、系図に見えない貞直の弟か従兄弟等に「次郎」某があり、春日小次郎貞親はその息子と見なすべきことになる。また、前述の通り、系図で貞直の孫（宗直の子）とされる浦野三郎貞信は、より信憑性が高い『盛衰記』に貞直の子の根津三郎信貞として現れる。すなわち、系図が貞直の孫（宗直の子）と述べても、その信憑性は著しく低い。系図で春日貞親の兄として見える大塩四郎盛貞は、承久の乱で春日貞親の孫（貞幸の子）「春日刑部二郎太郎 同小三郎」とともに戦死した幕府軍の「大塩次郎」と同一人かその父であろうが、この大塩盛貞も貞行の孫であった保証はあるまい。

以上から、貞直以下の系譜は図8のように復元できる。

Ⅱ 内乱終結期の北条氏による信濃武士の保護・被官化

以上を踏まえて、彼ら一族と北条氏の関係を探ろう。信濃の横田河原合戦で木曾義仲軍に参陣した祢津貞行は、以降、軍記物に姿を見せないで、前出の手塚家と異なり、最後まで義仲に忠実に戦い抜いたのではなからう。ただし、文治年間まで祢津・春日が『吾妻鏡』に姿を見せないことを考慮すると、彼らの鎌倉幕府への帰服は内乱終結前後まで遅れた可能性が高く、したがって諏方盛澄と同様に幕府で沈淪を強いられた可能性が高い。祢津・春日一族は、文治元年に春日貞幸が随兵として初登場するまでに地位を回復し、それが北条家の特別の恩顧としてなされた可能性が高いであろう。

前掲「守矢本大祝歴名」^(二二七)によれば、建久二年以後の大祝敦信の時期に北条義時が上社へ平井氏牧を寄進し、次代大祝敦信期の建保五年に北条重時が上社へ供僧十二供領田十二町を寄進していた。このうち前者は、建仁三年に信濃守護比企能員を滅ぼして信濃守護職を義時が獲得する以前であり、また後者は、死没時まで信濃守護にあつたと思しい義時の死去以前、なおかつ恐らく義時の死没に伴って重時が信濃守護職を襲う以前である「小林62」。守

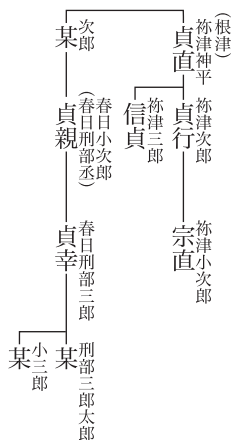


図 8

護在任中にこそ相応しい所領寄進が守護就任以前になされたという右の所伝は、守護職と無関係の個人的で強力な関係が古くまで遡ることを示している。

(一八〇)

治承四年九月の頼朝挙兵の段階で、北条時政は甲斐を経て信濃に入り、味方の糾合と敵の討伐を担い、独自に動いていた甲斐源氏と協同して、一〇月に頼朝の黄瀬河の陣に大軍を率いて合流した。⁽¹⁸⁾上社大祝篤光の妻が夢想を甲斐源氏らに報じた九月一〇日はこの間であり、なおかつ平頼盛室と所領を相博して諏方社の知行権を入手した頼朝が本格的な諏方社崇敬を始めるよりも早い。北条家の諏方社に対する特別な崇敬は、信濃武士の糾合成功を諏方社の神慮と理解したのであろうこの時に起源を持ち、頼朝の諏方社獲得・崇敬自体が、したがって幕府の特別な諏方社崇敬自体が、時政の誘導によるものであろう。

時政が頼朝の待つ黄瀬河陣に合流した後、信濃は木曾義仲の支配下に入り、「信州者如木曾分国兮、住人皆蒙彼

恩顧」といわれる状況が義仲戦死の寿永三年初頭まで続いた。その後、文治年間から頼朝は上社大祝の愁訴に基づ

(18)

(一八四)

き上社領得分の保護に力を入れ、建仁三年の比企氏の乱の結果として信濃守護が北条氏となったが、一〇年後の建暦三年に和田合戦の引き金となった泉親衡の乱（反義時闘争）では信濃から大量の反乱与同者が出た。⁽¹⁹⁾

(二二二)

このように、北条家の信濃支配には紆余曲折があったが、北条家は幕府成立直後頃から諏方社への特別な崇敬を始めていた。その一環として時政は、諏方社所属の諸家（特に大祝世襲氏族に連なる神姓の祢津・春日一族）の地位回復を働きかけて実現させ、引き換えに彼らから私的な奉仕精神を捧げられる立場を獲得したのではないか。

遅くとも承久の乱までに春日家と北条家の間で確立したこの主従制的支配の「契約」が、その後の蓮仏C盛重一

(二二〇)

家の御内人化と無関係とは考えられない。蓮仏C盛重は、乱の九年後の寛喜二年に初登場したその時から、尾藤家らと組んで行動する御内人であった。しかし、彼の父祖と推定される盛澄は、建仁四年の終見まで御内人化してい

た顕著な形跡を見せない。では、この一家はなぜ、いつ御内人化したのか。この問題を、同じ御内人の尾藤家の歴史から類推してみたい。

蓮仏盛重としばしば組んで活動した御内人尾藤家は、寿永三年に頼朝に招かれて鎌倉幕府に参加した尾藤太知宣の一族である。⁽¹⁶⁾ 彼が幕府に仕え始めると、子の尾藤太知平や弟の尾藤次知景も幕府に仕え始め、建暦三年から知景の子の尾藤次郎景綱が現れる（系譜は『尊卑分脈』に拠る）。

景綱は初めて登場した和田合戦の段階で、既に義時の側近にあった。⁽¹⁸⁾ 彼は承久三年の承久の乱までに左近将監に任官し、泰時麾下で乱に参戦し、翌年に平盛綱とともに義時の使者を務める等、御内人化の形跡が顕著である。⁽¹⁹⁾ 貞応三年に義時が没し、泰時がその邸宅を継承して入居した時、既にその郭内に関実忠・尾藤景綱の邸宅があり、泰時の家督継承に伴って北条家が初めて家令を置くと景綱が「武州（泰時）後見」として就任し、景綱は泰時の二男時実の乳母夫まで務めた。⁽²⁰⁾ 尾藤家では景綱が突如、義時・泰時親子の絶大な信任を得て被官筆頭に踊り出て、天福二年まで生き、以後子孫は代表的な御内人一家の一つとして続いた。⁽²¹⁾⁽²²⁾

同家の初代尾藤知宣の経歴は、諏方盛澄の経歴を探る上で参考になる。まず、知宣は頼朝に招かれて寿永三年二月二日に鎌倉で対面したが、それまで木曾義仲に属していた。彼はその日、平治の乱で義朝と同者として没収された相伝所領の信濃国中野牧を安堵され、同時に、義仲の下文をもって前年に獲得した紀伊国田中荘・池田荘をも安堵された（もともと、知宣一家と認定可能な者が保元・平治の乱に参戦した形跡は、軍記物に見えない）。

義仲軍に属した事実と、義仲からの新恩給与を除く安堵対象が信濃国中野牧であった事実から見て、知宣は中野牧を本拠としたに違いない。この点で、信濃諏方を本拠とする盛澄と（盛澄は在京期間が長いとはいえず）共通する。

尾藤家は秀郷流藤原氏で、公清を共通の祖とする佐藤・後藤らの同族であり、知宣は「玄蕃頭知忠四代孫」であつ

たと『吾妻鏡』に伝わる。⁽⁸⁾『尊卑分脈』の尾藤家系譜は知宣を知忠の孫（知広の子）として『吾妻鏡』と若干異なるが、系譜全体は概ね信頼できる。そして盛澄は、父系で秀郷の血を引かないが、恐らく母系由来で「秀郷朝臣秘決」⁽⁹⁾秀郷流流鏑馬故実の伝授を受けていた。すなわち、知宣・盛澄には秀郷後裔という共通点がある。

このように、〈信濃の秀郷後裔〉という共通点がありつつも、頼朝に招聘された知宣と、囚人であった盛澄の違いは大きい。知宣と頼朝の対面日は、義仲滅亡の翌月である。すなわち、滅亡時まで義仲勢力に与した人物に対しても、頼朝は、義仲が給与した新恩すら安堵し、喪失した旧領の返付まで行う厚遇を与えた。この待遇は、鎌倉で囚人とされた盛澄と雲泥の差である。

この違いは、『吾妻鏡』に中野牧の来歴として明記された通り、平治の乱で知宣が義朝方として没落したことに起因しよう。乱に敗れた義朝に最後まで供奉して一緒に落命した鎌田正清の首を義朝の遺骨とともに取り寄せて手厚く葬ったり、乱で共闘した大内（平賀）義信や、乱で義朝を逃がすため討たれた毛利冠者（陸奥六郎）義隆の遺児頼隆を厚遇する等、⁽¹⁰⁾頼朝は平治の乱で敗走した父義朝に付き合っただけで不利益を蒙った人々をことのほか大切にした。信濃武士では、平治の乱で義朝軍に参陣した片切小八郎大夫景重（彼の場合は『平治物語』に対応記事がある）が、反逆者として所領を没官されて平家に奪われ、二〇年以上も経済的に窮した過去に報いられ、その子為安が頼朝に召し出されて謝意を示され旧領を返付された実例がある。⁽¹¹⁾頼朝から報酬されるべきその奉仕実績が、知宣にはあつて盛澄にはなかったであろう。

それを踏まえて興味深いのは、如上の違いを超えて、尾藤家・諏方家がともに泰時の腹心となった事実である。そうになった決め手は何か。

ここで、承久の乱で泰時率いる北条一族・被官一八騎の一人として鎌倉を出陣した尾藤景綱が、平出弥三郎・綿

貫次郎三郎の二名を従え、平出弥三郎が宇治川の戦いにて景綱の命令で動いていた事実⁽¹⁸⁾がヒントになる。その平出弥三郎は、一一年後の貞永元年に、泰時の命令で貧民救済のため美濃に派遣された平出左衛門尉と同一人物の可能性が高く、従って景綱は主人としてではなく、義時か泰時の命令で、上級御内人として下級御内人を率いていたと判断される。

重要なのは、平出弥三郎・平出左衛門尉の名字の地が、治承四年に甲斐源氏武田信義・一条忠頼親子らによって諏方上社に寄進された信濃国平出郷⁽¹⁹⁾であることだ。当地は『延喜式』左右馬寮式に信濃国御牧一六ヶ所のうちに数えられた「平井手牧」であり、文治二年の段階でも左馬寮領「平井弓」であった⁽²⁰⁾。平出弥三郎らは、上社領平出郷と北条家の関係に由来して御内人化した可能性が高い。すると、前出「守矢本大祝歴名」⁽¹⁹⁾で、建久二年「建保四年の敦信の大祝在任中に、義時が平井氏（弓）牧を寄進したと書かれた事実が、ここで意味を持つ。

平出（平井手・平井弓）は甲斐源氏によって治承四年に上社に寄進されていたはずだが、なぜ一年以上も後に、改めて義時から上社へ寄進されたのか。理由は一つしか思いあたらない。元暦元年に一条忠頼が反乱の嫌疑で頼朝に殺され、父武田信義が失脚した事件である⁽²¹⁾。

これを踏まえると、最も蓋然性の高い筋書きは次のようになろう。この事件で、信義・忠頼親子による平出の寄進が無効になったか、もしくは彼ら親子が保持していた平出の領主権が没収され、北条家に与えられた。それが数年後に改めて諏方上社に寄進され、それが上社領平出の復興をもたらし、その領主権の一部に依存して領主たり得ていた平出弥三郎かその前世代の者が一家再興を果たし、その報恩として北条家の従者となった、と。

信濃では、同様のパターンが見られる。信濃国高井郡中野西条地頭職・同国春近領志久見郷地頭職を領した中野五郎能成は、比企能員の外孫であった。すなわち、能成の母は、將軍頼家に嫁いで一幡を儲けた若狭局の姉妹であつ

た。その縁で能成は將軍頼家に仕えて「昵近之仁」といわれ、鎌倉中で狼藉を働いても取り締まられない数人の特権的最側近に収まった。⁽¹⁴⁾

しかし、頼家廢立を伴った比企氏の乱で、この特権的地位が致命的となる。建仁三年九月二日に比企能員一門が誅伐されると、能成は乱当月のうちに「故比企判官能員殘党中野五郎義（能）成已下」と能員殘党筆頭に名指しされて所領を収公され、⁽¹⁵⁾二ヶ月後に「入道左金吾近習之輩中野五郎以下」と、やはり頼家に侍した君側の奸の筆頭のようにいわれて遠流に処された。⁽¹⁶⁾

しかし、その間、具体的には比企氏が滅亡した二日後、能成は時政の直状（書下）で「本所（本領）」を安堵された。⁽¹⁷⁾この安堵は時政の意志のみで独自になされており、遅くともこの段階で能成は時政被官となっていたと断じやすい。

さらに、比企氏滅亡の当日、時政が「召中野四郎・市河別当五郎」した記録がある。⁽¹⁸⁾「召す」とは上位者の行為であるから、召された中野四郎らは時政の従者である。この中野四郎は、翌年に中野能成の所領を奪おうとして幕府に制止された「四郎」と見られ、⁽¹⁹⁾能成とともに一家で時政被官と化していたと見られる（承久の乱で京方に参陣した「なかの、四郎」は彼と見られ、中野能成との対立関係から京方に与した可能性が高い）。

能成が頼家・比企氏一派筆頭として処罰される趨勢の中で、既に被官化していた中野家を時政は庇おうとしていた。乱の二日後には能成が「能員非法」によって信濃国志久見郷地頭職の経営を脅かされたと認める下知状、すなわち能成を能員一派どころか能員に圧迫された被害者と認める下知状が、⁽²⁰⁾時政に擁立された傀儡（一二歳）実朝の仰せを奉ずる時政の奉書として出された。露骨に強引な庇い立てであり、比企氏の乱は時政が中野家に恩を売り、中野家との被官関係を強化する絶好の機会であった。

幕府は一旦、能成の所領収公・遠流を断行したが、遠流から三ヶ月後の元久元年二月には本領中野郷内の屋敷・

名田一〇町が返付され、翌月には中野郷内の内作(直営田)一町八反が返付されて、早期の赦免・復権が実現した。

いずれも時政が奉じた関東下知状でなされ、時政の強引な庇護の成果といつてよい。そして一連の経緯を示す文書群「市河文書」によれば、承久の乱翌年から各所の地頭職返付を受け、御家人として子孫への伝領に成功している。

この中野能成は、文治五年に奥州征伐軍として「中野小太郎助光 同五郎能成」と見える。能成の直前に名が挙がる中野助光は、父かそれに近い近親に違いない(建保七年に現れる、二人の諱の一字ずつを持つ「信濃国住人 中野太郎助能」も助光・能成の近親であろう)。そして能成の所領中野西条は、中野助光の近親と推定すべき藤原助広が建久三年以前に頼朝から安堵されていた所領であり、そこは遡れば治承四年に木曾義仲の下文で安堵された本領の一部であり、根本へ遡れば平家の「侍」として平家の下文で与えられた所領であった。

以上の中野西条の来歴から察するに、中野家は義仲与同の経歴が仇となって所領を失いかけたところ、北条時政の庇護によって最悪の事態を免れ、その恩義によって時政被官となった可能性が高い。

そこから類推すると、義仲与同の経歴を持つ尾藤知宣においても、平治の乱の功績があったとはいえ、義仲滅亡直後にいち早く彼を招聘・厚遇した頼朝の決断の背後には時政の進言があり、それを恩義として尾藤家が北条家の被官と化した、という可能性が見えてこよう。特に、知宣が安堵された中野牧は、中野能成一家の領する中野郷と同一地域にあった可能性が高い(知宣一家にも「中野」名字を名乗る者が複数いる)。知宣一家・能成一家は信濃国高井郡中野で同時に義仲の挙兵に巻き込まれ、以後似たような経緯をたどって幕府御家人となり、ともにその過程で時政の支援によって義仲与同という経歴上の汚点を薄められ、その恩義で時政に従属したと考えられる。義仲与同の経歴に由来して御内人化したと推定される点では根津貞直の孫春日貞幸も同様であり、一条忠頼誅殺の直接

親(神氏)らが大きな比重を占めたように、初期幕府において圧倒的な弓馬術の卓越性を自他ともに認めた人々の双壁は、秀郷流藤原氏と、諏方社の狩猟神事奉仕によって技能を磨かれた滋野姓・神氏の信濃武士であった。諏方・尾藤・春日(根津)らはこの集団と重なる。

時政が強引に庇護した中野能成や、同族で同じく時政被官であったと思しい中野四郎は、海野幸氏・望月重隆・工藤行光・榛谷重朝ら著名な弓馬の達者と並んで年始的始や小笠懸(馬場を逆走し妻手側に射る最も高難度の弓馬芸)の射手を勤めた実績がある⁽¹⁰⁾。この事実は、時政による信濃武士の被官化の主眼がかかる戦力の獲得であったことを強く示唆する。決定的なのは、後に泰時が右と重なる下河辺行平・工藤景光(行光の父)・海野幸氏・愛甲季隆と並べて「諏方祝」盛澄を、幕府最上の射手五人に数えて賞賛した事実である(『洪柿』所引泰時消息)。なお、信濃武士の弓馬術の卓越性は明らかに、信濃に最大数が分布する牧の存在と相関関係にあり、義時が平井弓牧の寄進を通じて形成した信濃武士平出家との主従関係も、この文脈に位置づけ得る。

伊豆の小土豪に過ぎなかった北条氏は、元来、自前の精強な大部隊を持たない。その弱点は、鎌倉幕府の主導層へと急速に成り上がる過程で克服されねばならず、鎌倉初期における北条家の最大の課題の一つは、獲得しようとする権力の大きさに相応の数と質を有する家臣団の形成、すなわち優秀な武士のスカウトであったに違いない。信濃に分布する秀郷流藤原氏や秀郷流故実伝承者、滋野姓・神氏の武士らは、この要求に応え得る最良の人材プールであり、なおかつ頼朝挙兵直後に共闘した縁故によってアクセスしやすい立ち位置にあった。その中で信濃武士の相当数が、一時盟主とした義仲・忠頼らの没落に巻き込まれて存亡の危機に立たされた状況は、これに手を差し伸べることにより上記目的を達する絶好の機会であり、北条家はそれを最大限に活用したと考えられる。

まして、北条家は時政が挙兵直後に信濃方面の武士を糾合した段階で、諏方社に対する別格の崇敬心を獲得した。

多数が諏方社に奉仕する関係にある信濃武士の救済は、諏方信仰を満足させる面でも北条家にとって意義を有したであろう。

これらすべての文脈上に、諏方盛澄の御家人化と、彼の後裔たる蓮仏C盛重一家の御内人化が位置づく。

(一九三)

盛澄は建久四年までに下社祝となつて以降は下社領を経済的基盤とし得たが、文治三年に初登場した時には「諏方大夫盛澄」であり、囚人であつて、祝ではなかった。そして通常、宥免され御家人に列した囚人は、最低限の旧領返付を受けなければ御家人として自立できない。盛澄は宥免から程なくして、個人的に旧領返付を受けたであろう（その所領は、彼の生家手塚家〔輔光流〕の本領所在地にして養家手塚家〔信澄流〕の本領所在地でもある、信濃国小県郡手塚郷の、少なくとも一部を含んだ可能性が極めて大きいであろう）。

ただ、旧領返付は必ずしも自動的に果たされるものではない。建久元年の鶴岡放生会で流鏑馬の射手が不足した時、大庭景義は河村義秀を推薦した。義秀はかつて、頼朝の拳兵直後の石橋山合戦で敵対して囚人となり、景義が身柄を託されて斬首するよう命じられたが、秘かに匿つてきた。頼朝は斬首命令の不履行を責めたが、流鏑馬奉納の遅滞を恐れて義秀の射芸を試し、義秀は圧倒的な技芸を披露して赦免を勝ち取った。^(四)ところがその半月後、当の景義が義秀を斬首するよう頼朝に進言した。頼朝が訝ると、「以前は囚人なので景義が養つたが、赦免され御家人として自立して景義の庇護を離れたのに所領がないので餓死しかけている。ならばひと思いに斬首してやった方が義秀も喜ぶであろう」と景義は皮肉を放ち、頼朝は大笑いして義秀に旧領相模国河村郷を返付した。^(五)

この逸話は、次のことを示す。第一に、初期鎌倉幕府の囚人が赦免された場合、頼朝が意識的に旧領返付を行わねば無足御家人として困窮するという構造。第二に、囚人の身柄の預かり手が、囚人の赦免・旧領返付まで含めた社会復帰を大いに支援するパターンの存在。第三に、その媒介項として幕府最重要祭礼の最重要奉納技芸たる流鏑

馬が極めて有効に機能した事実（すなわち弓馬芸の重視という武士の根幹的アイデンティティが、一時の敵対を超えて虜囚の社会復帰を支援する動機を生み出した事実）である。

〈鶴岡放生会の流鏑馬の射手不足という状況↓それを機に発生する赦免の気運↓赦免理由としての卓越した弓馬芸への期待↓頼朝による実技試験↓それを突破する弓馬芸の披露↓それによる赦免実現〉という一連の構図が、河村義秀の場合と諏方盛澄の場合とで酷似する。とすれば、盛澄の赦免時にもまた、旧領返付を実現すべく頼朝に働きかけた支援者がいた可能性が極めて高く、その支援者は囚人盛澄の身柄の預かり手であった可能性が高い。

その支援者の名を、『絵詞』は梶原景時と伝える。『絵詞』によれば、頼朝は後日の処刑を期して盛澄の身柄を景時に預けたが、景時は助命を望み、盛澄の才芸は失うに惜しいと頼朝にねじ込み、頼朝による実技試験となった。頼朝はあえて悪馬を与えたが、景時は秘かに馬の癖を盛澄に伝え、的を立てる地上の串を射る最後の最難関試験に躊躇する盛澄を励ましたのも景時であった。関係者が景時の「仁徳」に感謝し、「諏訪下宮上座の堂」に景時の墓を建てて南北朝期まで供養を欠かさなかったという（今日、長野県諏訪郡下諏訪町に「上坐堂 梶原塚」がある）。

しかし、『吾妻鏡』の盛澄赦免の話には、景時が一切現れない。そして右の『絵詞』の所伝には、『吾妻鏡』が伝える、鶴岡放生会を目前にして流鏑馬の射手が不足した、という状況が欠落している。最重要神事における流鏑馬の射手不足という状況がなければ、盛澄の赦免や実技試験が発生する必然性は説明できないのであり、漠然とした助命の気運として語る『絵詞』は信頼度が劣る。

さらに、^(一九九)正治元年末〜翌二年初頭にかけて景時一家の追放・族滅事件があった時、盛澄一家が景時支援に動いた形跡が全くない。翌年に挙兵して誅滅された城長茂は、かつて平家に与した科で同じ景時に囚人として預けられ、景時の支援で赦免されて御家人に列し、景時の進言で奥州合戦への従軍も許されて面目を施す恩を受けており、⁽¹⁰⁾挙

兵は明らかに景時への報恩であった。これが囚人時代の預かり手の恩顧に対する正常な反応だが、この城長茂の乱にも諏方盛澄が加担した形跡はない。盛澄を預かり助命嘆願したのが景時であったという『絵詞』の所伝は創作で、史料自体の信頼性を鑑みても、景時が登場しない『吾妻鏡』を信すべきであろう。

いずれにせよ、盛澄一家がかなり早くから被官化し、一貫して忠実さを示した相手が梶原家でなく北条家であった事実は、北条家が彼らを最大の危機から救った状況を念頭に置かねば、説明できない（景時と同者として失脚しかけたところを時政に救われた、という可能性も想定できなくはないが、史料に全く痕跡を得られない）。そして、囚人が宥免され自立した御家人になるには、旧領返付が欠かせない。

その旧領返付が実現すれば、当地を新恩として獲得していた誰かが当地を失う。囚人から没収された地は頼朝直轄領となるか、幕府の恩賞地候補にプールされた可能性もあるが、前述の大庭景義は、石橋山合戦で頼朝に敵対し戦死した波多野義常の遺児有常を囚人として預かった時、義常の遺領相模国松田郷を与えられた。この有常もまた、義秀・盛澄と同じく、流鏑馬の射手たる技能を頼朝に試験されて「不恥曩祖達者」と証明し、赦免され一村を与えられた。その所領は「亡父所領随一」とのみあるが、後に有常が「松田次郎有経」として登場した事実から見て、松田郷であろう。すなわち、囚人の預かり手は、囚人への食糧供給への原資として、囚人から没収された所領を与えられ、後に囚人の赦免を働きかけて実現すると、囚人の旧領も手放して返付されるよう動き、旧囚人の自立の足場とする、というパターンを看取できる。

このパターンを参考にし、特に流鏑馬射手不足に伴う弓馬芸試験・合格・赦免という流れの完全一致を重視すれば、次の経緯を推定できよう。囚人諏方盛澄は北条家に預けられ、所領（の一部。恐らく手塚郷）も経費として北条家に与えられたが、北条家は流鏑馬射手不足を奇貨として盛澄の赦免を働きかけて成功し、領していた盛澄の旧領も

返付されるよう働きかけて成功し、さらには盛澄への肩入れと諏方社への信仰心に基づいて盛澄が下社祝になれるよう働きかけて成功した。その結果、盛澄一家は極めて忠実な北条家の被官となった、と。

第八章 鎌倉後期諏方家の系譜と態様——信濃在国の上社系と鎌倉在府の下社系

I 御内人諏方真性・直性親子とその一家

その盛澄の後裔と推定される蓮仏盛重一家は、前述の通り精力的に御内人として活動したが、盛重の長男盛高は、伊具四郎入道を殺した罪で誅殺され、盛重の地位を継げなかった。(二六七) 文永四年に盛重が没すると、その地位を「左衛門入道」が継承した。

大田康有の日記『建治三年記』には、「諏方左衛門入道」が時宗の山内山莊に侍して申次を務め、康有が書いた將軍の下文を時宗に伝達し、評定衆任命人事の御教書を発給させる時宗の命令を康有に伝達し、山門の内部紛争について京都の関東申次西園寺実兼が六波羅経由でもたらしした報告に対処する時宗の命令を康有に伝達する等、時宗政権の股肱として行政を担った様子が顕著である。

彼は「諏方入道真性」と呼ばれ、法名を真性という。(二七七) 建治三年に行われた時宗主宰の寄合のうち参加者が判明する事例では、呼ばれた四名に安達泰盛・大田康有・平頼綱と並んで真性の名があり、(二八四) また真性は弘安七年に御内人

佐藤業連・平頼綱と連署して鎌倉円覚寺に菜園を与える得宗家奉行人連署奉書を発給したように、平頼綱と双壁を成す御内人筆頭格として国政・得宗家家政の枢機に参画した。

真性の正体について、『尊卑分脈』は盛頼に「左衛門尉 出家真性」と注し、異本が「出家真性」を兄盛経の注

記とする。二説あるわけだが、細川重男が指摘した通り「細川96〔197頁注18〕、文永八年の香取神宮遷宮の記録『盛殿遷宮用途記』⁽¹¹⁾に「地頭諏方三郎左衛門入道真性」と見えるので、真性は諏方三郎左衛門尉、すなわち盛経であり、異本の注記が正しい。

真性の後、真性の地位を継いで活動したのは諏方直性である。「真（眞）」と「直」は字体が酷似し、同じ諏方家で立場も酷似するため混同されやすいが、これも細川が指摘した通り「細川96〔189頁、196頁注12〕、彼の法名は『公衡公記』⁽¹²⁾正和四年三月一六日条所引施薬院使丹波長周注進状に「諏方入道直性」と見えて「直性」であることが確実であるし、「永仁年中」の彼について「諏方左衛門入道直性^{在俗}」と記す文書があり、弘安年中に既に入道していた諏方真性（盛経）と、弘安に続く永仁年間に未だ在俗であった諏方直性が別人であることは間違いない。

直性は、徳治二年⁽¹¹⁰⁷⁾〜元応二年⁽¹¹¹⁰⁾の間に出家した「左衛門尉金刺」某と同一人と考えられている「細川96〔191頁〕。ただ、『建治三年記』で得宗時宗の股肱として諏方真性（盛経）が寄合に姿を見せたのに対し、『永仁三年記』では諏方家が寄合に参加していない。それどころか、『永仁三年記』を通じて一度も姿を見せない。後の直性の活躍を考えると、その理由は諏方家の没落ではない。ならばそれは、諏方家の人材の空白期を意味しよう。恐らく真性（盛経）は⁽¹²⁹⁵⁾永仁三年までに没したが、直性（当時在俗）が未だ真性に代位できない若年・未熟であった、ということであろう。しかし、⁽¹¹⁰⁰⁾正安二年に貞時が幕府の越訴を停止して御内人Ⅱ「相州家人五人」に掌握させた時、その五人に直性は含まれた可能性が高い「細川96〔190頁〕。

貞時の没後も、諏方直性は長崎円喜（盛宗・尾藤演心（時綱）とともに得宗高時の政権（実質的に長崎円喜政権）を支えた御内人の三巨頭であり「細川96〔189頁〕、細川が考証したように「細川96〔187〜189頁〕、元弘三年の得宗高時一党の全滅に即して、古態本『太平記』には「諏訪左衛門入道」「諏方入道直性」が自害したと伝わる。直性は、⁽¹³⁰⁵⁾嘉元三年

の嘉元の乱で挫折〔細川91〕するまでの貞時独裁政權を支えた貞時の股肱であり、貞時の挫折後・没後に得宗の人格が実質的に不在となった苦境の中、滅亡まで三〇年近く幕府・得宗家の維持に腐心した長崎円喜政權〔桃崎19〕を柱石として支え、全滅するその瞬間まで得宗家に付き合ったのである。

直性の地位が真性（盛経）の継承者であった事実、『尊卑分脈』に盛経（真性）の唯一の子として宗経が掲げられている事実、その宗経が実在し、貞時の女（名越時基室）を養君とし（すなわち乳母夫であり）、したがって貞時と同年代と推定できること、その乳母夫・乳母子関係が、かつて時頼庶長子時輔の乳母夫に連仏盛重が採用された先例の踏襲と見なせること等を総合して、細川は、諏方直性が盛経（真性）の子宗経ではないかと推定した〔細川96〕。

ただ、後に細川はその推定を改め、徳治二年の「鳥ノ餅ノ日記」に見える「諏訪左衛門尉宗秀」が、得宗貞時側近「諏方左衛門尉」や諏方左衛門入道直性の在俗期間と合致すると見て、直性をこの宗秀とし、さらに延慶二年に貞時の命で鶴岡八幡宮別当人事を奉行したと『鶴岡八幡宮寺諸職次第』に見える「諏方左衛門尉経宗」も同一人（宗秀の改名）とし、正和三年までに出家したと結論した〔細川12 33～36頁〕。

細川の先の〈直性＝宗経〉という推論と、後の〈直性＝宗秀＝経宗〉という結論には、いずれも説得力があるが、内容が異なる。その両者の関係（前者と後者は両立するの可否か）を、細川は述べなかった。では、両者の関係はどうなるであろうか。

まず、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』の「諏方左衛門尉経宗」と、『尊卑分脈』が盛経（真性）の子として挙げる「宗経」は、同じ文字を顛倒させた諱であるから、同一人であった可能性が高い。その場合、鎌倉後期に得宗の偏諱を受けた名は、得宗の偏諱を上置くのが通例であるから、「宗経」が正しかろう。これは、前の推論で細川が指摘した

通り、貞時女の乳母夫「宗経」が実在し、それが往年の蓮仏（盛重）の踏襲と見なせることから支持されよう。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』の「経宗」は誤写による顛倒と見られる。

問題は、宗経と徳治二年の宗秀の同一性（すなわち改名の有無）である。細川は、「諏方左衛門尉」という通称の一致と、活動時期の一致（諏訪左衛門尉宗秀）が現れる徳治二年は、「諏方左衛門尉経宗（宗経）」が現れる延慶二年の二年前）、地位の一致から、「経宗」と「宗秀」と同一人とした。「経宗」を「宗経」の誤写と考える本稿の立場に適用し直せば、「宗経」と「宗秀」が同一人となり、この推定に反する証拠は管見に入らない。細川説は、（徳治二年）延慶二年の二年間に諏方宗秀が宗経と改名し、後に法名を直性とした」という形に整理し直せる（彼の改名の事情は全く不明だが、同じ御内人集団において、元亨三年前後に安達時顕・長崎円喜と並んで「御内宿老」として重んじられた長井宗秀¹²⁵の存在が、無関係ではないかもしれない）。

諏方直性には、嘉暦二年段階で「諏方新左衛門尉」という息子がいた可能性を細川が指摘している〔細川 96-192頁〕。その年、諏方新左衛門尉の病氣平癒のために、前権僧正良学を阿闍梨として冥道供が修された。鎌倉中期以降の関東の冥道供を記録した『門葉記』〔関東冥道供現行記¹²⁶〕によると、当該期間東における冥道供は、変異に対応した攘災祈願と、將軍家一家・得宗一家・北条家有力一門の重厄攘災・病氣平癒祈願を主とし、ほかは足利・宇都宮ら最有力御家人、そして安達・平氏（長崎家）・尾藤・諏方ら最有力御内人の病氣平癒祈願でしか行われない。これを踏まえ、なおかつ元亨二年に病氣平癒祈願として冥道供を修された「諏方入道」が直性に違いがないことを考慮すれば、その冥道供で病氣平癒を祈願された「諏方新左衛門尉」は御内人最有力家たる諏方家の有力な一員、すなわち直性の息子と推断してよく、細川の指摘は正しいであろう。

ところが、元弘三年の高時一党滅亡の段階では、諏方家で自害した人物が直性しか見えず、前後して直性の子「諏

訪三郎盛高」が、近侍していた北条泰家（高時弟）の命令で高時遺児時行を逃がした記事しか見えない。諏方新左衛門尉は、存命ならば直性の嫡子として自害したに違いなく、その記録が残るべきであるから、既に死去していたのであろう。嘉暦二年に彼の病氣平癒のため修された冥道供は、よほどの大ごとでしか修されないもので、彼の病氣は重く、祈願の甲斐なく病没した可能性が高い。

直性の子三郎盛高については、『太平記』で「諏訪三郎盛高」と官途なしで呼ばれた事実と、その二ヶ月前に一次史料で「金刺金吾盛高」すなわち衛門尉任官歴が確認できる事実との齟齬に問題があり、別人の可能性を疑うべきと先に述べた（第一章Ⅱ）。

これについては、元亨四年、正中の変の七日後に結城宗広が変の第一報を一家に報じた書状に「諏方三郎兵衛尉諏方全禪子、并工藤右衛門二郎、早打二京都へ只今丑時立候」とあるのが参考になる。割書に見える「諏方全禪」は、「諏方全禪（諏方木工禪）」の誤りと見てよい。また、当時特定の輩行や官職を冠せずに単に「諏方入道」と呼ばれるべき人物は、二年前に冥道供で病氣平癒を祈願された「諏方入道」が直性に違いなことを踏まえても、御内人諏方家家父長の直性である。すなわち右書状は、「諏方三郎兵衛尉は、諏方木工入道の実子であり、諏方入道直性の養子である」と述べている。『神明鏡』に「諏訪木工左衛門入道真性力子息二諏訪三郎盛高」と見えるのは、実父「諏方木工入道」と養父「諏方入道（直性）」を混同し、かつ直性を真性と混同しているが、不注意のレベルに留まる誤りであり、右史実の痕跡と見なし得る。

輩行と続柄の一致から見て、この「諏方三郎兵衛尉」は時行を逃がした「諏訪三郎盛高」と同一人と推定せざるを得ない。すなわち盛高は幕府滅亡の九年前までに兵衛尉任官歴を有したのであり、彼を単に「三郎」と呼ぶ『太平記』は、誤りではないが正確でないと結論できる。そして、元亨四年に兵衛尉であった盛高が、九年後の元弘三

年までに衛門尉（金吾）に昇進することは、時系列的にも官途の序列的にも大いにあり得、特に直性の嫡子新左衛門尉が正中の変の二年前の重病の延長で没したらしいことを踏まえると、直性の次の嫡子候補として蓋然性が極めて高い。すなわち、「金刺金吾盛高」は諏方三郎兵衛尉の後身で、時行を逃した諏方三郎盛高と同一人と推定できる。以上を総合すると、最もありそうな筋書きは、以下のようなだろう。直性は、嘉暦二年かその直後頃に嫡子新左衛門尉に先立たれ、それに代わる嫡子を実子に求め得なかったため、同族の諏方木工入道の子を養子に取り、嫡子に擬して「三郎盛高」と名乗らせ、元亨四年までに兵衛尉、元弘三年までに衛門尉へ次第に任官させた、と。

この盛高をめぐる小林計一郎の二つの考証は、考証同士と考証内部に問題を抱えていたが（第一章Ⅱで前述）、ここで最大の問題が解決できる。ここまでの考証により、時行を逃した盛高は直性の養子であり、直性は宗経（宗秀）であり、宗経は盛経（真性）の子であり、盛経は蓮仏C盛重の子であり、蓮仏C盛重は下社祝盛澄の後裔であることが明らかになった。ならば、時行を逃した盛高は下社系諏方家である。すなわち、小林の考証B⑦の（時行を奉じて中先代の乱を起こした諏方頼重は上社祝なので、時行を逃した盛高も上社系と見るべきである）という論法は、史実に反する。時行は、下社系諏方家によって信濃に逃がされ、上社系諏方家によって信濃で受け取られ挙兵したのであり、そこには最大の庇護者たる得宗家の族滅という史上最大の危機に直面して、上社・下社が長年の対立を超えて連携した様子を読み取らねばなるまい（筆者の知る限り、上社・下社が連携した史上唯一の事例である）。

三郎盛高の実父諏方木工入道は詳細不明だが、六波羅滅亡を報じる早馬が鎌倉に達する直前に幕府が上洛させた両使の名として、『太平記』⁽¹⁶⁾が長崎勘解由左衛門入道とともに挙げる「諏方木工左衛門入道」に違いない。上社系諏方家が鎌倉に常住したり得宗に近侍した形跡は皆無であること、かつて蓮仏C盛重の長男盛高が木工允に任官した実績等を考慮すると、下社系諏方家の人、蓮仏C盛重の子孫であろう。嘉暦四年に上社五月会流鎬馬等の頭役結

番を定めた関東御教書⁽⁹⁶⁾の、六番に見える「木工左衛門尉入道」と一〇番に見える「諏方木工左衛門入道」は、右の木工（左衛門）入道と同一人であろう。

なお、『鶴岡八幡宮寺供僧次第』によれば、南北朝初期の鶴岡八幡宮別当の賢重（園城寺僧。卿阿闍梨律師）は「諏方五郎左衛門尉経重」の子だという。この経重は、真性（盛経）・直性（宗経）と「経」の字を共有し、かつ直性が継嗣に養子が必要としたらしいことから見て、真性の庶子（直性の弟）ではなかったか。

Ⅱ 鎌倉末期の両諏方家——徳治二年交名と元亨三年交名

既に指摘されている通り「石井97³²⁶頁以下」、円覚寺で行われる亡父時宗の大斎に御内人が毎月交替で結番奉仕するよう、徳治二年に貞時が定めた交名（以下、⁽⁹⁷⁾徳治二年交名）に、次の人々が名を連ねた。

- ① 一番に「諏方六郎左衛門尉」
- ② 八番筆頭に「諏方左衛門尉」
- ③ 同じ八番に「諏方三郎左衛門尉」
- ④ 一二番に「諏方兵衛尉」⁽⁹⁸⁾

また、元亨三年の「北条貞時十三年忌供養記」の、貞時十三年忌供養に進物を寄附した人々の交名（以下、⁽⁹⁹⁾元亨三年交名）に、次の人々の名が見える（カッコ内は寄附内容）。

- ⑤ 「諏方左衛門入道（銭一〇〇貫文）」
- ⑥ 「諏方三河権守（銭五〇貫文・銀剣一・馬一疋）」
- ⑦ 「神五左衛門尉（銭五〇貫文）」

⑧ 「諏方遠江権守（銀劍一・馬一疋）」

⑨ 「諏方三郎左衛門入道（銀劍一・馬一疋）」

⑩ 「諏方六郎左衛門尉（錢一〇貫文）」

⑪ 「諏方神左衛門入道（錢一〇貫文）」が見える。

石井が指摘したように、元亨三年交名の⑥「諏方三河権守は上社大祝の頼重（後に時行を擁して中先代の乱を起こした者）」であり、また両交名に同じ名で現れる六郎左衛門尉（①・⑩）や三郎左衛門尉（三郎左衛門入道。③・⑨）は、それぞれ同一人に違いない。

石井はそれ以上の比定を困難としたが、小林は、⑧「諏方遠江権守」が元徳元年十一月九日に六一歳で没したと『常楽記』に明記された「諏訪遠江入道」であり、彼を祀る雪村友梅の祭文にも同日没と明記された「前遠州晦岩禪定門」であり、『雪村大和尚行道記』⁽¹⁹⁾に見える「信州諏方郡慈雲新寺（慈雲寺）」の「開基檀越金刺満貞」「郡守金刺氏一了」であると指摘した「小林82-192頁注7」。ここで「郡守」というのは、『雪村大和尚行道記』⁽¹⁹⁾「己巳年四月九日条に「諏方郡地分上下、大祝分守」と見えるように、上下社大祝の並立を（上社大祝・下社大祝が諏方郡を上下に分けて守っている）と見なす禅林の筆法であり、上社・下社の大祝を指している。

金刺満貞（異本では満真）⁽¹²⁶⁾は文永六年に生まれ、大祝（金刺姓なので下社に違いない。開基となった慈雲寺も現在、下社の春宮の東隣にある）となった後、正安二年に一山一寧を開山に招いて諏訪郡に慈雲寺を開創し、出家して一山に参禅し、道号を晦岩、法諱を一了と称し、鎌倉幕府滅亡の四年前に六一歳で没した（晩年の子に、雪村の弟子の無格良標がある）。その生年から見て、下社大祝盛基の子か孫であろう、と伊藤富雄が推定している「伊藤63-73頁」。小林は右の金刺満貞（晦岩一了）を、元亨三年交名の「諏訪遠江権守」に比定した。従うべきであろう。満貞の

子の無格良標は、^(二四)康永元年に一九歳で入元を試みて船中で没したので、元亨四年の誕生であり、誕生は父満貞の家以前と見てよい。ならば、前年の元亨三年交名の「諏方遠江権守」は、極官をもって「諏訪遠江入道」と名乗る前の満貞を指す可能性が高い。

下社大祝の地位が満貞の後に盛久へと伝わったことや、満貞の生年と、盛久が正安三年編纂開始・嘉元二年奏覧の勅撰集『新後撰和歌集』に入集した事実「宝月54・59頁」から、盛久は満貞の子ではなく（正安三年に満貞は三〇歳過ぎで、その子が勅撰集に入集する歌詠みとは考えられない）、満貞の弟であろう、と伊藤が推定している「伊藤63・753頁」。従うべきであろう。

なお一つ付け加えると、『勘仲記』^(二八〇)弘安三年五月九日条に、新日吉小五月会流鏑馬六番の射手に「中条又四郎金刺光直」が見える。「直」と「貞」が誤写されやすいことを考慮すると、この金刺光直は右の金刺満貞の若年時代ではないかとも疑われるが、満貞はこの年に一二歳なので、流鏑馬射手の大役を務められるか微妙であり、検討を要する。

加えて、ほかの人々も下記のように絞り込める。まず、通称に輩行を伴わず、徳治二年交名で番の筆頭に位置して代表格と推定できる②「諏方左衛門尉」は、後の直性（宗秀・宗経）に違いない。また、立場が布施の規模に比例するはずであるから（上社大祝の三河権守頼重が寄付額第二位であることはそれを示す）、元亨三年交名で最高額を寄附した⑤「諏方左衛門入道」は家父長クラスであり、輩行を伴わない通称の一致から見て、彼も諏方直性に違いない。

さらに、下社系で姓が判明・推定可能な者は金刺姓で一貫しており、神姓を名乗った形跡がない。したがって、通称に神姓を誇示する元亨三年交名の⑦「神五左衛門尉」と⑪「諏方神左衛門入道」は上社系で、頼重一家であろう。

かくして三人が残る。①・⑩の「諏方六郎左衛門尉」と、③・⑨の「諏方三郎左衛門尉（三郎左衛門入道）」と、④の「諏方兵衛尉」である。『吾妻鏡』や『建治三年記』を通覧しても、文書によっても、『太平記』等によっても、鎌倉で得宗に近侍した形跡がある諏方家の人は全員が下社系であり、幕府滅亡のその瞬間までそれは一貫していた。したがって、鎌倉の円覚寺に輪番制で奉仕するよう定めた、すなわち鎌倉常住者だけを対象にしたはずの徳治二年交名に現れる右三人は、全員下社系と推定できる。

前述の通り、直性の養子盛高は元亨四年に兵衛尉であった。ところが前年の元亨三年交名には、諏方名字の兵衛尉が見えない。得宗仏事への寄附を、彼の一家では父直性が代表して行ったことを意味するのであろう。逆にいえば、直性が代表するのは彼を家父長とする嫡流一家だけであり、庶流は別個寄附の主体として現れたと考えられ、したがって六郎左衛門尉と三郎左衛門尉（入道）は庶家の家父長であらう。蓮仏C盛重の兄弟が伝わらず、彼世代の人が存命とも考えられないので、二人は真性（盛経）の兄弟か甥、もしくは直性の兄弟あたりであらう。

真性（盛経）の世代では真性自身が三郎左衛門尉なので、時代が下る右の三郎左衛門尉（入道）はその世代ではなく、息子直性かそれより下の世代であらう。直性の養子三郎盛高は、両交名より下る元亨四年に未だ兵衛尉であるし、元亨三年交名の段階で入道している三郎左衛門入道は、一〇年後の元弘三年に俗人（衛門尉）であった三郎盛高と同一人ではあり得ない。したがって、両交名の三郎左衛門尉（入道）は盛高ではない。彼は、真性（盛経）の兄太郎左衛門尉盛高（直性の養子盛高とは別人）の子か、第四郎左衛門尉盛頼・七郎盛綱・十郎盛清らの子ではないか。六郎左衛門尉も同世代と思われるが、ほかに徴証を得ない。

付言すれば、三郎左衛門尉（入道・六郎左衛門尉は、元亨四年に直性養子盛高の実父として現れる「諏方左禪（木工禪門）」＝「諏方木工左衛門入道」と同一人の可能性があるが、現状の材料では判定できない。

なお、前述の通り、^(二九)正応四年に熊野に参詣し、^(三〇)文保二年に息子の金刺幸盛と連名で箱根権現に写経を奉納した沙

弥光念（後に導然）がある。金刺姓と名の「盛」字から見て、下社祝盛澄の子孫であろう。系譜上の位置を特定し得ないが、右の実名不明の三郎左衛門尉（入道）・六郎左衛門尉・木工禪門（木工左衛門入道）の誰かであった可能性を疑ってよい。元亨三年に俗人であった六郎左衛門尉は、五年前までに出家済みの光念（導然）ではないが、幸盛に該当する可能性がある。また、徳治二年に俗人で元亨三年に入道の三郎左衛門尉や、翌元亨四年に入道の木工禪門（木工左衛門入道）は、光念（導然）に該当する可能性がある。

Ⅲ 上社は在国を固守し鎌倉在府せず、下社は在国する祝と鎌倉在府する御内人で分掌

^(三一)元亨三年、下社領塩尻郷東条の納入すべき神役用途を対捍していた地頭に対し、幕府は関東下知状で弁済を命じた。^(三二)この相論の訴人は「諏方下宮大祝時澄代久政」で、その下知状の中に、鎌倉で手続きが進捗しないため「下国」せざるを得なかった、という久政の主張が見える。代官が訴訟当事者となっている点から見ても、下社大祝時澄は鎌倉になく、信濃に在国したまま訴訟に臨んでいたと解される。

この時澄は、頼朝から下社祝就任を認可された盛澄の後裔と推定され、活動年代から見て、一三年前の延慶三年に覚書を記し置いた盛久の後継者であった可能性が高い。盛久の覚書も、在国中の立場で書かれたように読めるし、盛久の覚書に従う限り、鎌倉中期の下社大祝盛基もやはり在国していた可能性が高い。

以上から、諏方上社・下社の諏方家と信濃在国・鎌倉在府の関係は、以下のようにまとめられよう。上社では、「神党」という擬似的一族で庶流に組み込まれた人々はさておき、大祝の神姓諏方家は基本的に信濃に在国し、一家から鎌倉に常時在府して得宗に近侍する人を出さなかった。それと対照的に下社では、始祖盛澄を起点に、常時在国

して下社大祝を世襲する一流と、鎌倉に常時在府し得宗に近侍して得宗家運営・幕府政治運営を担う官僚を世襲する一流に分かれた。その結果、祭祀と信濃における存在感に限定された上社諏方家に対して、下社諏方家は同等的な存在感を内部の一系統に担わせつつ、別の系統が執権政治初期段階から得宗権力に直接食い込み、下社の権益維持・拡大を図った、と。

ここで偏諱に注目すると、盛澄・盛次・盛基・盛久ら下社祝一家には確認できなかった得宗家の偏諱「時」を、元亨三年までに下社大祝時澄が獲得していた。一方上社では、信重・信時・盛信・盛重・頼重の歴代には得宗家の偏諱を認められないが（「信時」の「時」は得宗偏諱か微妙。「頼重」は、彼が従軍した中先代の乱に七二年も先立って没した時頼の偏諱とは考え難い）、「信濃国諏方の上の宮の祝安芸守時継が父三河入道照雲」「信州諏方三河入道照雲・同子息安芸権守時継」と記録されたように、頼重の子が「時継」と名乗り、下社と同じく得宗偏諱「時」を獲得していた（三河入道照雲は、小林が指摘「小林⁸²⁾192頁注7」した通り「足利尊氏関東下向合戦次第」⁽⁸³⁾に「諏方上宮祝三河権守頼重法師」と見え、頼重である）。

得宗家との密着度合いにおいて下社が圧倒的に上回るにもかかわらず、上社が得宗家からの待遇において劣らなかったことが興味深い。得宗家に常時近侍しなかったにもかかわらず、上社の頼重・時継親子が時行の亡命を受け入れ、時行を擁して建武政権に反旗を翻するという強い忠誠心は、得宗家への近侍の有無にかかわらず得宗家から諏方上下社に向けられた、時政以来の崇敬心への報恩と見なせよう。

『光明寺残篇』⁽⁸⁴⁾によると、元弘元年一〇月一五日、「楠木城」を宇治から大和道を経て攻撃した、陸奥守大仏貞直を総大将とする一軍に「諏方祝」がいた。武田三郎・小笠原彦五郎・高坂出羽権守らと名を連ねることから東山道で軍勢催促された一軍と思われる、「諏方祝」は信濃から出陣したと見てよいが、上社・下社いずれの祝か判別でき

ない。上社には郡外不可原則があったが（『絵詞』）、下社祝も原則として信濃に在国し同等の原則に従ったと考えられるため、出陣の事実自体からはいずれか判別不可能である。郡外不可原則は祭祀に関わる最重要事であるため、幕府存亡の危機という緊急時でも尊重された可能性は十分に考えられ、したがって出陣したのは祝（大祝）の代官たる子弟であった可能性が高い。そして、上下社の判別が不可能な書き方を踏まえると、判別が不要、すなわち上下両社の祝がともに動員され（代官が出陣し）た、と解するのが穏当であろう。

結論と課題——系譜の混乱と過剰な同名異人

結論

以上の繁雑にわたった考証を総括し、諏方上下社祝一族の歴史を結論的に述べれば、次のようになろう。

かなり遡る古代のある段階で、大和のミワの神（大物主）を祀るミワ氏（美和氏・神氏。大物主の子オホタタネコの子孫を自認）の一部は何らかの理由で信濃に移住し、諏方郡に美和郷を成立させ、ミワの神（大物主）の子の建御名方を祭神とする諏方社の主導的祠官を世襲するようになり、上社に祠官神姓原則を打ち立てるに至った。彼らは摂関政治期までに豪族化・武士化して相撲人を中央に送るようになり、遅くとも院政期までに下社は祠官・組織とも上社から別個の存在へと分立していた。下社では大中臣氏らが祝を務め、上社では神氏の複数の系統が上社大祝の地位を分有し、源平合戦勃発時に大祝神敦光（篤光）が登場する。

この敦光は何らかの事情（恐らく後継男子の不在）で、神姓千野頼近の実子敦信を養猶子として大祝を継がせたが、院政期以来の下社祠官一族であった大中臣盛重が敦信の実弟信重を養猶子とし、敦信の後継者に立てることに成功

した。この大中臣盛重・信重親子が『吾妻鏡』に現れる承久大祝A盛重・信重親子であり、彼らは神姓千野家を媒介項として上社大祝家神氏を乗っ取ったのであった。信重は後に、遅くとも宝治三年^(二四九)までに祠官神姓原則に従って大中臣姓を捨て神姓を称し、以後彼らの子孫の上社大祝一族は神姓を一貫して名乗った。

一方、源平合戦では、諸国源氏蹶起を促す以仁王令旨によって信濃で木曾義仲が挙兵したため、上下社関係者を多く含む信濃武士が義仲麾下で平家と戦い、その一部は頼朝勢力と対決する段階まで義仲に随従し、「信州の住人は皆、義仲の恩顧を蒙る」といわれたほどの蜜月関係を築いた。上社系は深入りしなかったようだが、下社祝金刺氏一族の手塚家の一流が最期まで義仲に付き合い、義仲滅亡と頼朝勢力の一人勝ちによって立場を危うくし、存亡の危機に立たされた。手塚家には清和源氏満快の血を引く輔光流・信澄流の二系統が存在し、うち輔光流はかつて養猶子か婚姻等によって金刺氏と融合し、源姓・金刺姓を併用していた（最終的に金刺姓に落ち着く）。この輔光流手塚家の光頼の子に生まれた盛澄は、信澄流手塚家の信澄の養猶子となり、さらに自らか父祖に母系から注がれた藤原秀郷の血統によって秀郷流藤原氏の高度な弓馬術「秀郷朝臣秘決」を体得したが、長い在京活動が災いして平家方人と見なされ、頼朝に囚人として遇された。

しかし、頼朝の挙兵直後に信濃武士を糾合した縁故と、その時に獲得した諏方社への深い帰依と、伊豆の小土豪に始まりながら幕府重鎮に成り上がって急速に自前の武士団を構築したい動機を併せ持つ北条時政は、優れた弓馬術や秀郷流の血統（当然、弓馬術への期待が大きい）を持つ信濃武士の編成に着手した。そして、義仲与同の前歴により没落しかけた秀郷流藤原氏尾藤家・春日家（祢津〔根津〕家庶流。滋野姓）・中野家らの赦免とともに、盛澄の赦免を頼朝に働きかけ、成功した。これにより、盛澄は御家人化し、北条家の支援で生存権を与えられた恩顧への対価として、尾藤・春日・中野らと同様に北条家の被官となり、御内人化した。

盛澄は（これも恐らく北条家の支援により）下社祝の地位も獲得したが、弓馬術をもって幕府儀礼に参仕する必要性から鎌倉常住を求められ、これが郡外不可原則に抵触するため早くに祝を辞した。以後、鎌倉に常住して得宗の股肱となるべき御内人筆頭格の役割と、信濃に常住して全うすべき下社祝の責務を両立すべく、盛澄一家は鎌倉常住の御内人たる活動に専念する一流と、信濃常住の祝に専念する一流（盛次の子孫）に分流した。厳密な系譜の復元は困難だが、祝流には盛次・盛基・満貞・盛久・時澄らを輩出し、時澄の代で幕府滅亡を迎える。

一方、恐らく盛澄一家の男子の不足と、信澄流手塚家の存続という二つの理由から、盛澄一家は盛澄の義兄弟（養父信澄の子）たる手塚信綱の実子を養子に取り、盛重と名乗らせ（蓮仏C盛重）、彼の一家を鎌倉での御内人活動に専従させた。蓮仏C盛重は泰時・時宗期の得宗の股肱となり、その子真性（盛経）もその地位を継ぎ、その子直性（宗秀・宗経）も末期鎌倉幕府の長崎円喜政権で御内人三巨頭（長崎円喜・尾藤演心・諏方直性）の一人として重きをなし、高時に最期まで近侍して自害した。

以上の所論を総合した推定系図を示せば、図9のようになる（ゴシックは上社・下社の大祝〔祝〕）。

鎌倉期には、上社系大祝一家はあくまで信濃を出ず、鎌倉での活動形跡を一切残さず、信濃国内の武士編成に在地で専念した。これに対し、下社系は信濃で祝（大祝）流が祭祀に専念する一方、御内人流が得宗被官筆頭格の地位を早くに獲得して最後まで維持し、執権政治期以降、特に得宗専制期には実質的に幕府運営者の最上層にあって、行政を家職としつつ、祝と連携して下社祭祀に流鏑馬等で奉仕する庶子らをも供給する、という体制を有した。

かかる実態を伴って、「諏方郡は二分され上社・下社が、郡守である」と形容された勢力分立が成立した。信濃では、諏方社神役奉仕の所課を通じて地頭たる武士らと諏方社との間に密接な関係が形成され、諸武士に諏方社「氏人」の觀念が植えつけられていった、と小林は指摘する〔小林67・166頁、173頁〕。信濃での武士編成を徹底して他姓

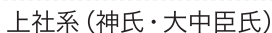


图 9

諸氏族をも吸収・包含した大規模武士団「神党」の形成に成功した上社系諏方家は、信濃での勝者であり、在地の勝者といえよう（したがって、下社系一家の信濃における勢力は、上社系と比べて限定的であつたと推測できる）。これに対し、得宗への徹底した従属・奉仕によって中央で長崎家（平氏）に次ぐ御内人たる政治的地位を獲得した下社系諏方家は、鎌倉での勝者であり、中央の勝者といえよう。

得宗家の仏事に参加した事実にも明らかな通り、得宗の側近を世襲した下社系ばかりでなく、上社系も御内人であり、両家とも最終的に得宗の偏諱「時」字を得るに至つた。ただ、上社と下社では全く態様が異なる上、信重解決に明らかな通り両社是对立的であつて、両社で連携・交流した形跡が（北条時行の鎌倉脱出を除き）史料上皆無であり、意図的に交流を忌避した可能性さえ疑つてよい。その根底には、上社大祝信重の下社祝盛基に対する軽蔑、すなわち上社大祝神氏に対する下社祝金刺氏の（祝としての）歴史の浅さがあると思われるが、信重の上社大祝も神氏の地位を実質的に下社祝輩出氏族たる大中臣氏が乗つ取つたものであるから、本質的に大差ない。

以上を踏まえると、諏方祝が武士団「神党」の統率者となつてゆく理由として、鎌倉の御内人諏方家の勢力隆盛を主たる理由に挙げた小林説「小林67「六六頁」は、小林が述べた意味では成立しない。小林が述べた意味とは、鎌倉の御内人諏方家の隆盛が、順接的に、連携関係にあった信濃の上社大祝家の隆盛を後押しした、という意味である。「神党」統率者は上社系、権勢を誇つた御内人は下社系であり、集団として全く重ならない上、両社は敵対的であつて運命共同体ではないので、下社系の繁栄が運命共、同、体的に、上社系の繁栄をもたらした可能性はない。

しかし、裏返して次のように考えることはできよう。下社系が鎌倉で繁栄を極め、そこで上社系が大きく後れを取つたことに、上社側は焦つた。そこで、下社系の影響力が比較的手薄な信濃で覇権を握ろうと目論み、鎌倉・中央の勝者の地位を下社系に譲る代わりに、信濃・在地の勝者の地位を確保すべく、信濃武士の「神党」への編成に

邁進し、成功した、と。敵[、]対[、]者[、]たる下社系の成功が上社系に地位挽回へと邁進する動機を与え、上社系の進展を促した、という逆説的な意味においてのみ、小林説の大枠は肯ける。

以上から、鎌倉期の諏方上下社の関係は次のように概括できよう。鎌倉幕府成立前後に、上社では下社祝出身の大中臣氏が大祝神氏の家に乗っ取って神姓上社大祝に収まり、下社では清和源氏満快流・金刺氏・藤原秀郷の血を引く盛澄が祝となって金刺姓下社祝（大祝）の家と金刺姓御内人の家を確立し、上社の優位を主張する上社側と、両社の対等を主張する下社側が角逐を繰り返しながら幕府滅亡に至った、と。両社いずれの主導権も下社祝の家（出身者）が握っていたことに注意すべきで、鎌倉期両社の対立には、鎌倉期以前の下社内部の対立が持ち込まれたという色彩が濃いと評価できる。古代の伝統的な神姓上社大祝の支配体制が源平合戦によって維持不能になった時、内乱を奇貨として、下社内部の一勢力（大中臣氏）は上社大祝に乗っ取って信濃に覇を唱えんとし、もう一勢力（清和源氏満快流・藤原秀郷の血を引く金刺氏）は下社祝に乗っ取って、信濃で上社の攻勢を押し返しつつ鎌倉に覇を唱えんとした、ということであろう。

課題——諏方上下社の起源、建武前後の系譜、同名異人の多さ

かくして史料上で（相論時を除いて）没交渉に見える上社系・下社系が初めて連携した明徴は、幕府滅亡時に下社系が時行を鎌倉から逃がし、上社系が時行を匿って信濃で挙兵した、中先代の乱に至る一連の経緯である。両系は初めて同族らしさを見せたが、遅きに失した。両系は南北朝期以後も対立を続け、戦国時代には上社が下社を滅亡同然にまで追い込む。旧説では、上社も下社と同じ金刺姓、また上社・下社は本来一つと説かれたが、本稿で検証した通り、上社・下社は組織として古くから別個であり、姓も異なる。かくも強く融合を拒む両系が、同じ「諏

方社」の名で併存した事実には、往古に起源する（恐らく社名さえ共有しなかった時代の）根深い対立の歴史を想定できるが、それは諏方社・諏方信仰成立の問題と不可分であるはずで、本稿の課題を超える。後考を俟ちたい。

なお、比較的信頼性が高い「伴野莊相伝系図」をはじめとして、上社大祝の系譜は下社系より明らかに見えるが、〈信重―信時―盛信―盛重―頼重〉を単純な男系直系とする系図が、史実と合わないことは本論で述べた。『神氏系図』に見える〈頼重―時継―頼継〉が男系直系であることは他史料に裏づけを得るが、それ以前の系譜は（信時の子盛信・盛重兄弟を除き）未だ確かでない。

しかも、「伴野莊相伝系図」は頼重の子時継を挙げずに、〈頼重―忠重―当祝〉の系譜を掲げる。忠重は諸系図に見えず、その子の「当祝」が何者かも（建武頃の人という以外）判明していない。「当祝」は時継の血を引かないので、試みに「守矢本大祝歴名」から時継の血を引かない（諸系図に時継の子孫として名が見えない）大祝就任者を抽出すると、²⁹貞和二年の継宗、³⁰文和元年の頼信、³¹延文五年の為員、³²応安三年の信員（左馬助殿子息）、³³応安七年の信有（原下野守殿子息）、³⁴康暦二年の頼員（信有舍弟）が該当する。すなわち、²⁹貞和二年の継宗以降の全員が、時継の血を引かない（忠重の子らしき）「当祝」の候補者であり、現状ではそれ以上に絞り込めない。頼重・時継親子は中先代の乱の主謀者として滅んだが、時継の兄弟らしき忠重はどこにあり、その子「当祝」は誰なのか、等といった問題が未解決である（足利直義の偏諱を受けた桃井直常を「桃井駿河守忠常」と記す『若狭国守護職次第』³⁵を勘案するに、頼重の子「忠重」は直義に与して偏諱を受け、祝の地位を獲得・相伝した可能性がろう）。

そして諏方家には極めて固有で特徴的な、未だ問題として俎上に上げられたこともない最大の未解決問題がある。本稿で指摘した新たな事例も含め、鎌倉期の諏方上社大祝・下社祝一族には、五人もの「盛重」がおり、二人の「盛

高」がいた。さらに、「守矢本大祝歴名」を子細に観察すると、鎌倉期の大祝と同名の「信時(14)」「盛信(15)」が院政期の⁽¹⁶⁾大祝として見えることに気づく。「歴名」の事例については誤写・改竄の可能性を慎重に検討せねばならないが、「盛重」「盛高」の事例は疑いを容れない。近い時代にこれほど同名異人が同族に多いことは他氏族に類を見ず、それが諏方家系譜問題を混乱させてきたのだが、視点を転ずれば、そうした混乱を招くことこそ狙いであった、意図的なミスリードとさえ疑える余地がある。いずれにせよ、この異常というべき同名異人の多さは何らかの意図の産物である可能性が疑われ、それは院政期―鎌倉期諏方社の祝に特有の政治的・信仰的理由に由来する可能性が考えられるが、今は解明の手立てがない。後の機会を期したい。

参考文献

- 石井進「大祝信重解状のこと」(『諏訪市史研究紀要』五、一九九三)
- 石井進「中世の諏訪信仰と諏訪氏」(『石井進著作集 第五巻』、岩波書店、二〇〇五、初出一九九七)
- 伊藤富雄「中世の下諏訪」(下諏訪町誌編集委員会編『下諏訪町誌(上巻)』第五編、甲陽書房、一九六三)
- 伊藤富雄「大祝信重解状解説」(『伊藤富雄著作集 第六巻 上代及び中世の山浦地方その他』、甲陽書房、一九八七、初出一九四一)
- 伊藤富雄「諏訪市史第三巻批判草稿」(『伊藤富雄著作集 第六巻 上代及び中世の山浦地方その他』、甲陽書房、一九八七)
- 井原今朝男「鎌倉期の諏訪神社関係史料にみる神道と仏道——中世御記文の時代的特質について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一九九、二〇〇八)
- 太田亮『日本国誌資料叢書 信濃』(磯部甲陽堂、一九二四)
- 金井典美「諏訪神社神官考―その出自と神権政治―」(『諏訪信仰史』、一九八二、初出一九九七)
- 郷道哲章「諏訪氏」(『地方別 日本の名族——五中部編』、新人物往来社、一九八九)
- 郷道哲章「鎌倉時代の諏訪」(諏訪市史編集委員会編『諏訪市史上巻 原始・古代・中世』第二章、諏訪市、一九九五)
- 郷道哲章「諏訪氏と「上社」「下社」——鎌倉時代の諏訪社領からみた上・下社の関係——」(『長野県立歴史館研究紀要』九、二〇〇三)

注

- 小林計一郎『信濃守護考』（『信濃中世史考』、吉川弘文館、一九八二、初出一九六二）
- 小林計一郎『諏訪氏と神党』（『信濃中世史考』、吉川弘文館、一九八二、初出一九六七）
- 小林計一郎『鎌倉時代の諏訪氏』（『信濃中世史考』、吉川弘文館、一九八二）
- 下諏訪町誌編纂委員会編『下諏訪町誌（上巻）』（甲陽書房、一九六三）
- 鈴木国弘『信濃国伴野庄諏訪上社神田相伝系図』について（『日本大学人文科学研究所 研究紀要』二〇、一九七八）
- 田中卓『古代阿蘇氏の一考察』（『田中卓著作集2 日本国家の成立と諸氏族』、国書刊行会、一九八六、初出一九六〇）
- 津田勉『諏訪「大祝」職の発生』（『國學院雑誌』一〇三・三、二〇〇二）
- 宝月圭吾『鎌倉時代』（渡辺世祐編『諏訪史 第三卷 中世の諏訪』前編、諏訪教育会、一九五四）
- 細川重男『嘉元の乱と北条貞時政権』（『鎌倉政権得宗専制論』、吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九二）
- 細川重男『諏訪左衛門入道直性について』（『鎌倉政権得宗専制論』、吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九六）
- 細川重男『御内人諏訪直性・長崎円喜の俗名について』（『信濃』六四・二、二〇一三）
- 宮坂光昭『「大祝信重解状」と『諏方大明神画詞』（『諏訪市史編纂委員会編『諏訪市史上巻 原始・古代・中世』「古代編 第七章 諏訪神社の古態」第八節、諏訪市、一九九五）
- 宮地直一『宮地直一論集 第一卷 穂高神社史 諏訪神社の研究（上）』（蒼洋社、一九八五、初出一九三一）
- 桃崎有一郎『鎌倉幕府の秩序形成における拝賀儀礼の活用と廢絶』（阿部猛編『中世政治史の研究』、日本史料研究会、二〇一〇）
- 桃崎有一郎『中世武家礼制史の再構築に向けた鎌倉幕府坩飯儀礼の再検討―坩飯は主従儀礼か―』（『鎌倉幕府礼制史―儀礼論と組織論』、思文閣出版、二〇二四、初出二〇二三）
- 桃崎有一郎『平戸記・妙槐記・古続記人名索引』（日本史料研究会、二〇一四）
- 桃崎有一郎『鎌倉末期の得宗家儀礼に見る長崎円喜・安達時頭政権の苦境―得宗空洞化・人材枯渇・幕府保守―』（『日本史研究』六八四、二〇一九）
- 桃崎有一郎『偽りの血脈』（講談社、二〇二五）

※『吾妻鏡』は『鏡』、『鎌倉遺文』x巻y号文書は①x・y、『源平盛衰記』は『盛衰記』、『大日本史料』x編之yのz頁は『大史』x・y・z頁と略した。

- (1) 翻刻は宮地31収載。
- (2) 『大日本古文書 大徳寺文書之二』六五〇。
- (3) 文永八年五月日笠原信親所帶証文目録（蓬左文庫所蔵金沢文庫本齊民要術卷十裏文書）（●14一〇八三六）。
- (4) 『尊卑分脈』清和源氏（②一〇一頁）。
- (5) 30 真盛被討。
- (6) 27 信濃横田河原軍事。
- (7) 正慶二年三月一日大川通通般若經由緒書（「相模臥龍庵文書」、●41一三〇四七）。
- (8) 10 龜寿殿令落信濃事付左近大夫偽落奥州事。
- (9) 『鏡』建久四年九月一日条。
- (10) 『鏡』文治三年八月一日条。
- (11) 『群書類從』雜部（統群本25）。
- (12) 建治二年一〇月一〇日賀茂氏久置文写（「山城鳥居大路文書」、●16一二五一五）。
- (13) 嘉元四年一二月二三日安冠者完券（「若狹秦金藏氏文書」、●30一二七七三）。
- (14) 『諏訪史料叢書』26「『守矢家諸記録類』所載」。
- (15) 金刀比羅本『平治物語』上、長門本『平家物語』15、『盛衰記』33「賴朝征夷將軍宣付康定閏東下向事」。
- (16) 『鏡』治承四年九月七日条等。
- (17) 『続日本後紀』承和一年正月七日条。
- (18) 神龜三年「山城国愛宕郡雲上里計帳（正倉院文書）」（『大日本古文書』1一333頁以下）。
- (19) 天平一年「備中国大稅負死亡人帳」（『大日本古文書』2一247頁以下）。
- (20) 『日本三代実録』貞觀八年二月七日条。
- (21) 『大史』1一9一147頁。
- (22) 『権記』長徳三年八月一日条。長保二年七月二七日条。
- (23) 慶長古活字本卷27「信濃横田川原軍事」。
- (24) 安貞二年三月一日関東下知状案（「肥前青方文書」、●6一三七三二）、寛喜二年一月二九日山城国散在春日社神人等申状（「大和福智院文書」、●44一五一〇二三）、文永四年六月四日記伊十津川十八郷莊司等起請文案（「高野山文書宝簡集四十八」、●13一七九二〇）、弘安一〇年一〇月一二日清原恒重第起請文（「国立図書館蔵明王院文書」、●21一六三六五）。

- (25) 元弘三年一〇月日望月重直女子神氏申状〔白田文書〕、[●]42(三六四二)。
- (26) 『江家次第』 4(正月丁除目)。
- (27) 『信濃史料』 8(558頁)。
- (28) 建武二年八月日市河親宗軍忠状〔『大史』 6(2146頁以下)〕。
- (29) 『鏡』 建保六年三月一六日条、承久元年一〇月二〇日条。
- (30) 承久元年八月一五日信濃諏訪十郷注文〔信濃守矢文書〕、[●]4(二五四一)。
- (31) 『鏡』 承久三年五月二二日条。
- (32) 嘉暦四年三月日関東下知状写〔信濃矢島文書〕、[●]39(三〇五五二)。宝月が拠ったのは『信濃史料』五の七〇頁以下に載せる「守矢文書」本と思われるが、やはり当該事実が見えない。
- (33) 『鏡』 正嘉二年八月一七日条、一八日条、九月二日条。
- (34) 『鏡』 寛喜二年二月三〇日条。
- (35) 『鏡』 貞永元年八月九日条、天福二年三月五日条等。
- (36) 『鏡』 天福二年三月五日条。
- (37) 『鏡』 文暦二年九月一日条、二日条。
- (38) 『鏡』 嘉禎二年一二月一九日条。
- (39) 『鏡』 寛元四年五月二五日条、六月六日条。
- (40) 『鏡』 寛元四年六月一〇日条。
- (41) 『鏡』 宝治元年六月五日条。
- (42) 『葉黄記』 宝治元年九月一七日条。
- (43) 『鏡』 弘長元年六月二二日条。
- (44) 『鏡』 宝治元年六月五日条。
- (45) 『鏡』 弘長元年六月二二日条。
- (46) 『鏡』 宝治二年六月一〇日条。
- (47) 『大史』 5(12154頁)。
- (48) 東京大学史料編纂所所蔵写本〔『信州諏訪祠文書』、架番号四一七一・五二二三〕に拠る。
- (49) 「守矢本大祝歴名」で大祝就任時の年齢が判明する事例(伝説的な長元三年の為信の一〇歳襲職を除く)を拾うと、建武二年の頼

- 継が七歳、応永四年の有継が九歳、同三年の員実が一三歳、永享二年の頼満も一三歳、文安五年の頼長が七歳、寛正七年の継満が一六歳、文明一六年の満実が五歳、明応九年の頼種が七歳、永正二年の頼清（頼隆）も七歳、同一一年の頼熙（頼寛）が九歳、同一七年の頼重が五歳、享祿二年の頼寛が七歳、天文七年の頼実が一歳、同一二年の頼忠が七歳、天正六年の頼水が九歳、同一五年の頼広が七歳、以下近世も同様であった。すなわち、中世以後の大祝は一〇歳未満から一〇代半ばの幼少で就任する地位であり、青壮年で離職するのが珍しくなかった。
- (50) 宝治三年三月日諏訪信重解状（信濃諏訪大祝家文書、（二五七） 107-106）。
- (51) 石井進の一九九三年の諏訪市民大学講座の発言。活字化されていないが、宮坂95 813頁の情報に拠る。
- (52) （承久二年）公文代盛与申状（京都大学蔵東大寺文書、（四四〇） 44-150749）。
- (53) 弘安五年七月二五日尼淨蓮申状（安芸楽音寺文書、（四四〇） 19-14671）。
- (54) 正応三年四月一〇日広峯長祐着到状（広嶺胤忠所蔵文書、（四四〇） 22-17311）。
- (55) 弘長三年三月一三日関東下知状（常陸塙不二丸氏文書、（四四〇） 12-18939）等。
- (56) 文永九年五月二日隆倫・道海連署和与状案（田中忠三郎氏所蔵文書、（四四〇） 14-11038）。
- (57) 元享三年八月日薩摩八幡新田宮本神人等名帳（薩摩新田神社文書、（四四〇） 37-128501）。
- (58) 28 諏訪上下宮社家系図 同附録。
- (59) 元文元年五月二五日千野兵庫先祖書（大史 11-2166頁）。
- (60) 元龜四年五月一〇日武田信綱書状（大史 10-16108頁）。
- (61) 8 上木曾瀬田にて討たるる事。
- (62) 文永元年七月二九日沙弥光念奉書（遠江蒲神明宮文書、（四四〇） 12-19135）。
- (63) 建長六年正月一四日光康奉書（遠江蒲神明宮文書、（四四〇） 11-17692）。
- (64) 建久八年六月日北条時政下文（遠江蒲神明宮文書、（四四〇） 2-1921）。
- (65) 『鏡』 正治元年三月二三日条。
- (66) 嘉祿三年一〇月一二日北条時房下文（遠江蒲神社文書、（四四〇） 6-3671）。
- (67) 正安四年一〇月二四日北条師時袖判御教書（遠江蒲神明宮文書、（四四〇） 28-12126）。
- (68) 文保二年一二月四日幸盛写経願文（相模妙本寺所蔵、（四四〇） 35-126836）。
- (69) 『鏡』 建長三年正月二九日条。
- (70) 『鏡』 文治四年二月二八日条、八月一五日程、同六年四月三日条、建久四年三月二二日程、九月一一日条、一〇月九日程、建仁三

- 年正月三日条、同四年正月二〇日条、二月二二日条、嘉禎三年七月一九日条。
- (71) 『日本紀略』安和元年二月一八日条。
- (72) 『鏡』寛喜二年二月三〇日条。
- (73) 『鏡』建長二年正月一日条。
- (74) 『鏡』文応二年正月一日条、弘長三年正月一日条。
- (75) 『鏡』建長三年一月二七日条。
- (76) 『鏡』建長五年正月三日条、建長八年正月五日条。
- (77) 清和源氏(③九六―一〇二頁)。
- (78) 『鏡』建長三年正月八日条、一〇日条、建長六年正月四日条、建長八年正月四日条、正嘉二年正月六日条。
- (79) 建久二年二月二二日前右大将(源頼朝)家政所下文(信濃下諏訪神社文書、鎌1151)。
- (80) 延慶三年九月一日大祝盛久覚書(信濃下諏訪祢宜大夫家文書、鎌312四〇五四)。
- (81) 寛元四年十一月一日將軍(藤原頼嗣)袖判下文(尊経閣所藏文書、鎌91六七六二)。
- (82) 紀氏(④二一〇頁)。
- (83) 『諏方史料叢書』卷二八 諏訪上下宮社家系図 全附録 所載。
- (84) 盛基の注は信重解状、時澄の注は元亨三年七月二七日関東下知状案(「信濃諏訪大社下社文書」、鎌371二八四六三)。
- (85) 7 実盛。
- (86) 30 真盛被討。
- (87) 9 木曾最期。
- (88) 35 粟津合戦事。
- (89) 8上17 木曾瀬田にて討たる事。
- (90) 8上17 木曾瀬田にて討たる事。
- (91) 下くわんとうの大せいみつにおはる事。
- (92) 五味文彦「奉行(中世)」(『国史大辞典12』、吉川弘文館、一九九一) 附載「室町幕府奉行人一覧」。
- (93) 『鏡』文治二年三月二二日条。
- (94) 承久四年二月二二日藤原某所領讓状(「下野茂本文書」、鎌51一九二七)。本文書で譲与者藤原某は「親父故筑後入道(八田知家)」と述べ、かつ後述の通り依田莊飯沼村等は嘉元元年段階で茂木知盛・知氏親子が領有権を主張している、譲与者藤原某・被譲

- 与者藤原一王はそれぞれ茂木知基・知宣（知盛の父）に比定される。
- (95) 嘉元元年一月二六日心仏讓狀（『下野茂木文書』、28一二六八八）。
- (96) 承久四年二月二日藤原某所領讓狀（『下野茂木文書』、5一二九二七）。
- (97) 『鏡』承久三年六月一日条、『承久記』。
- (98) 正安二年七月一日関東御教書（『新編追加』、27一二〇四八四）、延慶二年六月日肥前武雄社大宮司藤原国門申状案（『肥前武雄神社文書』、31一二三二二）。
- (99) 『盛衰記』29源氏軍配分事。
- (100) 山野龍太郎「鎌倉期武士社会における烏帽子親子関係」（山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』、思文閣出版、二〇一二）一六六・一六七・一七八頁によると、金沢実時（伯父で嫡宗家の北条泰時が加冠）・金沢顕時（嫡宗家の北条時宗が加冠）・曾我祐成（養父曾我祐信が加冠）の事例がある。
- (101) 『鏡』建長二年三月一日条、建治元年六月二七日六条八幡宮造営注文（海老名尚・福田豊彦『『田中穰氏旧藏典籍古文書』』六条八幡宮造営注文』について、『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二）。
- (102) 『盛衰記』27信濃横田川原軍事。
- (103) 『盛衰記』29源氏軍配分事、三六源氏勢汰事。
- (104) 『鏡』寿永三年四月六日条。
- (105) 寛喜元年六月日円性（平光盛）処分状（『久我家文書』、6一三八四一）。
- (106) 『鏡』文治二年三月二日条。
- (107) 『鏡』承久三年五月二六日条。
- (108) 『鏡』承久三年六月一日四日条。
- (109) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本（架番号二〇七五一二〇一）。
- (110) 『鏡』文治元年一〇月二四日条。
- (111) 『鏡』建久六年三月一〇日条。
- (112) 『鏡』文治五年七月一九日条。
- (113) 『鏡』建久元年一月七日条。
- (114) 『承久記』『承久兵乱記』。
- (115) 『鏡』建長二年三月一日条。

- (116) いずれも『続群書類従』系図部（続群本7上）。
(117) 『盛衰記』27「信濃横田川原軍事」。
(118) 『玉葉』治承五年七月一日条。
(119) 『鏡』承久三年六月一八日条。
(120) 『鏡』治承四年九月八日条、一〇日条、一〇月一八日条。
(121) 『鏡』寿永三年四月六日条。
(122) 『鏡』元暦二年五月三日条。
(123) 『鏡』文治二年一〇月二七日条、一月八日条、四年九月二日条。
(124) 『鏡』建暦三年二月一六日条。
(125) 『鏡』寿永三年二月二一日条。
(126) 『鏡』文治五年七月一九日条。
(127) 『鏡』建久元年一月七日条、建仁三年九月二日条。
(128) 『鏡』建暦三年五月三日条。
(129) 『鏡』承久三年五月二日条、六月一三日条、一四日条。
(130) 『鏡』貞応三年二月二三日条。
(131) 『鏡』貞応三年六月二七日条。
(132) 『鏡』貞応三年閏七月二九日条。
(133) 『鏡』嘉禄三年六月一八日条。
(134) 『鏡』天福二年八月二一日条。
(135) 『鏡』貞応三年閏七月二九日条。
(136) 『鏡』文治元年九月三日条。
(137) 『鏡』元暦元年六月二三日条。
(138) 『鏡』承久三年五月二日条、六月一四日条。
(139) 『鏡』貞永元年一月一三日条。
(140) 『鏡』治承四年九月一〇日条。
(141) 『鏡』文治二年三月二日条。

- (142) 『鏡』 元暦元年六月一六日条、文治二年三月九日条。
 (143) 『鏡』 建仁元年九月二日条。
 (144) 『鏡』 建久一〇年四月二〇日条、正治元年七月二六日条、建仁二年九月二二日条。
 (145) 『鏡』 建仁三年九月一九日条。
 (146) 『鏡』 建仁三年一月七日条。
 (147) 建仁三年九月四日北条時政下文（「出羽市河文書」、 $\text{鎌}3-1378$ ）。
 (148) 『鏡』 建仁三年九月二日条。
 (149) 建仁四年二月二日関東下知状（「出羽市河文書」、 $\text{鎌}3-1434$ ）。
 (150) 『承久兵乱記』 上ひてやすたねよしおちゆく事。
 (151) 建仁三年九月二三日関東下知状（「出羽市河文書」、 $\text{鎌}3-1381$ ）。
 (152) 建仁四年二月二日関東下知状（「出羽市河文書」、 $\text{鎌}3-1434$ ）。
 (153) 元久元年三月一九日関東下知状（「出羽市河文書」、 $\text{鎌}3-1441$ ）。
 (154) 『鏡』 文治五年七月一九日条。
 (155) 『鏡』 建保七年正月二七日条。
 (156) 建久三年二月一〇日將軍家（源頼朝）政所下文（「出羽市河文書」、 $\text{鎌}2-1645$ ）。同文書群にはこの政所下文しか残らないが、これは前年に断行された頼朝袖判下文から政所下文への一斉更改の結果と見られ、政所下文発給と引き換えに回収されたと考えるべき袖判下文が以前から存在したと推定してよい。
 (157) 治承四年一月一三日源某下文（「市河文書」、『平安遺文』八・三九三七）。
 (158) 嘉応二年二月七日某下文（「市河文書」、『平安遺文』七・三三三）。
 (159) 知宣の弟知景の子景信が「中野三郎」（『尊卑分脈』）。また景信の子景氏は、景信の兄景綱の養嗣子となり、その孫（景頼の子）時景が『鏡』仁治元年一月三〇日条に「中野左衛門尉時景」として現れる。
 (160) 『鏡』 建久五年一〇月九日条、嘉禎三年七月一九日条。
 (161) 『鏡』 正治三年正月二日条、建仁二年正月三日条、同年九月二九日条。
 (162) 『鏡』 建久元年八月一六日条。
 (163) 『鏡』 建久元年九月三日条。
 (164) 『鏡』 文治四年九月一四日条、文治五年七月一九日条、七月二八日条。

- (165) 『鏡』元久二年六月二日条。
- (166) 六月一日条、一七日条、七月八日条、二三日条、一月一〇日条、一六日条。
- (167) (弘安元年?) 尼妙蓮等重訴状(并薩院文書入来)、●17-1三〇七六。
- (168) 『建治三年記』二月二五日条。
- (169) 弘安七年九月九日得宗家奉行人連署奉書(相模円覚寺文書)、●20-一五三〇一。
- (170) 『続群書類従』神祇部(続群本3下)。
- (171) (元亨二年?) 平河道照申状(肥後平川文書)、●36-二八二九八。
- (172) 『円覚寺文書』「北条貞時十三年忌供養記」(円覚寺文書、『神奈川県史 資料編2 古代・中世(2)』二三六四)。
- (173) 『門葉記』冥道供七・関東冥道供現行記(良学)。
- (174) (元亨四年) 九月二六日結城宗広書状(越前藤島神社文書)、●37-二八八三五)。
- (175) 10千寿王殿被落大藏谷事。
- (176) 嘉暦四年三月日関東下知状写(信濃矢島文書)、●39-一三〇五五二)。
- (177) 徳治二年五月日相模円覚寺毎月四日大齋番文(相模円覚寺文書)、●30-一二九七八)。
- (178) 『宝覚真空禪師語録』坤一祭晦岩禅門(『信濃史料』5-144頁)。
- (179) 『続群書類従』伝部(続群本9下)。
- (180) 『雪村大和尚行道記』、『延宝伝燈録』二二一臨濟宗建仁雪村友梅禅師法嗣、『宝覚真空禪師語録』坤一宝覚真空禪師偈頌(長篇)。
- (181) 元亨三年七月二七日関東下知状案(信濃諏訪大社下社文書、●37-二八四六三)。
- (182) 『梅松論』、建武二年八月日市河親宗軍忠状(『大史』6-2-464頁)。
- (183) 『大史』6-17-7頁。
- (184) 『群書類従』雑部(続群本25)。
- (185) 『群書類従』補任部(続群本4)。